久山町福祉総合計画　素案

令和３年２月

久　山　町

目　次

第１部　総論

第１章 久山町福祉総合計画の策定にあたって 2
第１節　計画策定の背景と目的 2
第２節　計画策定の位置づけ・計画期間..... 3
第３節　国の動向 5
第４節　計画の策定方法..... 7
第２章 基礎データによる久山町の現状 9
第１節　久山町の人口等の推移 9
第２節　世帯の状況 12
第３節　人口動態 15
第４節　校区別人口・世帯・高齢化等の状況 17
第５節　支援が必要な人の状況 18
第３章 住民の意向調査からみる現状と課題..... 28
第１節　一般住民アンケート調査からみる現状と課題..... 28
第２節　要介護等認定者アンケート調査からみる現状と課題 30
第３節　障がい者アンケート調査からみる現状と課題..... 32
第４節　民生委員児童委員アンケート調査からみる現状と課題 37
第５節　事業所・団体アンケート調査からみる現状と課題..... 37
第４章 町の取り組みに関する現状と課題 39
第１節　第７次久山町高齢者保健福祉計画の評価・検証..... 39
第２節　第３期久山町障がい者計画、久山町第５期障がい福祉・第１期障がい児福祉計画の評価・検証 41
第３節　障がい福祉サービス等の成果目標の評価・検証..... 44
第４節　地域福祉推進に関する取り組みと課題 48
第５節　課題の整理 50
第５章 久山町福祉総合計画の基本方針 54
第１節　久山町福祉総合計画の基本理念..... 54
第２節　各分野の目指す姿..... 55
第３節　計画の全体図..... 56
第４節　計画の推進体制..... 57

第２部　各論（分野別計画）

ー 地域福祉計画 ー

第１章 地域福祉計画の基本方針 60

第１節　基本目標 60

第２節　地域福祉計画の体系図 62

第３節　地域福祉の推進にあたって 63

第２章 施策の展開 64

基本目標１　人と人、人と地域がつながるまちづくり 64

基本目標２　一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり 69

基本目標３　元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり 76

ー 地域福祉活動計画 ー

第１章 地域福祉活動計画の基本的な考え方 85

第１節　地域福祉活動計画とは 85

第２節　地域福祉活動計画の体系図 86

第２章 施策の展開 87

基本目標１　人と人、人と地域がつながるまちづくり 87

基本目標２　一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり 95

基本目標３　元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり 103

基本目標４　安定した社会福祉協議会の基盤づくり 110

ー 高齢者保健福祉計画 ー

第１章 高齢者保健福祉計画の基本方針 113

第１節　基本目標 113

第２節　高齢者保健福祉計画の体系図 115

第２章 施策の展開 116

基本目標１　自らつくる健康と生きがい　生涯現役のまち 116

基本目標２　高齢者を包括的に支え　安心して暮らせるまち 125

基本目標３　高齢者にやさしい　住みよいまち 135

ー 成年後見制度利用促進基本計画 ー

第１章 成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方.....143
第１節　成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と目的.....143
第２節　成年後見制度利用促進に向けた課題.....144
第２章 施策の展開.....145
基本目標１　権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築.....145
基本目標２　成年後見制度の利用促進.....146
第３章 施策の評価指標.....148

ー 障がい者計画 ー

第１章 障がい者計画の基本方針.....149
第１節　基本目標.....149
第２節　障がい者計画の体系図.....151
第２章 施策の展開.....152
基本目標１　障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち.....152
基本目標２　障がいがあっても自分らしくいきいきと暮らせるまち.....160

ー 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 ー

第１章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標.....177
第２章 障がい福祉サービス等の見込み.....183
第１節　障がい福祉サービスの事業量の見込み.....183
第２節　障がい児福祉サービスの事業量の見込み.....190
第３章 地域生活支援事業の見込み.....194
第１節　必須事業.....194
第２節　任意事業.....198

第１部　総論

第１章 久山町福祉総合計画の策定にあたって

第１節　計画策定の背景と目的

本町では、平成 15 年３月に保健・福祉分野の各実施計画を統合する計画として「久山町総合保健福祉計画」を策定し、平成 18 年３月には「久山町総合保健福祉計画（改訂版）」を策定しました。この計画に基づき、地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉など、各分野における法・制度等の改正や社会情勢の変化に応じて各分野の計画の見直しを行い、施策を展開してきました。

近年、我が国は、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化、核家族化などの家族形態の変化によって、家族での支え合いや、地域における住民同士のつながりが希薄化しています。また、高齢者の孤独死、自殺、ひきこもり、虐待、ドメスティックバイオレンス、生活困窮など、地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しており、このような課題は、公的な福祉サービスや制度だけでは対応できない「制度の狭間」である場合が少なくありません。

このような課題に対応するためには、個人や家庭、地域、関係機関・関係団体、行政がそれぞれの役割に基づきながら連携し、新たな支え合いの構築が必要となっています。また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

このような背景を踏まえ、本町におけるこれまでの取り組みや保健・福祉分野における共通した課題の認識や考え方を一致させ、共通の目標に向かって連携していく必要があります。子ども、高齢者、障がい者など全ての人々がともに地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すとともに、久山町のこれまで培ってきた「国土の健康」「人間の健康」「社会の健康」の３つの健康を守り、活かし、発展させていくことを「久山町福祉総合計画」策定の目的とします。

また、令和２年１月頃から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人が集まる行事等の中止、人と人が対面で交流する機会が制限されるなど、日常生活が一変する事態となりました。さらに、高齢者等の身体機能や認知機能の低下、社会的孤立、経済的困窮などの新たな問題も危惧されています。収束の見通しが立っていない状況ではありますが、この苦難を乗り越え、住民の安心した生活を取り戻すため、国及び県の感染症予防方針や支援策とともに、本町としての感染症対策に関する取り組みを計画にできる限り盛り込み、福祉行政を進めていきます。

第２節　計画策定の位置づけ・計画期間

本計画は「地域福祉」「高齢者保健福祉」「障がい福祉」など、福祉分野の課題に総合的に対応していく計画として位置づけられるものです。

また、本計画は、町の上位計画である「第３次久山町総合計画」や「第２期久山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図ります。

なお、「久山町子ども・子育て支援事業計画（第２期）」は、令和２年度～令和６年度までの計画として進められており、本計画においては、そこで示されている基本理念や基本方針、子どもと子育て家庭を支援するための施策との整合性を図ります。

久山町福祉総合計画

○ 久山町地域福祉計画
- 社会福祉法第 107 条が定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。
- 計画期間は、他計画との整合性を図り、令和３年度から令和８年度までの６年間とします。
- 社会福祉法第 109 条が定める「地域福祉活動計画」を含みます。

○ 久山町高齢者保健福祉計画
- 老人福祉法第 20 条の８が定める「市町村老人福祉計画」として位置づけられます。
- 成年後見制度利用促進法第 14 条が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。
- 計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

○ 久山町障がい者計画
- 障害者基本法第 11 条第３項が定める「市町村障害者計画」として位置づけられます。
- 計画期間は、令和３年度から令和８年度までの６年間とします。

○ 久山町障がい福祉計画・久山町障がい児福祉計画
- 障害者総合支援法第 88 条が定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 が定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられ、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する計画です。
- 計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

【各計画期間】

	令和					
	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
福祉総合計画	６か年計画					
地域福祉計画 ※地域福祉活動計画含む	６か年計画					
高齢者保健福祉計画 ※成年後見制度利用促進基本計画含む	第８次（３か年計画）			第９次（３か年計画）		
障がい者計画	第４期（６か年計画）					
障がい福祉・障がい児福祉計画	障がい福祉（第６期） 障がい児福祉（第２期）			障がい福祉（第７期） 障がい児福祉（第３期）		

【計画の位置づけ（イメージ）】

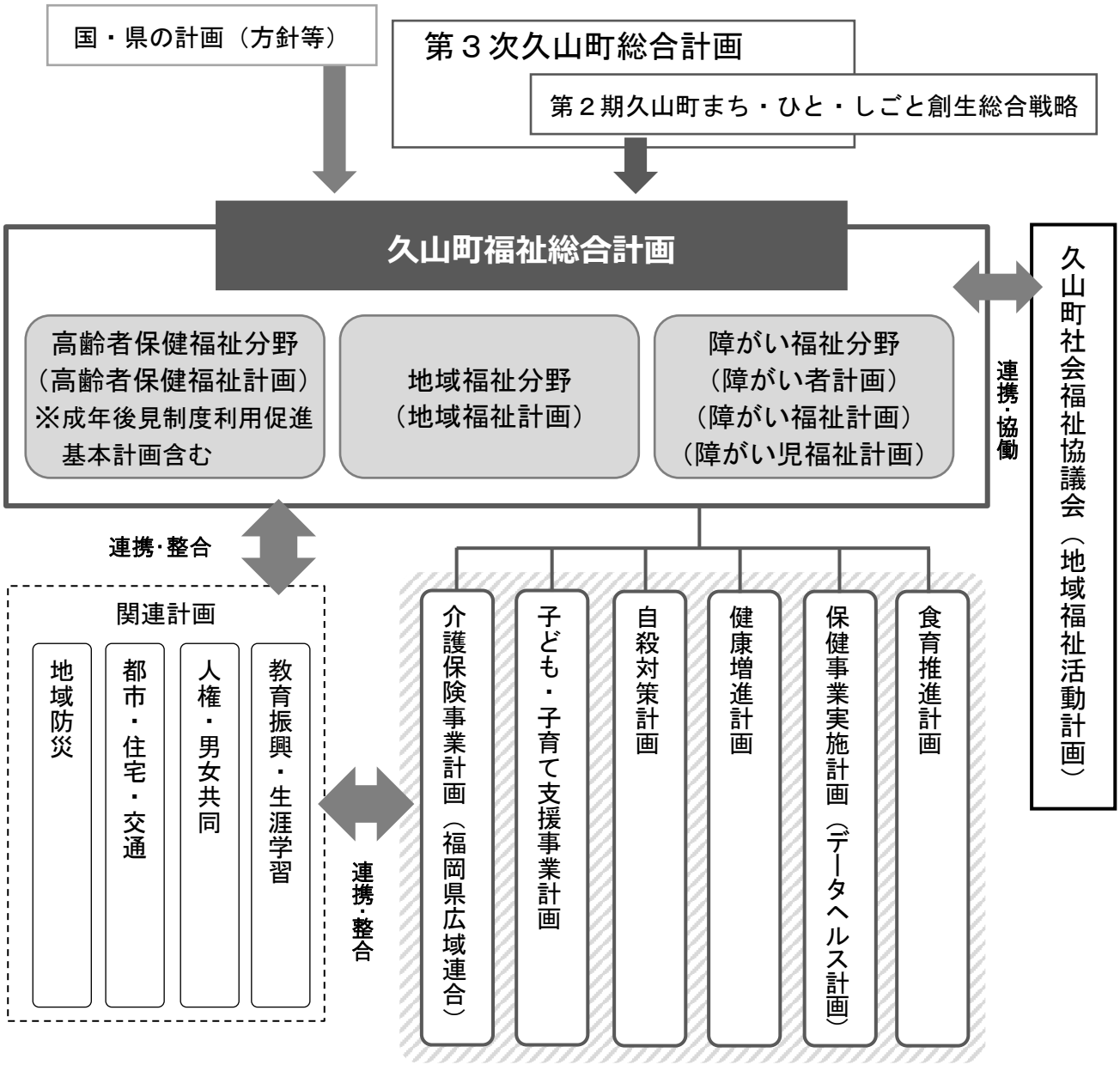

第３節　国の動向

1　地域福祉の推進、地域共生社会の実現に関する動向

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての人々が「地域」「暮らし」「生きがいを」を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、社会福祉法を改正するなど、包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実、「我が事・丸ごと」による地域福祉を推進しています。従来、各福祉分野で、サービスの基盤整備や生活環境整備が行われてきました。しかし、単一の公的支援制度では対応が難しい複合的な課題や、制度と制度の狭間に起こる課題が顕在化しており、各制度・分野が縦割りではなく、また住民参加も視野に入れた包括的な取り組みの方向性を示しています。

また、令和２年６月には「地域共生社会」の実現を図るため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。この中で、社会福祉法に基づく事業ならびに介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、支援体制ならびに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」を行うことができると定められました。

2　生活困窮者の自立促進に関する動向

社会経済の悪化や就業形態の多様化等を背景に、全国的に経済的に困窮している家庭の増加を踏まえ、平成 25 年に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年４月に施行されました。このことにより、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第２のセーフティーネット」として、生活の自立及び尊厳の確保と支援が開始されました。

また、平成 30 年には、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が施行され、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や生活困窮世帯の子どもへの学習支援、ひとり親家庭の生活の安定などの取り組みが進められています。

3　成年後見制度利用促進に関する動向

平成 28 年５月には「成年後見制度利用の促進に関する法律」が施行され、これにより市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されました。また、平成 29 年３月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、その中で、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画の策定や、関係機関との連携の中核となる機関設置等に努めるものとされ、制度の利用促進に向けた取り組みが進められています。

４　介護・高齢者保健福祉分野

平成 12 年に始まった介護保険制度は 20 年以上が経過し、介護が必要な高齢者の生活支援として、定着・発展してきました。一方、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに伴う介護給付費の増加、介護サービスを支える人材不足など、新たな問題が顕在化しています。さらに、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に到達する令和７年（2025 年）が近づく中、制度の持続可能性を確保することや高齢者が住み慣れた地域でできる限り住み続けることができる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、国は「第８期介護保険事業計画」の基本指針として、2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの施策の充実、認知症施策の推進、介護人材の確保、災害や感染症対策に係る備えの充実などを示しました。

５　障がい福祉分野

国は、障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児が、基本的人権を有する主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備されてきました。平成 25 年４月に「障害者総合支援法」施行され、以降、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」の施行など、障がい者の権利擁護に関する取り組みなどが進められてきました。

また、平成 30 年４月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定し、これにより、各市町村には「障がい児福祉計画」の策定が義務づけられました。

さらに、令和元年度に国は「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」の策定に向け、基本指針の審議・見直しを行い、各市町村においても、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る取り組みや目標などの設定が求められています。

第４節　計画の策定方法

１　久山町福祉総合計画策定委員会による協議

本計画は、行政区や民生委員児童委員をはじめとする住民の代表、社会福祉協議会や福祉サービス事業所、関係機関や関係団体などの代表者、行政関係者等で構成する「久山町福祉総合計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置し、計画内容について協議しました。

２　住民へのアンケート調査による現状・課題の把握

地域福祉、介護・医療、障がい者・障がい児の現状やニーズを把握し、施策を検討するため、各種調査を実施しました。調査結果は、策定委員会に報告し、課題の抽出を行うとともに、今後の施策を検討するための参考資料としました。

調査方法・回収結果は以下の通りです。

【調査方法】郵送配布・郵送回収
【調査時期】令和２年８月 21 日～９月４日

調査対象	調査対象範囲	調査数	回収数（回収率）
一般住民	町内在住の 20 歳以上の町民	1,000 人	582 件（58.2%）
要支援・要介護認定者	介護サービス給付台帳に基づく在宅で生活する要支援・要介護認定者	150 人	106 件（70.6%） うち、有効回収数 91 件 （有効回収率 60.6%）
障がい者・障がい児	町内在住の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者（障がい児含む）	400 人	269 件（67.3%）

3　関係団体・事業所からの意見聴取

町内で地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉に関する活動や事業を行う関係団体・事業所の活動状況や地域の福祉課題・解決策などを把握し、施策を検討するため、アンケート調査を実施しました。

【調査方法】郵送配布・郵送回収

調査対象	調査対象範囲	調査時期	調査数	回収数 （回収率）
民生委員 児童委員	民生委員児童委員 全員	令和２年 ８月 21 日～ ９月４日	20 人	20 件 （100.0%）
関係団体 ・事業所	町内の社会福祉全般、介護・高齢者保健福祉、障がい福祉、子ども・子育てに関する活動や事業を行う団体・事業所	令和２年 ９月１日～ ９月 11 日	６団体 14 事業所	５団体 （83.3%） 10 事業所 （71.4%）

4　各種計画の実施状況等の評価及び検証

町の各種担当課、関係課が、これまでの町の高齢者保健福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づく取り組みや施策・事業の実施状況等について評価・検証を行うとともに、今後の方針を明確にした上で、施策検討などの資料としました。

5　パブリックコメントの実施

より広く、住民意見の反映に努めるため、町のホームページ等を活用し、計画素案に対するパブリックコメント（意見募集）を行いました。また、意見及び意見に対する町の方針は、策定委員会に報告し、計画策定の参考としました。

【実施方法】ホームページ上での掲載、広報紙（２月）での周知
【募集期間】令和３年２月１９日～令和３年３月１０日
【募集結果】　件（　人）

第２章 基礎データによる久山町の現状

第１節　久山町の人口等の推移

1　総人口の推移

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、平成２年からは横ばいまたは微増となっていましたが、平成 17 年から平成 22 年にかけて 515 人と大幅に増加し、平成 27 年時点で 8,225 人となっています。

【総人口の推移】（国勢調査）

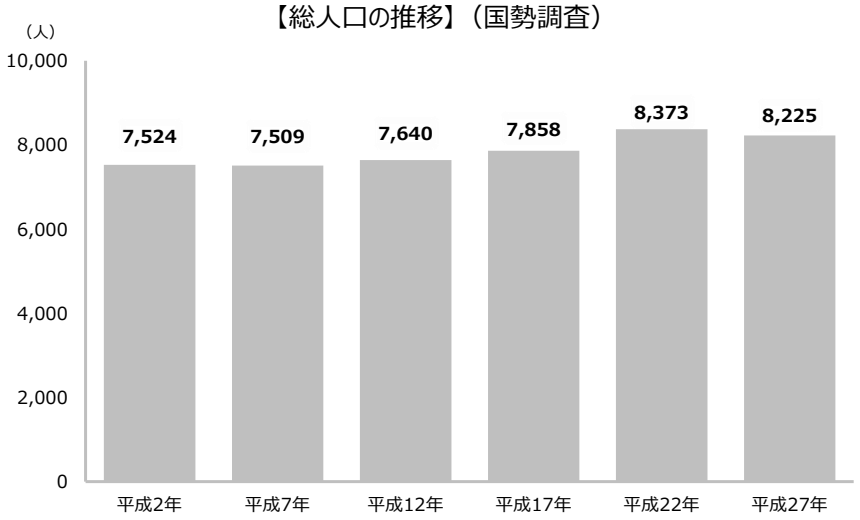

資料：国勢調査

平成 27 年の本町の５歳階級人口ピラミッドをみると、男女とも 65～69 歳の人口が最も多く、次に、女性は 35～39 歳、男性は 40～44 歳の層が多くなっています。これを平成 17 年と比較すると、男女ともに 65 歳以上の高齢者層が増加する一方で、35～44 歳及びその子どもにあたる５～14 歳の人口が増加しています。

【人口ピラミッド】

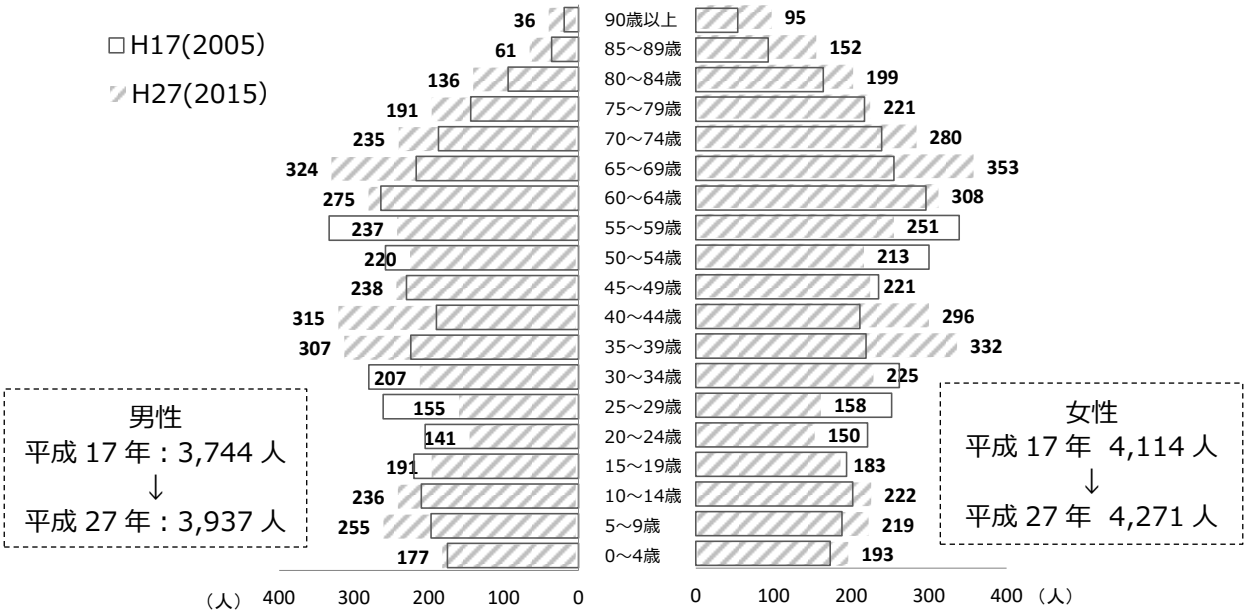

資料：国勢調査（グラフ上の数値は平成 27 年の値）

住民基本台帳人口による本町の総人口の推移をみると、平成 15 年４月１日時点の 7,799 人から、平成 19 年４月１日時点には 8,000 人を超え、令和２年４月１日現在では 9,065 人と 9,000 人を超えています。

【総人口の推移】（住民基本台帳人口）

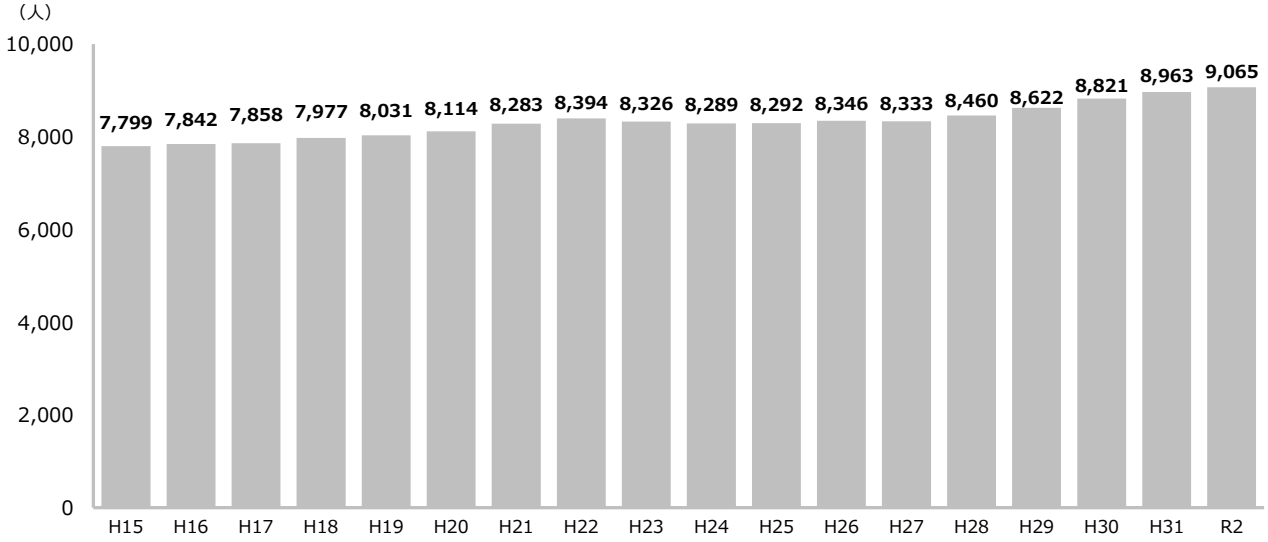

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日）

２　年齢３区分別人口の推移

年齢３区分別人口の推移をみると、平成 24 年から令和２年にかけて、０～14 歳の年少人口は 203 人、15～64 歳の生産年齢人口は 170 人、65 歳以上の高齢者人口は 403 人増加しています。

各年齢区分が総人口に占める割合をみると、０～14 歳及び 15～64 歳は近年では増加傾向となっていることから、65 歳以上の割合（高齢化率）は、平成 29 年の 28.1%をピークに減少し、令和２年４月１日現在で 27.3%となっています。

【年齢３区分別人口の推移】

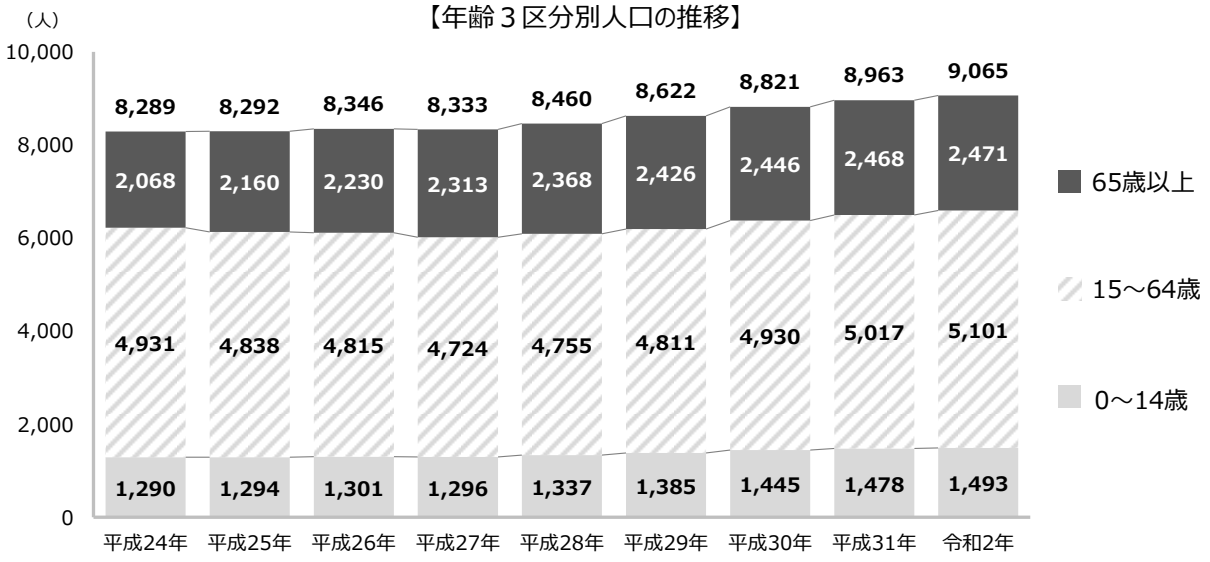

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日）

【年齢３区分別人口（割合）の推移】

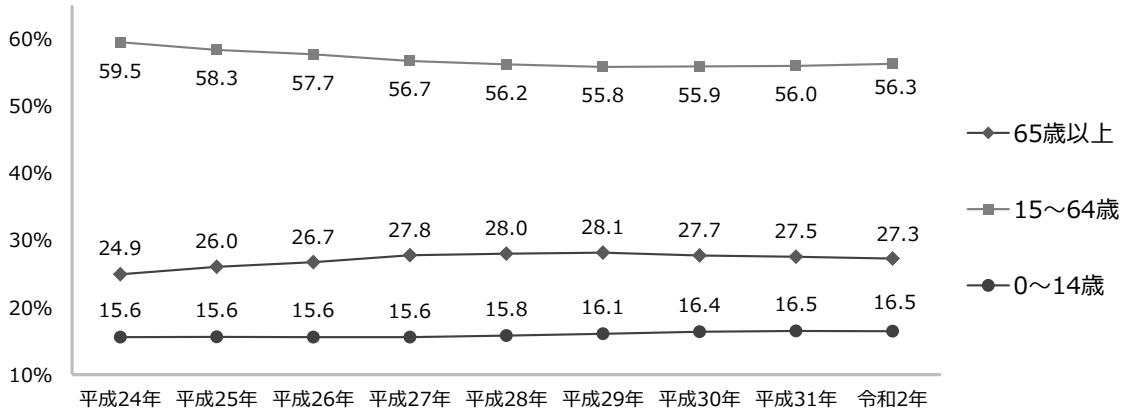

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日）

糟屋郡内の他町と比べると、本町の高齢化率は最も高い値で推移していましたが、令和２年４月１日現在で 27.3%と宇美町（27.5%）に次いで高くなっており、最も低い粕屋町（17.8%）とは 9.5 ポイントの差がみられます。

ただ、平成 24 年から令和２年までの推移をみると、本町の高齢化率は 2.4 ポイント増加と他町に比べて低いことから、本町の高齢化率は元々高いものの、近年の高齢化の進行は食い止められている状況と考えられます。

【糟屋郡内の他町との高齢化率の比較】

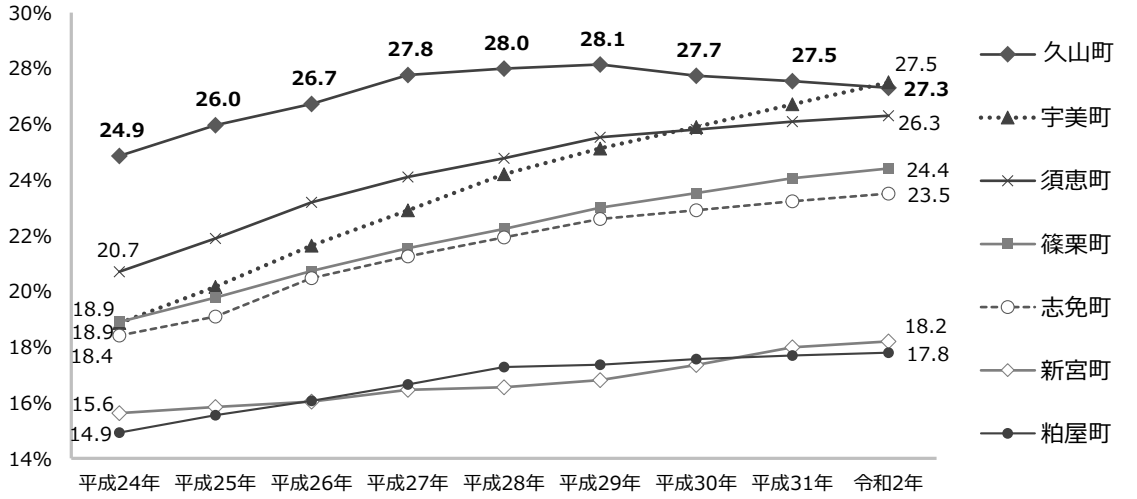

（%）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	H24→R2 増加ポイント
久山町	**24.9**	**26.0**	**26.7**	**27.8**	**28.0**	**28.1**	**27.7**	**27.5**	**27.3**	**2.4pt**
篠栗町	18.9	19.8	20.7	21.5	22.2	23.0	23.5	24.1	24.4	5.5pt
粕屋町	14.9	15.6	16.1	16.7	17.3	17.4	17.6	17.7	17.8	2.9pt
須恵町	20.7	21.9	23.2	24.1	24.8	25.5	25.8	26.1	26.3	5.6pt
新宮町	15.6	15.8	16.0	16.5	16.6	16.8	17.4	18.0	18.2	2.6pt
志免町	18.4	19.1	20.5	21.2	21.9	22.6	22.9	23.2	23.5	5.1pt
宇美町	18.9	20.2	21.6	22.9	24.2	25.1	25.9	26.7	27.5	8.6pt
糟屋郡平均	18.9	19.8	20.7	21.5	22.1	22.7	23.0	23.3	23.6	4.7pt
福岡県平均	22.4	23.2	24.1	25.0	25.7	26.2	26.7	27.1	27.4	5.0pt

資料：福岡県統計資料（各年４月１日）

第２節　世帯の状況

１　一般世帯数の推移

国勢調査による本町の一般世帯総数は平成 27 年で 2,815 世帯となっており、平成２年から 767 世帯増加しています。一方、一世帯当たりの人員は年々減少し、平成 27 年は 2.92 人と３人を下回るようになりましたが、福岡県平均と比べると一世帯当たりの人員は多い状況です。

また、家族類型別の世帯の状況をみると、平成 27 年は、核家族世帯が 1,769 世帯と最も多く、一般世帯総数の 62.8%を占めています。また、単身世帯は平成２年の 241 世帯から平成 27 年では 565 世帯と 324 世帯増加しており、増加率は 134.4%と他の家族類型に比べて大きくなっています。

【家族類型別一般世帯数・一世帯当たりの人員の推移】

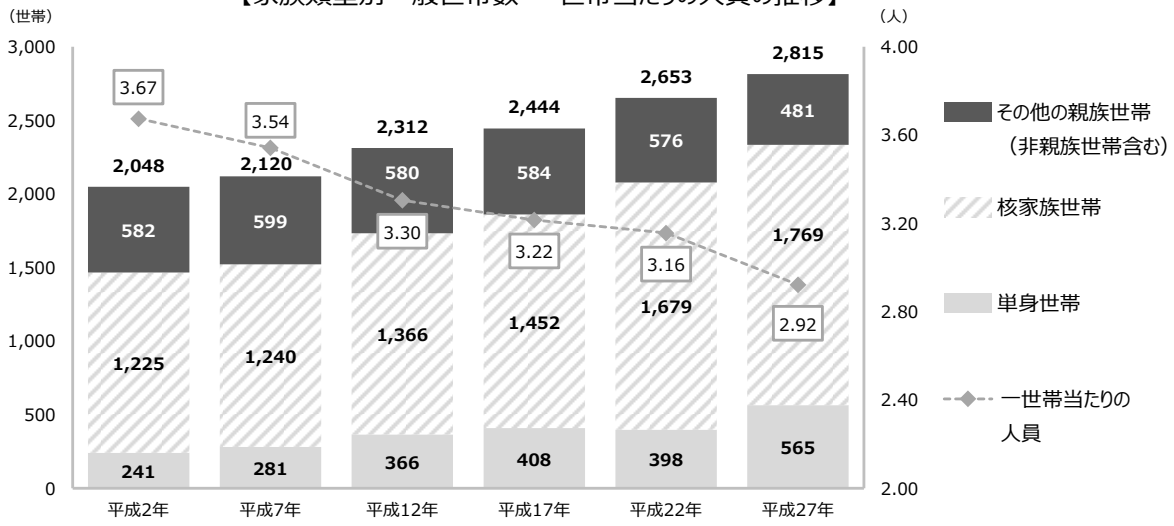

単位：世帯、人

			平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H2→H27 増減率
久山町	一般世帯総数		2,048	2,120	2,312	2,444	2,653	2,815	37.5%
	単身世帯		241	281	366	408	398	565	134.4%
			11.8%	13.3%	15.8%	16.7%	15.0%	20.1%	70.6%
	核家族世帯		1,225	1,240	1,366	1,452	1,679	1,769	44.4%
			59.8%	58.5%	59.1%	59.4%	63.3%	62.8%	5.1%
		夫婦のみ	286	348	438	461	510	560	95.8%
			14.0%	16.4%	18.9%	18.9%	19.2%	19.9%	42.5%
		夫婦と子ども	796	758	772	808	943	954	19.8%
			38.9%	35.8%	33.4%	33.1%	35.5%	33.9%	-12.8%
		男親と子ども	16	21	25	27	41	58	262.5%
			0.8%	1.0%	1.1%	1.1%	1.5%	2.1%	163.7%
		女親と子ども	127	113	131	156	185	197	55.1%
			6.2%	5.3%	5.7%	6.4%	7.0%	7.0%	12.9%
	その他の親族世帯（非親族世帯含む）		582	599	580	584	576	481	-17.4%
			28.4%	28.3%	25.1%	23.9%	21.7%	17.1%	-39.9%
	総人口		7,524	7,509	7,640	7,858	8,373	8,225	9.3%
	一世帯当たりの人員		3.67	3.54	3.30	3.22	3.16	2.92	-20.5%
福岡県	一般世帯総数		1,623,805	1,774,183	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617	35.3%
	総人口		4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	6.0%
	一世帯当たりの人員		2.96	2.78	2.63	2.54	2.41	2.32	-21.6%

※一世帯当たりの人員＝総人口／一般世帯総数　　資料：国勢調査

2　子育て世帯の状況

本町の 18 歳未満の親族のいる子育て世帯は、平成 17 年から平成 22 年にかけて大幅に増加しており、平成 27 年では、18 歳未満の親族のいる世帯数が 805 世帯、６歳未満の親族のいる世帯数が 339 世帯となっています。

【18 歳未満の親族のいる世帯の推移】

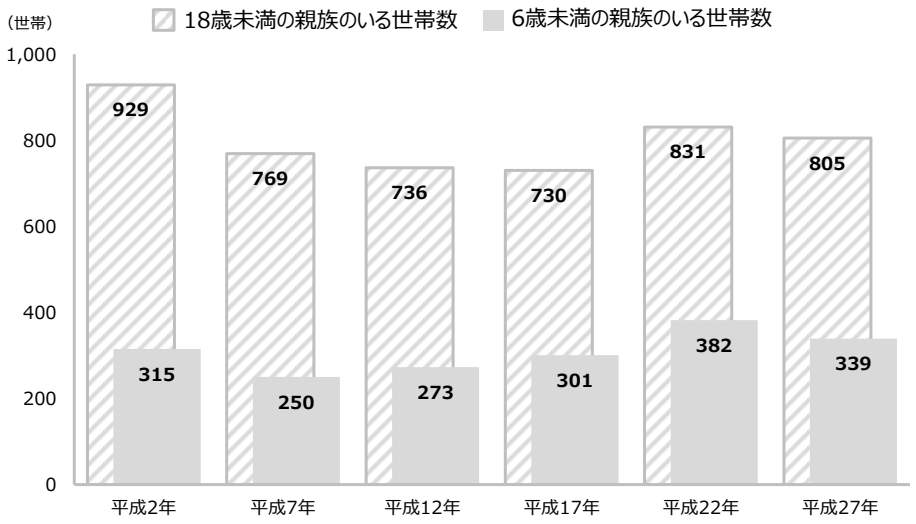

資料：国勢調査

ひとり親世帯の状況をみると、前述した子育て世帯の減少に伴い、ひとり親世帯の割合も減少傾向にありましたが、平成 17 年以降、再び増加に転じ、平成 27 年では、母子世帯数が 26 世帯、父子世帯が８世帯、合わせたひとり親世帯が 34 世帯となっており、一般世帯に占める割合は 1.21%となっています。

【ひとり親世帯の推移】

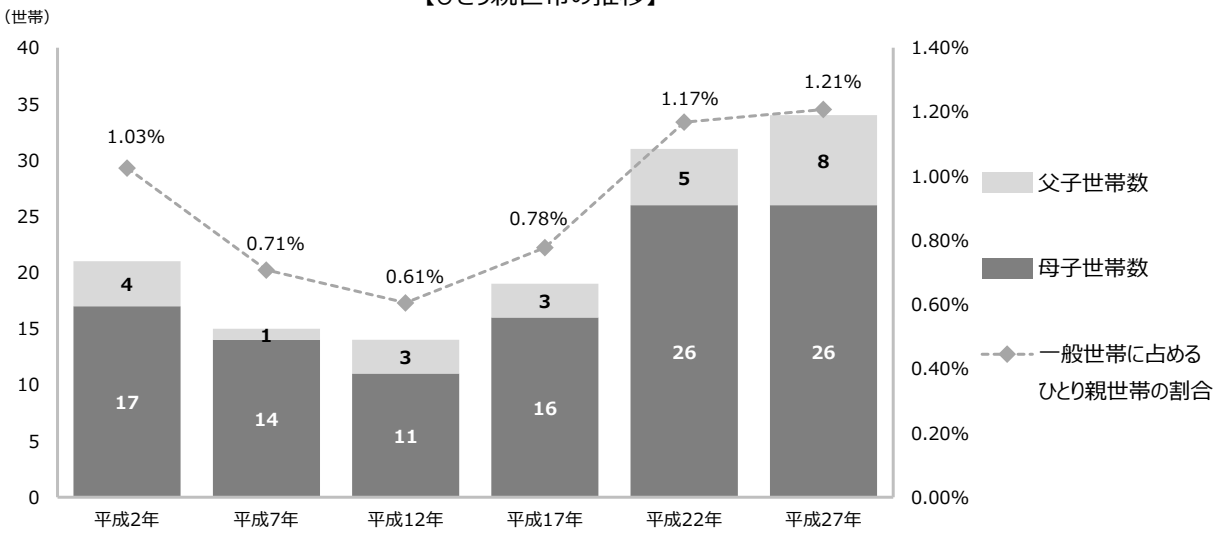

資料：国勢調査

※母子世帯・父子世帯とは、核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

3　高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成 27 年では 1,477 世帯、一般世帯数に占める割合は 52.5%と半数以上となっています。また、平成２年から平成 27 年にかけて２倍近く増加しています。

平成 27 年の高齢者のいる世帯の内訳は、高齢者単身世帯が 290 世帯、高齢者夫婦のみの世帯が 388 世帯となっており、これらを合わせると 678 世帯、一般世帯数に占める割合は 24.0%となっています。

また、平成２年から平成 27 年までの増加率は、高齢者単身世帯が 249.4%増、高齢者夫婦のみの世帯が 218.0%増と大きく増加しています。

【高齢者のいる世帯の推移】

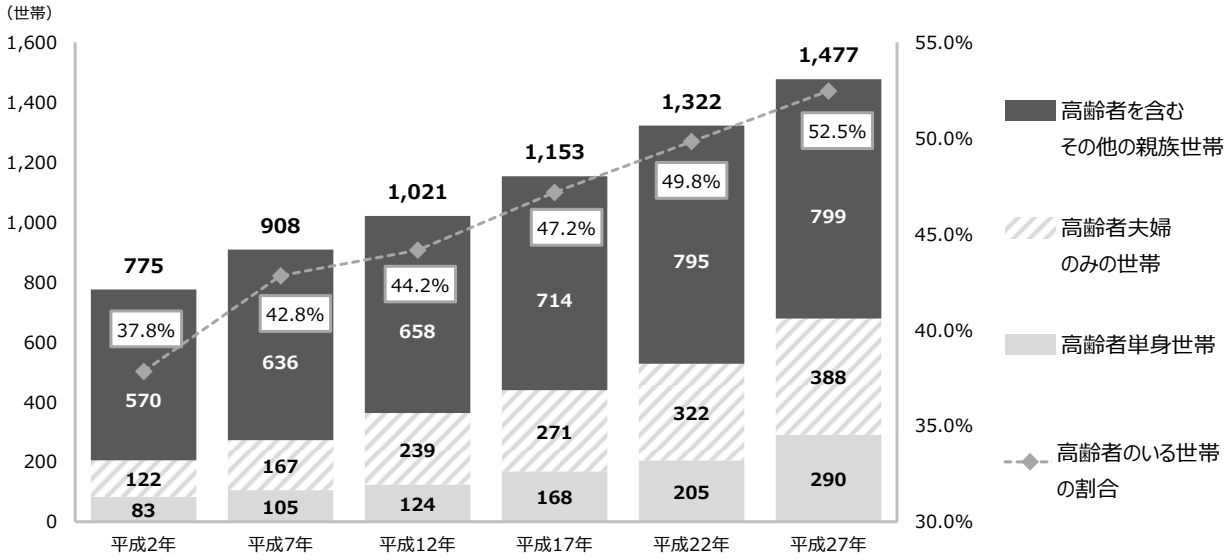

単位：世帯

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H2→H27 増減率
久山町	一般世帯総数	2,048	2,120	2,312	2,444	2,653	2,815	37.5%
	高齢者のいる世帯総数	775	908	1,021	1,153	1,322	1,477	90.6%
		37.8%	42.8%	44.2%	47.2%	49.8%	52.5%	38.7%
	高齢者単身世帯	83	105	124	168	205	290	249.4%
		4.1%	5.0%	5.4%	6.9%	7.7%	10.3%	154.2%
	高齢者夫婦のみの世帯	122	167	239	271	322	388	218.0%
		6.0%	7.9%	10.3%	11.1%	12.1%	13.8%	131.4%
	高齢者を含むその他の親族世帯	570	636	658	714	795	799	40.2%
		27.8%	30.0%	28.5%	29.2%	30.0%	28.4%	2.0%

※高齢者夫婦のみの世帯は、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上

資料：国勢調査

第３節　人口動態

1　婚姻・離婚の状況

本町の婚姻・離婚の推移をみると、年によってばらつきがあり、平成 24 年から平成 30 年までの平均をみると、婚姻件数が 35 件、離婚件数が 16 件となっています。

また、本町の婚姻率（人口千対）は、福岡県平均よりも下回っています。

【婚姻･離婚の推移】

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
久山町	婚姻数（件）	27	35	44	24	39	41	33
	離婚数（件）	13	13	14	19	21	9	22
	婚姻率（人口千対）	3.28	4.23	5.32	2.94	4.71	4.85	
	離婚率（人口千対）	1.58	1.57	1.69	2.33	2.53	1.07	
福岡県	婚姻率（人口千対）	5.55	5.58	5.42	5.52	5.26	5.12	
	離婚率（人口千対）	2.09	2.04	1.98	2.01	1.93	1.90	

※婚姻率・離婚率（人口千対）＝婚姻数・離婚数÷人口×1000　　資料：人口動態調査

2　出生・死亡の状況

本町の出生・死亡の推移をみると、平成 25 年以降、死亡数が出生数を上回るようになり、その後も自然減が続いています。平成 30 年は出生数が 79 人、死亡数が 96 人、17 人の自然減となっています。

また、本町の出生率（人口千対）は、福岡県平均よりも下回っており、平成 29 年では福岡県平均が 8.60 に対して本町は 7.70 と低くなっています。一方、死亡率は平成 25 年以降、福岡県平均を上回るようになり、その後も高い値で推移しています。

【出生･死亡の推移】

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
久山町	出生数（人）	68	59	60	70	65	65	79
	死亡数（人）	61	86	84	83	92	95	96
	自然増減数（人）	7	-27	-24	-13	-27	-30	-17
	出生率（人口千対）	8.30	7.10	7.30	8.60	7.80	7.70	
	死亡率（人口千対）	7.40	10.39	10.16	10.16	11.10	11.24	
福岡県	出生率（人口千対）	9.10	9.10	9.00	9.10	8.70	8.60	
	死亡率（人口千対）	9.70	9.80	9.77	10.06	10.09	10.40	

※出生率・死亡率（人口千対）＝出生数・死亡数÷人口×1000　　資料：人口動態調査

3　合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした子どもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は、横ばいで推移しており、福岡県平均を下回っていましたが、直近の統計（平成 25 年～平成 29 年）では、1.52 と大幅に増え、福岡県平均を上回っています。

【合計特殊出生率の推移】

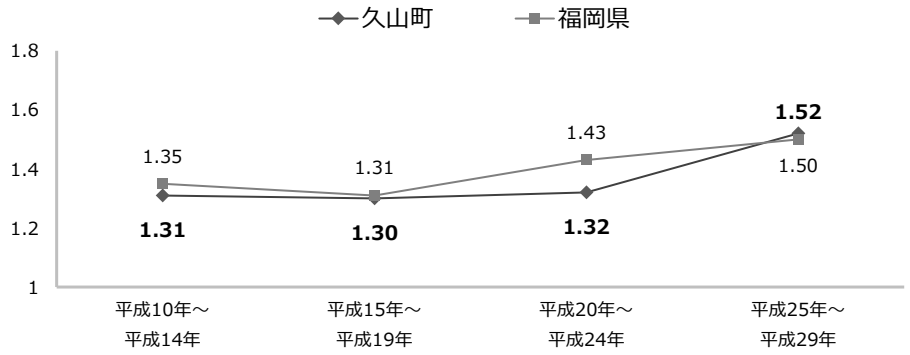

資料：厚生労働省　人口動態統計特殊報告

4　転入・転出、人口増減の状況

転入・転出の状況は、平成 28 年以降、転入数が転出数を大幅に上回るようになり、社会増が続いています。平成 30 年では、転入数が 586 人、転出数が 361 人、225 人の社会増となっています。

また、本町は平成 27 年以降、自然減と社会増の状況が続き、平成 30 年では 208 人の人口増加となっています。

【転入･転出の推移】

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
久山町	転入（人）	300	355	266	372	533	484	586
	転出（人）	267	270	279	340	304	354	361
	社会増減数（人）	33	85	-13	32	229	130	225

資料：住民基本台帳人口移動報告

【人口増減の推移】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数（人）	68	59	60	70	65	65	79
死亡数（人）	61	86	84	83	92	95	96
自然増減数（人）	7	-27	-24	-13	-27	-30	-17
転入（人）	300	355	266	372	533	484	586
転出（人）	267	270	279	340	304	354	361
社会増減数（人）	33	85	-13	32	229	130	225
人口増減（人）	40	58	-37	19	202	100	208

資料：自然増減数は人口動態調査、社会増減数は住民基本台帳人口移動報告

第４節　校区別人口・世帯・高齢化等の状況

本町は、２校区にエリア分けされ、令和２年４月１日現在、山田校区が 4,017 人、久原校区が 5,048 人となっており、久原校区が町全体の 55.7%を占めています。また、高齢化率は山田校区が 31.4%と高く、久原校区は 24.0%となっています。

各校区はそれぞれ４行政区に分かれ自治組織を形成しています。

山田校区の中で、総人口は下山田行政区が 1,649 人と最も多く、高齢化率は草場行政区が 45.2%と最も高くなっています。平成 28 年から令和２年までの総人口の増減率は上山田行政区（13.8%増）、高齢者数の増減率は下山田行政区（9.4%増）が大きくなっています。

久原校区の中で、総人口は下久原行政区が 1,758 人と最も多く、高齢化率は東久原行政区が 27.9%と最も高くなっています。平成 28 年から令和２年までの総人口の増減率は、上久原行政区が 44.0%増となっており、人口増加が顕著となっています。一方、東久原行政区では唯一、人口減少がみられ、高齢者数の増減率も 8.4%増と大きくなっています。

【行政区別人口･世帯数、高齢者人口の推移】

	平成28年4月1日					令和2年4月1日					H28→R2	H28→R2
行政区名	総人口	世帯数	世帯人員	高齢者人口	高齢化率	総人口	世帯数	世帯人員	高齢者人口	高齢化率	総人口増減率	高齢者数増減率
猪野	1,007人	353世帯	2.85人	353人	35.1%	1,030人	393世帯	2.62人	364人	35.3%	2.3%	3.1%
上山田	937人	347世帯	2.70人	306人	32.7%	1,066人	396世帯	2.69人	319人	29.9%	13.8%	4.2%
下山田	1,641人	603世帯	2.72人	416人	25.4%	1,649人	660世帯	2.50人	455人	27.6%	0.5%	9.4%
草場	261人	131世帯	1.99人	117人	44.8%	272人	137世帯	1.99人	123人	45.2%	4.2%	5.1%
山田校区	3,846人	1,434世帯	2.68人	1,192人	31.0%	4,017人	1,586世帯	2.53人	1,261人	31.4%	4.4%	5.8%
上久原	950人	357世帯	2.66人	250人	26.3%	1,368人	577世帯	2.37人	264人	19.3%	44.0%	5.6%
中久原	905人	327世帯	2.77人	251人	27.7%	953人	392世帯	2.43人	254人	26.7%	5.3%	1.2%
下久原	1,745人	628世帯	2.78人	426人	24.4%	1,758人	660世帯	2.66人	422人	24.0%	0.7%	-0.9%
東久原	1,014人	368世帯	2.76人	249人	24.6%	969人	380世帯	2.55人	270人	27.9%	-4.4%	8.4%
久原校区	4,614人	1,680世帯	2.75人	1,176人	25.5%	5,048人	2,009世帯	2.51人	1,210人	24.0%	9.4%	2.9%
町全体	**8,460人**	**3,114世帯**	**2.72人**	**2,368人**	**28.0%**	**9,065人**	**3,595世帯**	**2.52人**	**2,471人**	**27.3%**	**7.2%**	**4.3%**

資料：庁内資料（各年４月１日現在）

【行政区別人口･高齢化率（令和２年４月１日現在）】

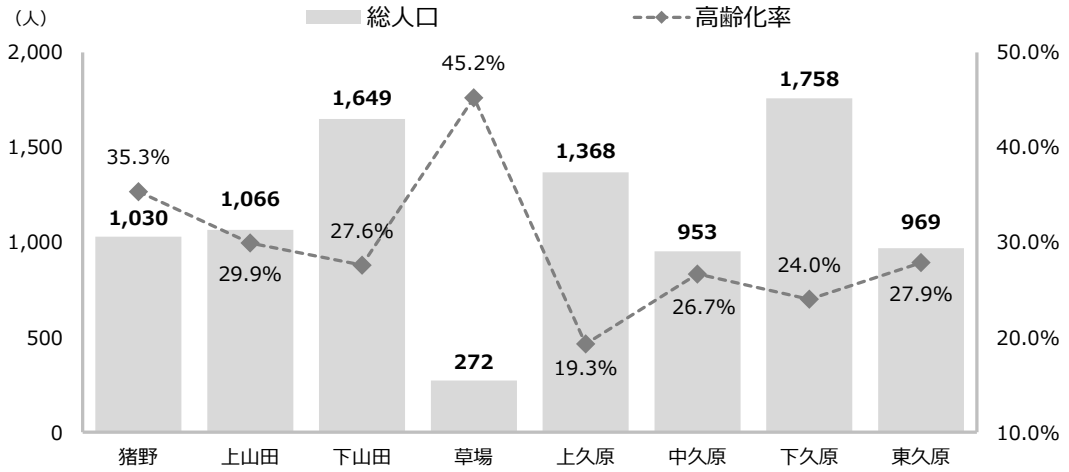

資料：庁内資料（令和２年４月１日現在）

第５節　支援が必要な人の状況

１　要支援・要介護高齢者の推移

要支援・要介護認定を受けている高齢者は、概ね 370 人前後で推移しており、令和２年４月１日現在で 368 人となっています。要介護度別でみると、要支援１・２は 122 人と全体の 33.2%を占め、また、要介護１～５は 246 人と全体の 66.8%を占めています。平成 27 年から令和２年までの増減率は、要介護５が 25.0%増と最も大きく、次いで、要支援２が 17.1%増となっています。

本町の高齢者人口に占める割合（要介護等認定率）は、横ばいまたは減少で推移しており、令和２年４月１日現在で 14.9%となっています。また、要介護等認定率は、福岡県介護保険広域連合全体と比べると低い値ですが、粕屋支部全体と比べると、やや高い値で推移しています。

【要支援･要介護認定者、要介護等認定率の推移】

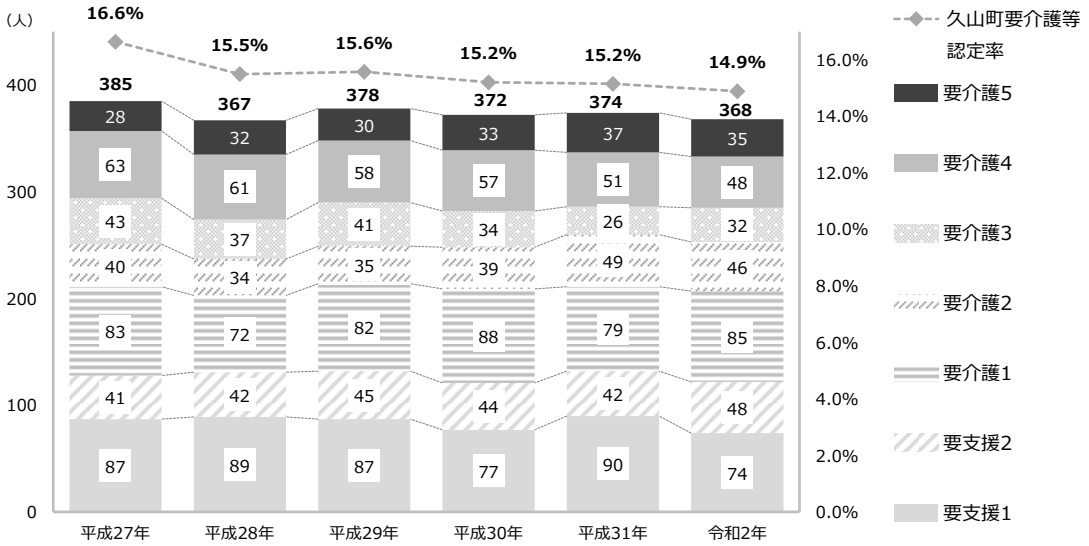

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	H27→R2 増 減
高齢者人口	2,313	2,368	2,426	2,446	2,468	2,471	6.8%
要支援1	87	89	87	77	90	74	-14.9%
要支援2	41	42	45	44	42	48	17.1%
要支援1･2認定者	128	131	132	121	132	122	-4.7%
要介護1	83	72	82	88	79	85	2.4%
要介護2	40	34	35	39	49	46	15.0%
要介護3	43	37	41	34	26	32	-25.6%
要介護4	63	61	58	57	51	48	-23.8%
要介護5	28	32	30	33	37	35	25.0%
要介護1～5認定者	257	236	246	251	242	246	-4.3%
要介護等認定者総数	385	367	378	372	374	368	-4.4%
※第2号被保険者　要介護認定者総数	9	9	7	6	8	6	-33.3%
久山町　要介護等認定率	16.6%	15.5%	15.6%	15.2%	15.2%	14.9%	-1.7pt
福岡県介護保険広域連合全体　認定率	18.8%	18.5%	18.3%	18.2%	18.1%	17.9%	-0.9pt
粕屋支部全体　認定率	14.8%	14.4%	14.4%	14.2%	14.1%	14.0%	-0.8pt

※要介護等認定率（要介護認定者総数÷高齢者人口）　資料：庁内資料（各年４月１日）
※福岡県介護保険広域連合全体･粕屋支部全体は月次統計報告（各年３月末現在）

2　認知症高齢者等の推移

久山町では昭和 60 年（1985 年）から、九州大学久山町研究室が「高齢者健康調査」を開始しています。

65 歳以上の高齢者のうち、認知症の粗有病率は開始当初の昭和 60 年（1985 年）から平成４年（1992 年）に一旦減少していますが、平成 24 年（2012 年）まで時代とともに増加しており、直近の平成 29 年（2017 年）の結果では認知症者はおよそ 6 人に 1 人の割合となっています。

【認知症者の頻度の経年変化】
久山町男女･65 歳以上

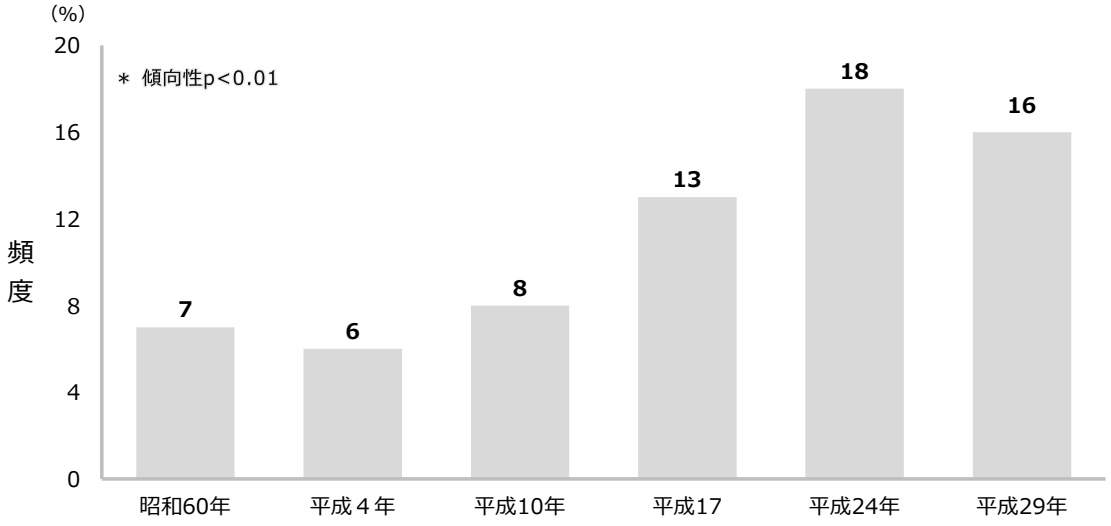

資料：九州大学久山町研究室

【高齢者健康調査】
対象者数･受診者数･受診率

単位：人

	昭和60年	平成４年	平成10年	平成17年	平成24年	平成29年
対象者数	938	1,231	1,442	1,711	2,036	2,340
受診者数	887	1,189	1,437	1,566	1,904	2,202
受診率	94.6%	96.6%	99.7%	91.5%	93.5%	94.1%

資料：九州大学久山町研究室

３　障がいのある人・障がいのある児童の状況

（１）障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数全体の数は横ばいで推移しており、令和２年３月末現在で 469 人、手帳所持率（総人口に占める割合）は 5.2%となっています。

手帳の種類別でみると、令和２年３月末現在、身体障害者手帳所持者が 364 人と最も多く、全体の約８割を占めています。また、療育手帳所持者は 71 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 34 人となっており、身体障害者手帳所持者は微減傾向に対して、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

また、平成 24 年から令和２年までの増減率をみると、身体障害者手帳所持者は 5.5%減に対して、療育手帳所持者は 34.0%増、精神障害者保健福祉手帳所持者は 78.9%増となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】

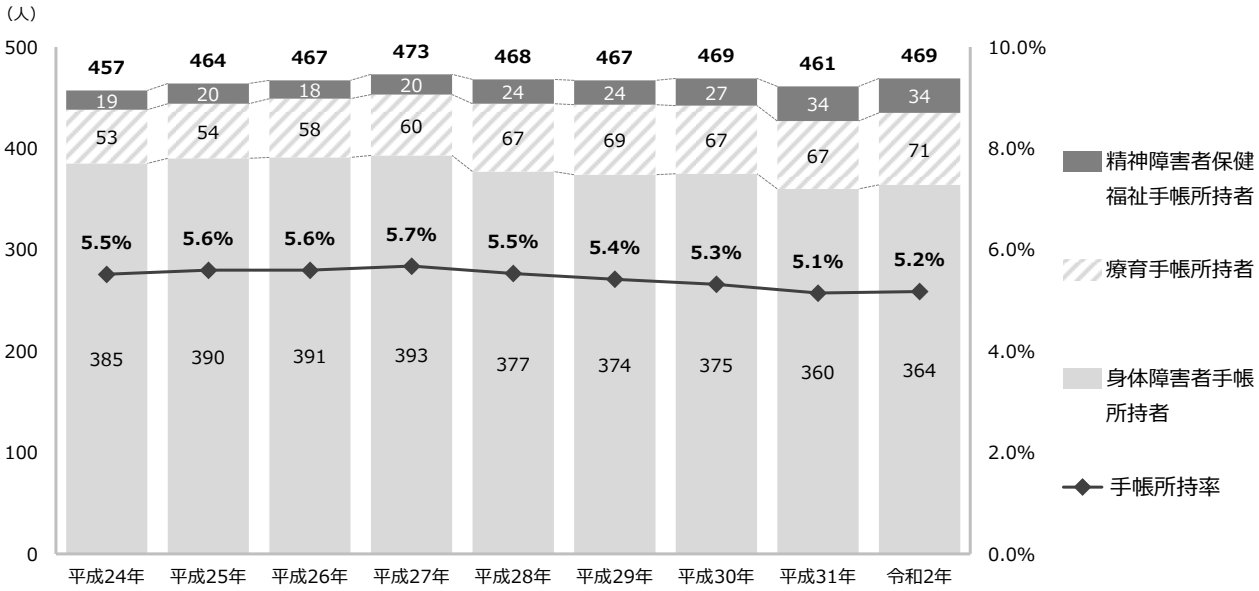

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	H24→R2増減率
身体障害者手帳所持者	385	390	391	393	377	374	375	360	364	-5.5%
療育手帳所持者	53	54	58	60	67	69	67	67	71	34.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	19	20	18	20	24	24	27	34	34	78.9%
合　計	457	464	467	473	468	467	469	461	469	2.6%
総人口	8,289	8,292	8,346	8,333	8,460	8,622	8,821	8,963	9,065	9.4%
手帳所持率	5.5%	5.6%	5.6%	5.7%	5.5%	5.4%	5.3%	5.1%	5.2%	-6.2%

※手帳所持率＝障害者手帳所持者全体÷総人口　　資料：庁内資料（各年３月末）

（２）身体障がい者の状況

等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、令和２年３月末現在、１級が 130 人と最も多く、所持者数全体に占める割合は 35.7%となっています。次いで、４級が 89 人（24.5%）、３級が 54 人（14.8%）となっています。

また、平成 24 年から令和２年にかけて、１級のみが増加傾向となっており、障がいが重度化している状況です。

【等級別身体障害者手帳所持者の推移】

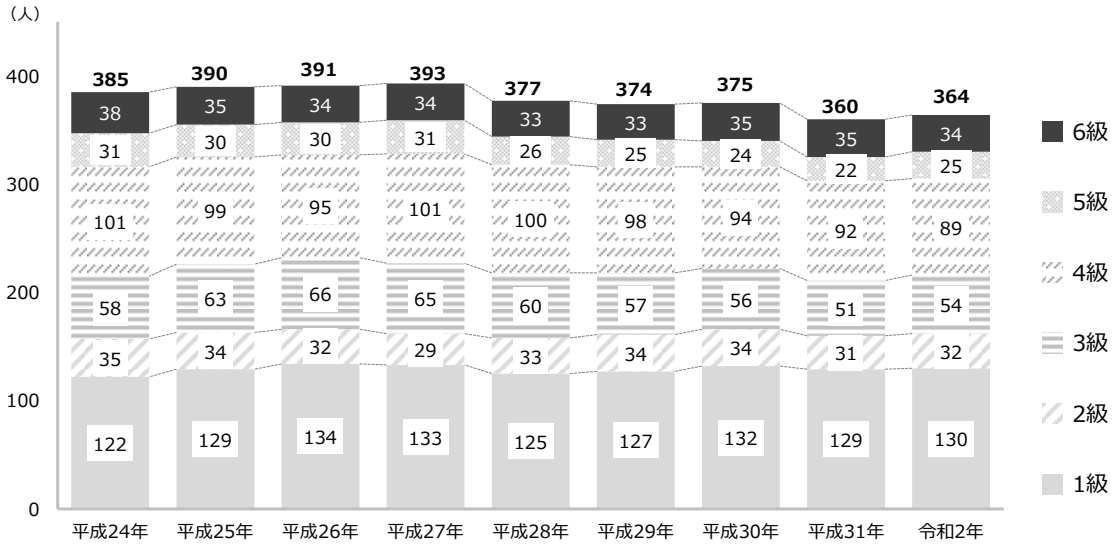

資料：庁内資料（各年３月末）

障がい種別でみると、令和２年３月末現在、肢体不自由が 180 人と最も多く、所持者数全体の 49.5%を占めていますが、その割合は年々低下傾向にあり、内部障害（120 人、全体の 33.0%）の割合が上昇傾向にあります。

【障がい種別身体障害者手帳所持者の推移】

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	H24→R2 増減率
視覚障害	19	21	22	24	22	21	18	17	18	-5.3%
（構成比）	4.9%	5.4%	5.6%	6.1%	5.8%	5.6%	4.8%	4.7%	4.9%	
聴覚障害・平衡機能障害	41	40	40	40	39	42	42	42	43	4.9%
（構成比）	10.6%	10.3%	10.2%	10.2%	10.3%	11.2%	11.2%	11.7%	11.8%	
音声・言語・咀嚼機能障害	4	4	4	4	4	4	4	4	3	-25.0%
（構成比）	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.8%	
肢体不自由	217	219	211	213	208	197	200	182	180	-17.1%
（構成比）	56.4%	56.2%	54.0%	54.2%	55.2%	52.7%	53.3%	50.6%	49.5%	
内部障害	104	106	114	112	104	110	111	115	120	15.4%
（構成比）	27.0%	27.2%	29.2%	28.5%	27.6%	29.4%	29.6%	31.9%	33.0%	
合　計	385	390	391	393	377	374	375	360	364	-5.5%

資料：庁内資料（各年３月末）

年齢階層別でみると、令和２年３月末現在、18 歳以上が 358 人とほとんどを占めています。

【年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移】

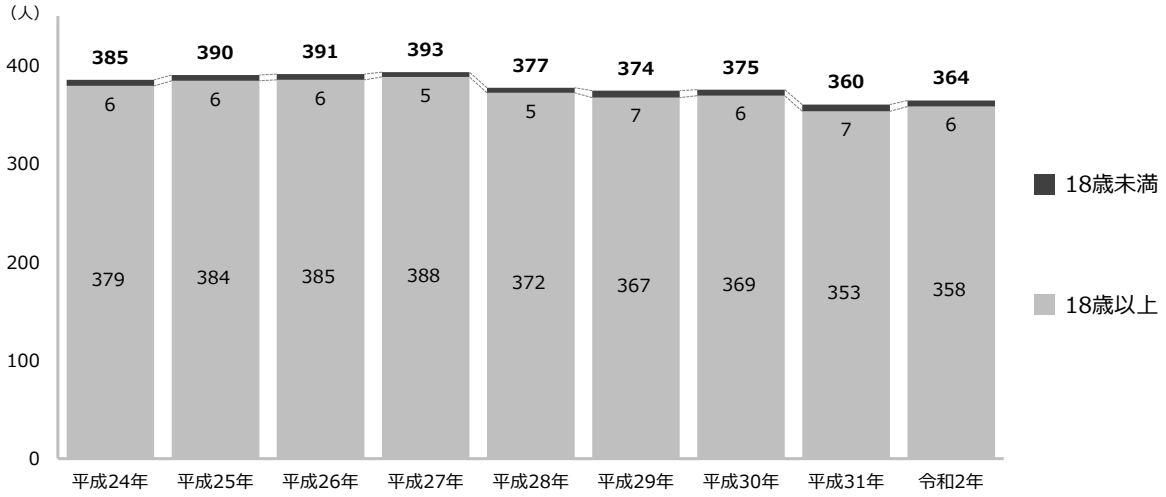

資料：庁内資料（各年３月末）

（３）知的障がい者の状況

障がい程度別に療育手帳所持者数をみると、令和２年３月末現在 71 人で、平成 24 年から増加傾向にあります。A（重度）判定は微増、B（中・軽度）判定は顕著に増加しており、令和２年３月末現在、療育手帳所持者の障がい程度はA、Bが同程度となっています。

【障がい程度別療育手帳所持者の推移】

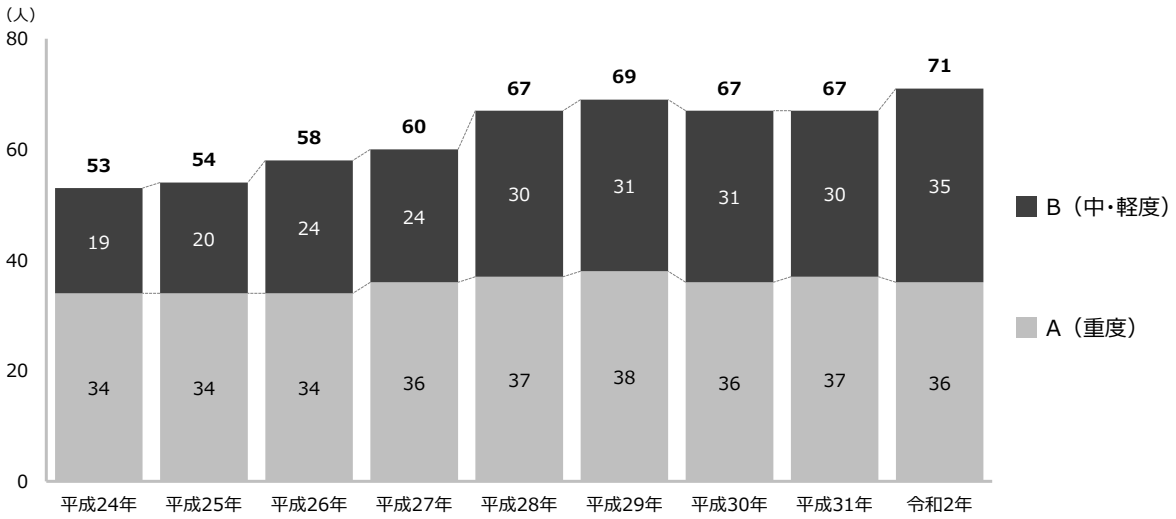

資料：庁内資料（各年３月末）

年齢階層別でみると、令和２年３月末現在で 18 歳以上が 54 人、18 歳未満が 17 人となっています。18 歳未満は平成 29 年の 21 人をピークに減少傾向にある一方、18 歳以上は増加傾向となっています。

【年齢階層別療育手帳所持者の推移】

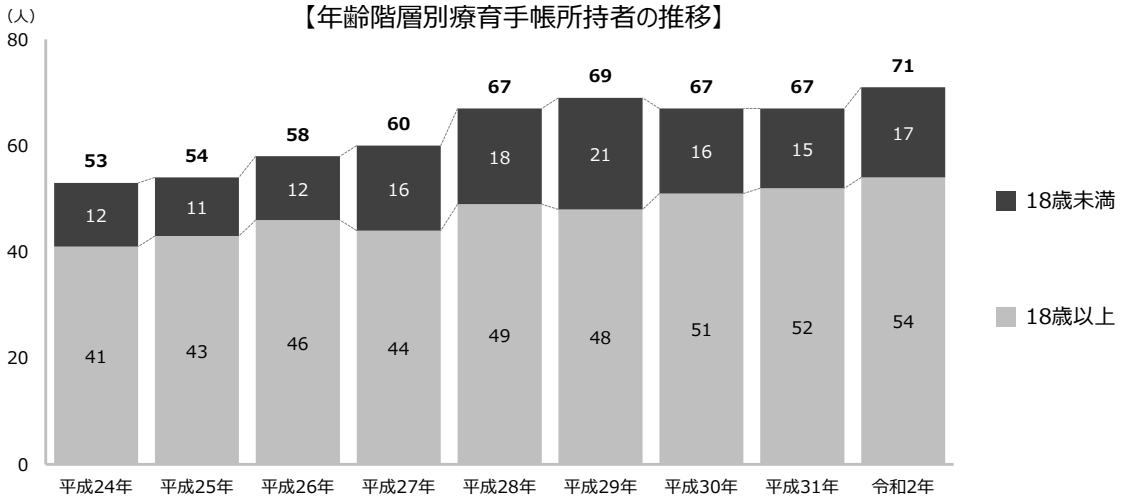

資料：庁内資料（各年３月末）

（４）精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しており、等級別では３級の増加が顕著となっており、平成 24 年の２人から令和２年３月末現在では 13 人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）の利用者数は、毎年増加傾向にあり、令和２年３月末現在で 79 人となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

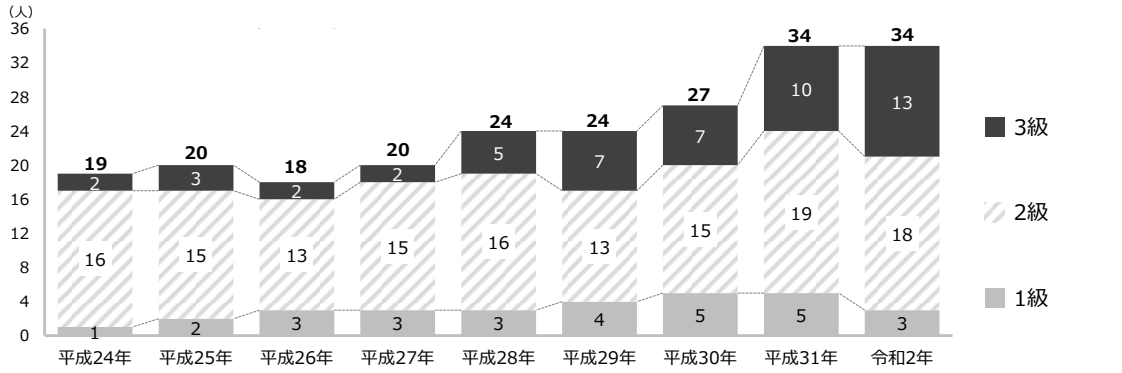

資料：庁内資料（各年３月末）

【自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移】

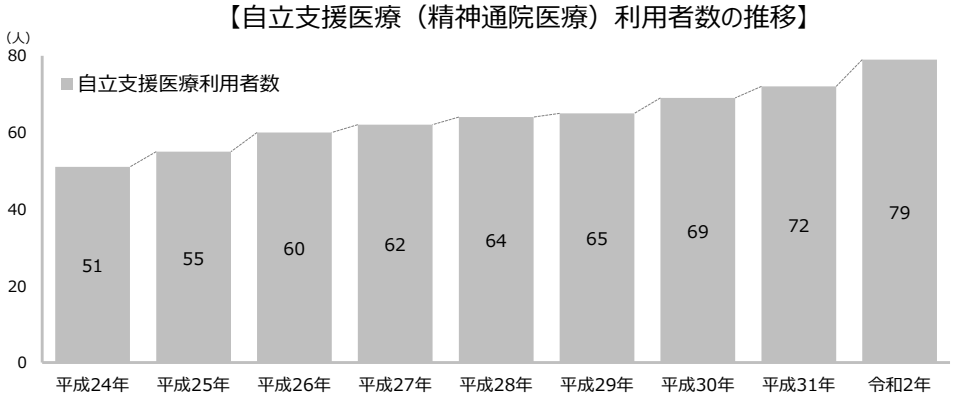

資料：庁内資料（各年３月末）

（５）難病患者の状況

特定疾患医療受給者証交付件数は、平成 28 年の 81 件から減少していましたが、令和２年３月末現在で再び増加し、74 件となっています。平成 27 年から令和２年にかけて、指定難病は５件減少、小児慢性は５件増加しています。

【特定疾患医療受給者証交付件数の推移】

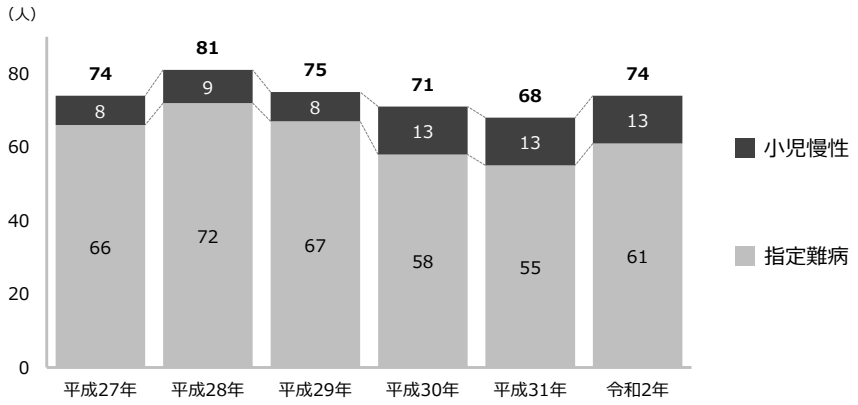

資料：庁内資料（各年３月末）

（６）障がい児の就学の状況

特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱（身体虚弱含む）や知的に障がいのある児童・生徒を対象に教育を行う学校です。特別支援学校に通う児童・生徒は年々増加しており、令和２年５月１日現在、本町から町外の特別支援学校に通う児童・生徒は、小学部が４人、中学部が２人、高等部が４人、合計 10 人となっています。主に、療育手帳所持児童が就学しています。

特別支援学級は、小・中学校に設置された、障がい種別ごとに編成された少人数の学級です。町内の小・中学校に設置された特別支援学級に通う児童・生徒数は、平成 30 年までは 20 人台で推移していましたが、令和２年５月１日現在で 48 人と増加しています。

【特別支援学校への就学児童･生徒数の推移】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学部	3	3	1	3	5	4
中学部	3	4	5	4	3	2
高等部	0	0	2	3	4	4
合　計	6	7	8	10	12	10
身体障害者手帳所持者	1	1	1	1	2	2
療育手帳所持者	5	6	7	9	10	8

資料：庁内資料（各年５月１日現在）

【特別支援学級の児童･生徒数の推移】

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	20	17	18	19	30	38
中学校	8	7	4	5	4	10
合　計	28	24	22	24	34	48

資料：庁内資料（各年５月１日現在）

４　経済的な問題を抱える家庭（生活困窮家庭）の状況

（１）生活保護受給世帯・人員の状況

本町で生活保護を受けている被保護世帯数・被保護人員は横ばいで推移しており、平成 30 年度平均は、25 世帯、45 人となっています。

生活保護率（人口 1,000 人当たりの割合）は、平成 26 年度の 6.0‰をピークに減少し、平成 30 年度平均は 5.3‰となっています。また、粕屋圏内保護率や福岡県保護率に比べて、本町の生活保護率は大きく下回っています。

【生活保護受給世帯・受給者、生活保護率の推移】

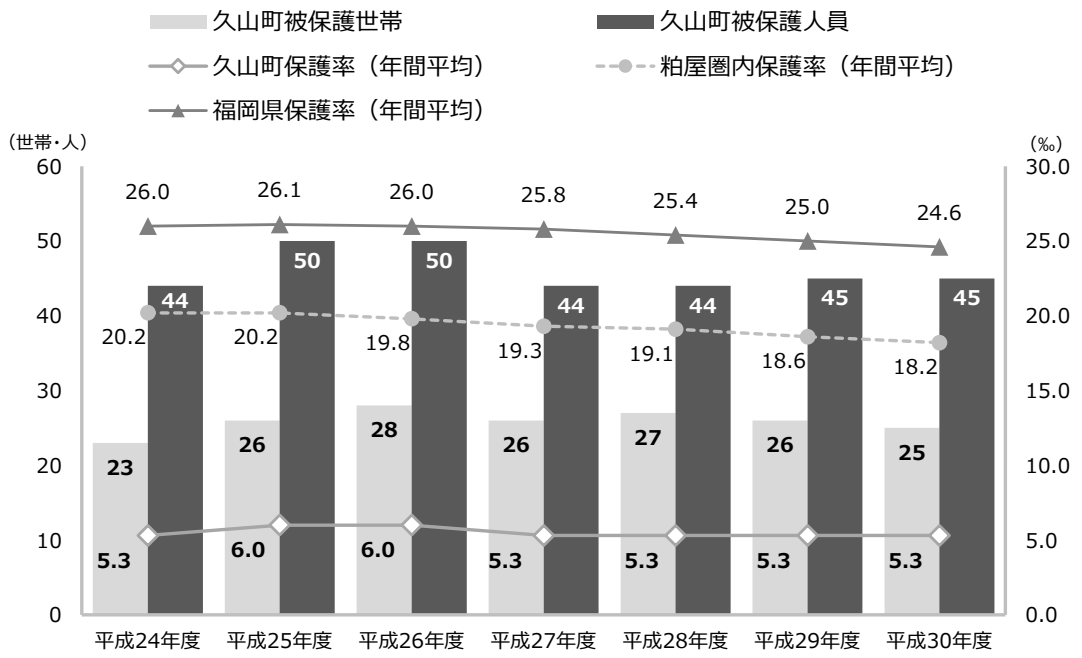

※生活保護率＝被保護実人員（１か月平均）÷総人口×1000

資料：福岡県　生活保護の状況（各年度、年間平均）

（２）就学援助の状況

就学援助は、生活保護の対象となる「要保護者」と要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた「準要保護者」に対し行われるものです。

本町では、小中学校へ通う子どもたちがよりよい学校生活を送れるように、経済的な事情で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）の一部を援助しています。

本町の要保護児童・生徒数及び準要保護児童・生徒数及び就学援助率（公立小中学校児童・生徒数に占める割合）は増加傾向にあり、令和２年５月１日現在で 88 人、就学援助率は 9.6%となっています。

平成 26 年から令和２年までの増減をみると、準要保護児童・生徒の数は 126.3%増、就学援助率は 4.7 ポイント増加となっており、今後、社会情勢や雇用環境の悪化に伴い、経済的に困難な状況にある子どもたちの増加が懸念されます。

【要保護･準要保護児童･生徒、就学援助率の推移】

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	H26→R2 増 減
公立小学校児童総数	573	596	608	596	614	625	619	8.0%
公立中学校生徒総数	234	233	247	273	293	283	293	25.2%
公立小中学校児童･生徒総数	807	829	855	869	907	908	912	13.0%
要保護児童･生徒数	11	9	7	5	4	0	2	-81.8%
要保護児童･生徒就学援助率	1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.4%	0.0%	0.2%	-1.2pt
準要保護児童･生徒数	38	40	53	71	81	91	86	126.3%
準要保護児童･生徒就学援助率	4.7%	4.8%	6.2%	8.2%	8.9%	10.0%	9.4%	4.7pt
要保護･準要保護児童･生徒　合計	49	49	60	76	85	91	88	79.6%
就学援助率	6.1%	5.9%	7.0%	8.7%	9.4%	10.0%	9.6%	3.5pt

資料：庁内資料（各年５月１日現在）

5　心に悩みを抱える人の状況

平成 29 年度の生活習慣病予防健診において、24～93 歳までの受診者 2,782 人に対して、ＰＨＱ-９※質問紙によるストレスチェックを実施した結果、うつ病の可能性があると判定された割合は、全体の 2.7%となりました。性別でみると、男性が 2.5%、女性が 2.9%とやや女性が高い状況にあります。

また、年代別でみると、うつ病の可能性があると判定された割合は、40 歳未満、40～50 歳代が全体や 60 歳以上の割合よりも高く、若い年代にうつ傾向がみられます。

【男女別うつ病の可能性の割合】

単位：人･%

		全体	男性	女性
正常	実数	2,706	1,204	1,502
	割合	97.3%	97.5%	97.1%
うつ病の可能性あり	実数	76	31	45
	割合	2.7%	2.5%	2.9%
合計		2,782	1,235	1,547

【年代別うつ病の可能性の割合】

単位：人･%

		全体	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
正常	実数	2,706	104	527	475	846	651	103
	割合	97.3%	95.4%	95.8%	96.9%	98.3%	97.5%	99.0%
うつ病の可能性あり	実数	76	5	23	15	15	17	1
	割合	2.7%	4.6%	4.2%	3.1%	1.7%	2.5%	1.0%
合計		2,782	109	550	490	861	668	104

資料：久山町自殺対策計画より（九州大学久山町研究室）

※ＰＨＱ－９（(Patient Health Questionnaire-9)は、うつ病の診断等を目的とした「こころとからだの質問票」のこと。合計９つの項目から、最近２週間について、該当するものに回答し、その結果からうつ病の可能性を判定する。

第３章 住民の意向調査からみる現状と課題

本計画策定にあたり、住民の生活実態やニーズなどを把握し、施策・事業検討の資料とするため、アンケート調査を実施しました。各種調査結果の要約を以下のように整理しました。

第１節　一般住民アンケート調査からみる現状と課題

1　自身のことや健康状態

・回答者の年齢は、65 歳以上が約４割と多くを占めます。
・回答者の家族構成は、「二世代同居（親・子）」（46.4%）「夫婦のみ」（26.8%）「ひとり暮らし」（13.6%）の世帯が約９割を占めています。
・ご自身の健康状態について、「とてもよい」（23.2%）と「まあよい」（65.6%）を合わせた約９割の人が『健康』と感じています。また、「とてもよい」という割合は 50 歳以上になると 20%を下回るようになり、特に 60～64 歳は 10.5%と他の年齢層に比べて低くなっています。
・現在の心の幸福度を 10 点満点で点数化すると、全体平均で 7.5 点、属性別でみると「男性」「50～64 歳」「70～74 歳」「ひとり暮らし」は全体の平均点を下回っています。

課題や問題
●高齢化、ひとり暮らし世帯、核家族世帯が顕在化しています。
●主体的にみた自身の健康状態は良いと感じている人が多くなっていますが、心の幸福度は性別や年齢、家族形態によって差がみられます。

2　地域との関わり、ボランティア活動・地域活動への参加

・地域と『付き合いがある』と回答した人は全体で 60%以上、属性別でみると、20 歳代～30 歳代、居住年数が５年未満の人では 40%前後と低い傾向がみられます。
・福祉ボランティア活動や地域活動に「活動したことがない」という人は全体で半数以上となっています。
・今後、福祉ボランティア活動や地域活動に『参加しても良い』と考える人は全体で約６割となっています。

課題や問題
●若い世代や町の居住年数が短い住民などは、地域との付き合いが希薄化しています。
●住民の福祉ボランティア活動や地域活動への参加経験者は半数程度となっていますが、今後の意向は高くみられます。ボランティア活動等についての情報発信による活動への理解や参加意識の向上を図り、さらなる担い手の発掘・養成が必要です。

3　困りごとや相談

・全体の約５割が外出の際に困ることがあると回答しており、その内容は「交通の便が悪いこと」が最も高くなっています。また、75 歳以上の後期高齢者では、現在の不安や悩みは「外出（移動）に関すること」、地域の人に手伝ってほしいことは「外出時の車等による送迎」という人が多くなっています。

・自分の地区の民生委員児童委員について「担当している人の顔や名前を知っている」という人は３割以下となっています。

・支援が必要な人の自立を支えるために重要なことは「本人や家族が相談しやすい相談窓口の設置」という回答が半数以上となっています。

課題や問題

●今後、高齢者の運転免許証返納等により、移動を制約される人、いわゆる交通弱者の増加が懸念されます。地域で安心して生活を続けていくことができるよう、既存の交通機関等の周知や運行のあり方について検討が必要です。

●行政相談窓口の利便性の普及とともに、地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員について、継続的な周知が必要です。

4　災害時の助け合い・支え合い

・災害に不安を持つ人は、特に 30 歳代・40 歳代の子どものいる家庭に多くみられます。また、この年代は災害発生時に「避難場所、避難経路」に対して不安を持つ人が多い一方、災害時の避難場所を「知っている」という人は約６割に留まります。

・本町に必要な災害対策は「災害時の情報伝達体制の充実」の割合が多くなっています。

課題や問題

●子育て世代は、町内での居住年数も短く、地域の避難場所や避難経路について知らない人が多いと想定されます。災害への備えや防災無線のさらなる普及啓発が必要です。

5　今後の町の福祉施策について

・60 歳以上の人が充実を望む町の高齢者福祉サービスは「高齢者に関することだったら気軽に相談できる窓口の充実」が半数程度と多くなっています。また、３年前と比べて「高齢者世帯の安否の確認体制の充実」の割合が大きく増加しています。

・今後、重要な町の保健・福祉施策は「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」の割合が高くなっています。

課題や問題

●高齢者の不安や心配ごとを受け止め、必要な相談支援を行う地域包括支援センターや民生委員児童委員の周知が必要です。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯なども増加しており、地域における見守りや安否確認等の支援体制のさらなる充実が必要です。

●町の保健・福祉に関する様々な情報が全ての住民に行き届き、情報の内容もわかりやすいものとなるよう、情報提供の方法について検討が必要です。

第２節　要介護等認定者アンケート調査からみる現状と課題

1　自身のことや生活、介護について

・要介護等認定者の多くは 80 歳以上となっています。
・家族構成は「ひとり暮らし」と「夫婦二人暮らし（ともに 65 歳以上）」を合わせた『高齢者のみの世帯』が約３割を占めています。
・昼間の過ごし方は「ほとんど毎日、一人で過ごしている」が 25.3%となっており、そのうち、病気やケガ、災害時などの緊急時にかけつけてくれる人が『近くにいない（町内にいない）』という割合は約３割近くとなっています。
・介護保険サービス以外で利用したいサービスは「配食サービス」「移送サービス」「見守り、声かけ」の割合が高くなっています。
・約７割が介護保険サービスを利用しており、利用しているサービス内容は「通所介護（デイサービス）」の割合が最も高くなっています。

課題や問題

●約４人に１人が日中独居となっており、緊急時にかけつけてくれる人が近くにいない人もいるため、地域住民の協力などによる平常時からのさりげない見守りや声かけを継続的にできる支援体制の充実が必要です。

2　困りごとや相談

・要介護等認定者の不安や悩みは「健康や病気、介護」が多くなっています。また、不安や悩みを相談する相手のほとんどが『家族』であり、役場の職員（地域包括支援センター、ヘルスＣ＆Ｃセンター含む）や社会福祉協議会の職員、民生委員児童委員等に相談する人は少ない状況です。
・家族等介護者が介護を行う上での負担や悩みについて、半数以上が「精神的負担が大きい」と回答しています。介護を行う上で、悩みや困りごとを相談する相手は「同居の家族」または「ケアマネジャー」となっています。

課題や問題

●介護が必要な高齢者やその家族が抱える不安や負担を解消し、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉に関する専門的な相談窓口の周知が必要です。

3　在宅医療や認知症について

・在宅医療について「全く知らない」という人が約２割となっています。また、今後の在宅医療の利用希望について「わからない」が約半数を占めています。
・町が行う認知症支援策のうち「認知症初期集中支援チームによる支援」の認知状況は非常に少ない一方で、認知症施策を進めていく上で重要なことは「医療・介護が連携した早期発見・早期診療の仕組みづくり」の割合が半数以上となっています。
・認知症になったら、または今後進行するとしたら、約半数の人が「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」という不安を持っています。
・家族等介護者が介護を行う上での負担や悩みとして「要介護者本人に認知症があること」という回答が約３割となっています。

課題や問題

●今後、医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者の増加も見込まれることから、在宅医療に関する情報提供など、さらなる普及啓発が必要です。
●認知症の早期発見・早期治療につなげるため、身近なかかりつけ医や病院、認知症専門病院などの医療機関と連携し、検査・受診環境の整備や町が取り組む認知症初期集中支援チームなど、さらなる事業の周知が必要です。
●認知症に関する相談窓口の周知や必要な支援に適切につなぐとともに、認知症高齢者本人やその家族等介護者の精神的負担が和らぐ場への参加の呼びかけなどが必要です。

4　高齢者福祉施策について

・要介護等認定者の半数以上が今後も自宅で生活を続けたいと回答しています。また、家族等介護者の多くが今後も在宅で介護していくことを希望しています。
・町の高齢者福祉サービスの利用意向は「紙おむつ等支給事業」が最も高くなっています。
・充実を望む町の高齢者福祉サービスは「高齢者に関することだったら気軽に相談できる窓口の充実」が最も高くなっています。

課題や問題

●住み慣れた自宅や地域でできる限り生活を続けていくため、町の職員や社会福祉協議会の職員、民生委員児童委員など、身近な相談支援体制の充実が求められています。

5　家族等介護者支援について

・主な介護者が配偶者の場合、70 歳以上の割合が高く、高齢者同士による老々介護の状況がみられます。
・現在、働きながら介護している人は半数以上となっており、今後の就労継続意向は、「問題はあるが、何とか続けていける」が約６割となっています。
・介護者への必要な支援として「介護者の急病、急用などの時に、一時的に預けられる施設の充実」という割合が最も高くなっています。

課題や問題

●家族等介護者の精神的負担は大きく、介護の抱え込みや共倒れなども懸念されます。介護者への負担解消に向けた、レスパイトケア（介護者の一時的な休息）や相談しやすい環境整備など、介護者支援の充実が必要です。
●介護者の離職防止に向け、福祉サービスの充実とともに、住民や企業・事業所等への介護休業制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立への理解を深める普及啓発が必要です。

第３節　障がい者アンケート調査からみる現状と課題

1　自身のことや生活状況について

・障がい別でみると、身体障がい者は 60 歳以上、知的障がい者は 30 歳未満、精神障がい者は 30～59 歳が多くなっています。
・障害者手帳所持のほか、「介護保険の要介護・要支援認定を受けている」「発達障がい」「難病」「高次脳機能障がい」という回答もみられます。
・多くの人が自宅で配偶者や子ども、父母などの保護者と同居しています。
・日中の過ごし方は、18～49 歳は働いているまたは施設・作業所等に通っている人が多く、50 歳以上になると自宅で過ごす人が増える傾向がみられます。

課題や問題

●障がいのある人の高齢化が進んでおり、併せて要介護等認定を受けるなど、重度化が進んでいることが推測され、重度障がいに対応した施設やサービスの確保が課題となっています。
●精神障がいや発達障がい、難病、高次脳機能障がいなど、障がいのあることがわかりにくい人も顕在化しており、利用できるサービスの周知や適切な支援につながる相談支援体制の充実が必要です。
●日中、自宅で過ごす人も多く、日常的な関わりが家族に限定されていることも読み取ることができ、障がいのある人とその家族が様々な人と関わり、つながり合う機会を設ける必要があります。

2　相談や情報について

・障がいのある人の心配ごとは「身体について」「生活費（経済的なこと）」「老後について」が多い状況にあります。また、不安や悩みを相談する相手は「家族や親せき」が最も高くなっています。

・福祉サービス等に関する情報について『届いていない』という人が半数近くみられます。また、情報の入手先は「家族や親せき」「町の広報紙やホームページ」が多くなっています。

課題や問題

●相談先や情報の入手先は家族に偏っており、将来、主な介助者が世話をできない状態になった際、障がいのある人の相談先や情報の入手先が途切れることが懸念されます。家族以外にも相談できたり、情報を受け取れる場や機会を確保することが必要です。

3　外出、地域や社会との関わりについて

・外出時の交通手段について「路線バス」や「イコバス」などの利用は少ない状況です。また、外出時に困ることは「公共交通機関が少ない（ない）」という割合が最も高くなっています。

・近所や地域の人と「会った時はあいさつしあう」という割合は全体で 72.1%となっていますが、身体障がい以外の障がいを持つ人では 70%を下回っています。また、「行政区などの地域活動に一緒に参加する」という割合は、30～49 歳で低くなっています。

・障がいがあることで差別を受けたことがある場面は「街中など外での人の視線」「隣近所づきあい」「日常生活の中で周りの人から」という割合が高くなっています。

・住み慣れた地域で生活するために必要なことは「生活の中で困ったときに、いつでも気軽に相談できる場所や人」という割合が最も高くなっています。

課題や問題

●障がい者（児）の日常生活の行動範囲の拡大及び自立に向け、今後も移動支援や移動手段の充実が必要です。

●障がい者に対して、地域の理解が依然として低いことや、若年層の障がい者が地域活動への参加に消極的であることが読み取れます。住民への障がいに対する理解を求めるとともに、障がい者自身が進んで地域や社会に参加していけるよう支援し、障がいのある人と障がいのない人が互いに認め合い、理解し合う場や機会を確保する必要があります。

4　就労について

・就労している障がい者の勤務形態は、身体障がい者では「正社員・正規職員として働いている」、知的障がい者と精神障がい者では「パート・アルバイト、臨時雇用、契約・派遣として働いている」がそれぞれ最も高くなっています。
・仕事をする上での悩みについて、知的障がい者や勤務形態がパート・アルバイト等、就労移行支援施設、就労継続支援Ｂ型の人では「収入が少ないこと」が多くなっています。
・精神障がいのある人では「仕事や収入」の場面で差別を受けたとする割合が他の障がいに比べて高くなっています。
・生活費の主な収入源は「親や自分の年金や手当」の割合が最も高く、また、精神障がい者では「自分の就労等による収入」の割合が低くなっています。
・障がいのある人が働くために必要なことは「障がいのある人に対する事業主（社長等）や職場の仲間の理解があること」「障がいのある人にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること」が多くなっています。

課題や問題

●障がいのある人が働きやすい職場環境となるよう、職場の人の理解や協力をはじめ、障がいの特性に配慮した仕事内容や就労条件が整った企業・事業所等の案内が必要です。

5　就学について

・障がいのある児童が、放課後や休日に過ごす場所は「自宅」が最も多く、次いで「放課後等デイサービス」となっています。
・通園・通学していて困っていることは「友人関係を築くのが難しい」が最も多く、次いで「障がい教育や療育などに関する専門知識を持った人が少ない・いない」と続きます。
・通園・通学先に望むことは「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」「個別的な支援を充実してほしい」「関係機関などと連携を密にしてほしい」という回答が多くみられます。
・障がいのある児童が希望する将来の進路は、「企業等での一般就労」が最も高く、次いで「障がい者の雇用が多い事業所等での就労」「大学や専門学校への進学」となっています。

課題や問題

●通園・通学先以外に過ごす場所が自宅や放課後等デイサービスなどに限られていることが読み取れます。障がいのある子どもが地域において障がいのない子どもや大人と関わり、交流できる場や機会の確保が今後も必要です。
●障がいのある児童一人ひとりに即した教育や個別支援が求められています。また、障がいのある子どもの自立に向け、就労相談や就学相談など、適切な進路指導の充実が必要です。

6　災害時の対応について

・災害時の避難場所について「知っている」という割合は、知的障がい者は半数程度となっています。

・災害時に自力で避難できないという人は、18 歳未満や知的障がい者、重複障がい者、障害福祉サービス受給者にその傾向は強くみられます。

・家族等と同居している人では、家族以外に手助けをしてくれる人は「いない」「わからない」という割合が高くなっています。

・災害が起こった場合「障がいなどに配慮した避難所に避難できるか」「障がい者や高齢者などを優先的に救護してもらえるか」という不安を持つ人が多くなっています。また、災害時への備えとして「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」「障がい者や高齢者に配慮した避難所の整備」を必要とする人が多い状況です。

課題や問題

●避難場所や避難経路について、障がいの特性に合わせた周知啓発が必要です。

●災害時に自力で避難できない人や日中独居の人などを把握し、地域住民等の協力の下、災害時にスムーズに避難ができるよう支援体制の構築が必要です。

7　福祉サービスについて

・現在利用しているサービスと今後利用したいサービスとともに、18 歳未満は「放課後等デイサービス」、18～59 歳は「計画相談支援」、60 歳以上は「居宅介護（ホームヘルプ）」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

・障がい福祉のために力を入れてほしいことは「身近なところで相談ができるよう相談体制の充実」「交通機関の充実」「サービス利用手続きの簡素化」が多くなっています。

課題や問題

●障がいの種別や程度、年齢など、異なるニーズに対応したサービスの提供が必要です。

●町役場や社会福祉協議会、相談支援事業所など、障がい者が身近なところで気軽に相談できる窓口の周知が必要です。

8　介助者自身の悩みや不安、将来について

・障がい者本人の主な介助者は「配偶者（夫または妻）」「保護者（父親また母親）」がそれぞれ２割程度となっています。
・介助者自身が高齢であったり、重複障がい者を介助している人では、健康状態は良いと感じている人は少ない状況です。
・介助者の悩みや不安は「介助者の急病や急用などの緊急時に、代わりに介助を頼める人がいない」という割合が最も高くなっています。また、知的障がい者や障がい者本人の年齢が 30 歳未満の場合、「親亡き後の子どもの将来が不安」という割合が７割以上と高くなっています。
・将来、介助者自身が介助できなくなったと考えた場合、障がい者本人には、自宅以外で暮らしてほしいという割合が高く、また、障がいの種別によって希望する居住形態に違いがみられます。
・今後、介助していく上で望むことは「介助者の急病、急用などの時に、一時的に預けられる施設が身近にあること」「困った時にいつでも相談できること」という回答が多くみられます。

課題や問題

●親亡き後の子どもの将来に対する不安を持つ人も多く、今後、保護者等が介助できなくなったことを見据え、障がい者（児）が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの検討が必要です。
●介助者自身の身体的・精神的負担を軽減するため、一時的に預けられる施設等の確保や障がい者（児）及びその家族等の相談支援体制の充実が必要です。

第４節　民生委員児童委員アンケート調査からみる現状と課題

・地域の住民が、民生委員児童委員のことや活動を理解していると思う人は半数程度となっています。
・活動をする上で困っていることは「個別相談にどこまで関わればよいかわからない」「支援が必要な対象者に拒否される」「地域の情報が収集できない」が多くみられます。また、活動をしやすくするためには「住民や団体と協力・連携を図りやすい体制の構築」「町（行政）や社会福祉協議会からの必要な個人情報の提供」という回答が多くなっています。
・住民によるボランティア活動や地域福祉活動の輪を広げていくために必要なことは「町や社会福祉協議会からの継続的な活動支援」「行政区や子ども会など、地域で行う活動への加入促進」が半数程度となっています。

課題や問題

●地域住民が民生委員児童委員を理解していると感じている人は半数に留まっています。民生委員児童委員が円滑に活動を行うためには、住民からの理解と協力が必要となりますが、一般住民調査においても、民生委員児童委員のことや活動の認識は低い状況にあります。
●以前に比べて、各世帯が家庭内の情報を開示することに慎重になっており、個人への介入方法に困難を感じている人も多くなっています。
●民生委員児童委員は、住民にとって最も身近な福祉の専門相談窓口であり、その重要性を住民に周知し、活動への理解と協力を求めていくとともに、民生委員児童委員一人ひとりの技術や知識の向上を図る研修会等の実施が今後も必要です。

第５節　事業所・団体アンケート調査からみる現状と課題

1　事業所（介護保険施設、障がい者支援施設）

・事業所の職員数について、約４割が「不足」と回答しています。また、運営上の問題点や課題について「施設整備」のほか「施設職員の確保」の割合が高く、人材確保が難しい状況がみられます。
・事業やサービスを提供する上で、「他の福祉施設・事業所」「病院や診療所等の医療機関」「町の福祉課」と連携・協力関係にある事業所が多くなっています。
・町内で量的な充実が必要なサービスについて、介護保険施設では「訪問系サービス」「リハビリテーション」「在宅医療」という回答が多くなっています。障がい者支援施設では、「地域生活を支援するサービス」や「障がいのある児童の居場所づくり、活動の場の改善」が必要とされています。
・障がい福祉サービスの向上に関する取り組みについて、「職員の研修」や「専門職員の配置」など、職員の資質向上に取り組む事業所は少ない状況です。
・今後、力を入れるべき障がい者施策について「福祉人材確保のための方策」が圧倒的に高くなっています。

課題や問題

●他の福祉施設や医療機関、行政と連携・協力している事業所もみられ、今後、さらに複雑化・多様化する課題に対して、保健・福祉分野や法人などの枠を超えて、横断的につながり、切れ目のないサービスを提供する町全体としての基盤強化が必要です。

2　団体・機関

（活動上の現状と課題）

・活動を担う会員や登録者が高齢化とともに、減少しています。
・コロナ禍における事業や活動の実施が難しい状況です。
・複合的な課題を抱える住民や世帯の把握・介入が難しくなっています。
・障がいのある子どもと地域、障がい者支援事業所と団体との交流機会が少なくなっています。

（町の福祉に関する現状と課題）

・地域との交流が全くない高齢者は見守り等が難しいため、地域から孤立している状況がみられます。
・障がいのある人と障がいのない人とが交流し、お互いに理解を深める機会が少なくなっています。
・子どもの発達の遅れを心配する保護者が多くなっています。
・町内への転入者も増えており、周囲に家族・親族がいない家庭は、子育てに協力してくれる人、頼れる人が少なくなっています。

課題や問題

●活動や会の継続に向け、若い世代など、新たな人材の確保や行政からの支援が必要です。
●災害や感染症の影響により、団体等の活動が中断せざるを得ない場合、対面以外の研修会や情報交換の機会など、今後、新しい生活様式に沿った活動のあり方について検討が必要です。
●障がいのある人と障がいのない人が交流できる場や機会等の確保が必要です。
●保護者が安心して子育てできるよう、身近なサポート体制や相談支援体制の充実が必要です。

第４章 町の取り組みに関する現状と課題

第１節　第７次久山町高齢者保健福祉計画の評価・検証

平成 29 年度に策定した第７次久山町高齢者保健福祉計画（以下、「第７次計画」という。）では、７つの個別目標を掲げ、その個別目標に沿った事業（35 事業）を実施しています。

第８次久山町高齢者保健福祉計画（以下、「第８次計画」という。）の策定にあたり、第７次計画の実施状況や課題等について、主担当課・関係課が評価・検証を行い、第８次計画策定に向けた基礎資料としました。

評価の方法及び結果については、以下の通りです。

【評価方法】

① 個別目標に沿った事業ごとに、主担当課が実施状況や課題を踏まえて、達成度を評価しました。

【達成度】

ａ：計画に掲げた施策を達成した
ｂ：計画に掲げた施策を概ね達成した
ｃ：現在、施策の達成に向けて動いている
ｄ：現在、施策の達成に向けて動き始めている
ｅ：施策が進んでいない

【個別目標ごとの事業評価】　※個数

個別目標	達成度					事業数合計
	a	b	c	d	e	
1　尋ねてほっとひと安心！ 笑顔あふれる相談体制づくり	2	1	0	0	1	4
2　在宅生活支える！ 安全・安心なサービス等　環境づくり	4	0	3	0	3	10
3　半世紀の歴史を活かした、ひさやま方式による健康づくり	1	3	0	0	0	4
4　認知症を予防し、認知症になっても安心して生活できる地域づくり	3	2	1	0	0	6
5　豊かな人生自ら創る！ 喜びに満ちた生きがいづくり	1	1	1	0	0	3
6　地域を支え、地域に支えられる！ 地域とともに生きる環境づくり	2	1	0	0	0	3
7　安心して暮らせる！ 高齢者にやさしい住みよいまちづくり	1	3	0	0	1	5
合　計	14	11	5	0	5	35

②　事業ごとの達成度を点数化・平均化し、個別目標を総合的に評価することで、施策・事業の進捗状況や強み・弱みを分析しました。

【個別目標の進捗状況評価結果】

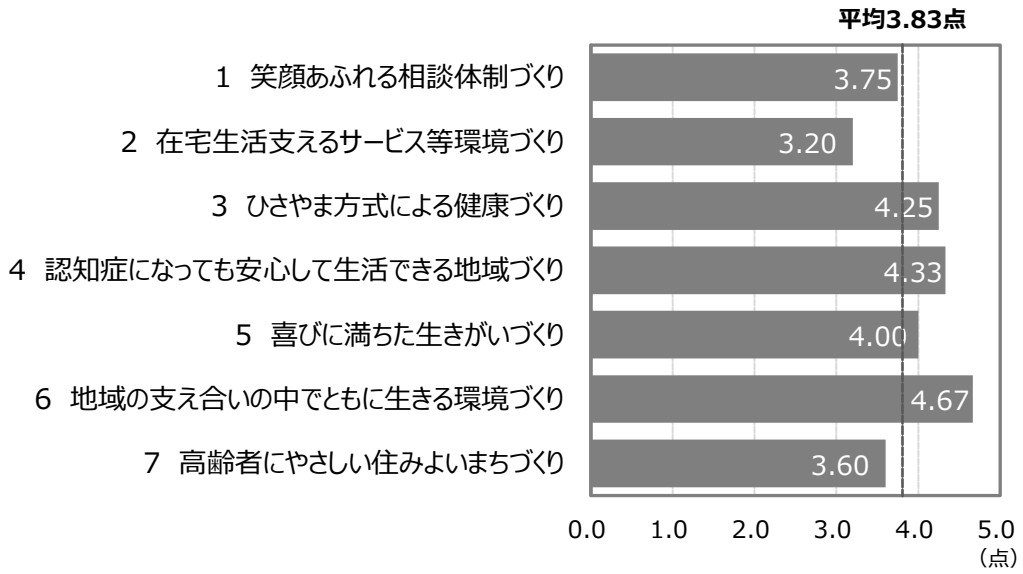

計画全体の評価結果（平均点）は、５点満点中 3.83 点となりました。

個別目標の評価結果は、「個別目標６　地域の支え合いの中でともに生きる環境づくり」が 4.67 点と最も高く、次いで「個別目標４　認知症になっても安心して生活できるサービス等環境づくり」が 4.33 点、「個別目標３　ひさやま方式による健康づくり」が 4.25 点となっており、これらの個別目標における施策・事業は概ね順調に進んでいます。

一方、「個別目標１　笑顔あふれる相談体制づくり」（3.75 点）、「個別目標２　在宅生活支えるサービス等環境づくり」（3.20 点）、「個別目標７　高齢者にやさしい住みよいまちづくり」（3.60 点）は、計画全体の平均点（3.83 点）よりも低く、これらの個別目標における施策・事業の進捗度合はやや遅れている状況です。

「個別目標２　在宅生活支えるサービス等環境づくり」は、日常生活用具給付事業や福祉電話貸与事業の利用は普及していないため、今後、事業継続について見直す必要があります。また、その他の在宅福祉サービスについても、周知し、利用を促していく必要があります。

「個別目標７　高齢者にやさしい住みよいまちづくり」は、公共施設や道路歩道等の整備については関係課とともに進めており、交通手段の利便性向上に向けた取り組みについては、住民からのニーズ等を把握しながら、今後も関係課との協議を進めていく必要があります。

第２節　第３期久山町障がい者計画、久山町第５期障がい福祉・第１期障がい児福祉計画の評価・検証

平成 27 年度に策定した第３期久山町障がい者計画、平成 29 年度に策定した久山町第５期障がい福祉・第１期障がい児福祉計画（以下、「前期障がい福祉計画」という。）では、６つの基本テーマを定め、そのテーマに沿った施策（58 施策）、事業（104 事業）を実施しています。

第４期久山町障がい者計画、久山町第６期障がい福祉・第２期障がい児福祉計画（以下、「次期障がい福祉計画」という。）の策定にあたり、前期障がい福祉計画の実施状況や課題等について、主担当課・関係課が評価・検証を行い、次期障がい福祉計画策定に向けた基礎資料としました。

評価の方法及び結果については、以下の通りです。

【評価方法】

① 基本テーマの主な施策に沿った実施事業ごとに、主担当課が実施状況や課題を踏まえて、達成度を評価しました。

【達成度】

ａ：計画に掲げた施策を達成した
ｂ：計画に掲げた施策を概ね達成した
ｃ：現在、施策の達成に向けて動いている
ｄ：現在、施策の達成に向けて動き始めている
ｅ：施策が進んでいない

【個別目標ごとの事業評価】　※個数

基本テーマ	施策の柱	実施事業の達成度					主な施策合計
		a	b	c	d	e	
1　日常生活・社会生活を支えるサービスの充実	1　相談・情報提供体制の充実	1	5	1	4	1	12
	2　福祉サービスの充実	13	1	0	2	0	16
	3　権利擁護のための施策の充実	0	1	2	3	0	6
2　心身共に安心して健やかに暮らせる保健・医療の充実	1　保健・医療の充実	7	8	0	0	0	15
3　障がいのある人もない人も共に暮らしやすい環境づくり	1　障がい理解の推進	0	0	2	1	1	4
	2　福祉のまちづくりの推進	3	0	3	3	2	11
4　障がいのある人の就労促進とその環境整備	1　雇用・就労、経済的自立の支援	2	1	1	1	1	6
5　障がいのある子の育ち・学びへの支援	1　療育・教育の充実	10	4	0	0	0	14
6　地域で安心して暮らせるまちづくり	1　災害時の備え	2	1	1	0	5	9
	2　コミュニケーション支援施策の充実と各種活動の促進	1	0	1	0	9	11
合　計		39	21	11	14	19	104

② 主な施策ごとの達成度を点数化・平均化し、基本テーマ及び施策の柱を総合的に評価することで、施策・事業の進捗状況や強み・弱みを分析しました。

【基本テーマの進捗状況評価結果】

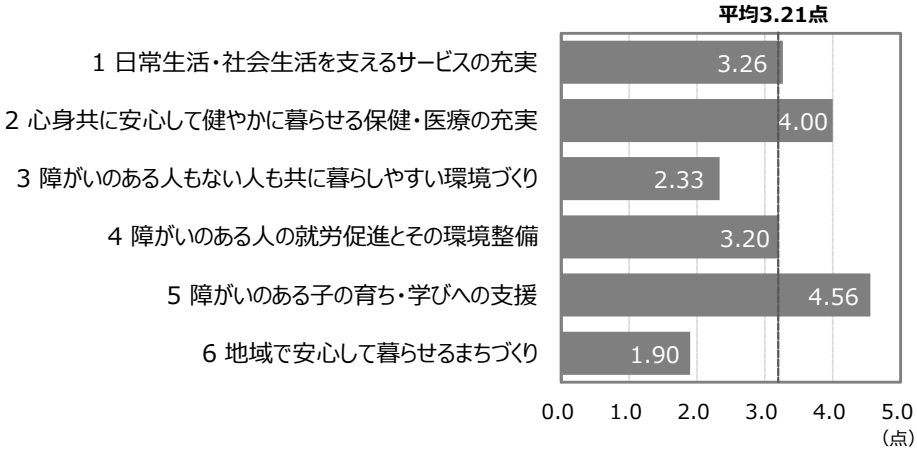

計画全体の評価結果（平均点）は、５点満点中 3.21 点となりました。
基本テーマの評価結果は、「基本テーマ５　障がいのある子の育ち・学びへの支援」が 4.56 点と最も高く、次いで「基本テーマ２　心身共に安心して健やかに暮らせる保健・医療の充実」が 4.00 点となっており、これらの基本テーマにおける施策・事業は概ね順調に進んでいます。

【施策の柱の進捗状況評価結果】

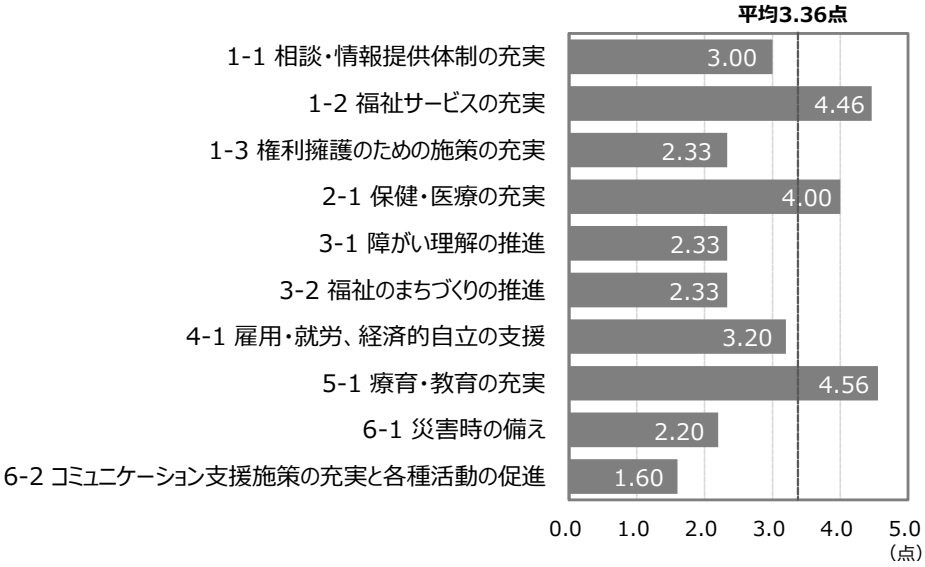

施策の柱別でみると、「5-1 療育・教育の充実」が 4.56 点と最も高く、次いで「1-2 福祉サービスの充実」が 4.46 点、「２-１　保健・医療の充実」が 4.00 点と全体平均 3.36 点を上回っています。一方、「６-２ コミュニケーション支援施策の充実と各種活動の促進」は 1.60 点と最も低く、障がい者・児が社会参加しやすい環境づくりや地域におけるスポーツ活動・文化活動への参加促進に向けた取り組みに遅れがみられます。また、「6-１　災害時の備え」は行政単独で取り組みを進めることが難しい点もあり、今後、関係機関と連携しながら、災害対策の強化が必要です。

第３節　障がい福祉サービス等の成果目標の評価・検証

平成 29 年度に策定した久山町第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画では、計画の基本理念に基づく目標を達成するために、国の第４期障害福祉計画の基本指針に沿って、令和２年度までに達成すべき数値目標を設定しました。

成果目標の概要及び達成状況は以下の通りです。

１　福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行とは、福祉施設に入所している入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行することを意味します。

国の基本指針によれば、令和２年度末までに**平成 28 年度末時点の施設入所者の９％以上**を地域生活へ移行するとともに、**平成 28 年度末時点の施設入所者の２％以上を削減**することになっています。

本町では、平成 28 度年末時点の施設入所者数 15 人から、３年間に地域生活へ移行する人数を２人、新規施設利用者をゼロに抑え、３年間の減少数をそれぞれ２人、令和２年度末までに施設入所者数を 13 人とすることを目標として設定していました。

達成状況は、令和２年度末（見込み）の施設入所者数は 16 人、削減率は+7.7%となっており、目標は達成できませんでした。また、地域生活移行者数についても、令和２年度末で０人と目標達成は難しい状況です。その要因として、入所者の高齢化や障がいの重度化、家庭の事情などにより、地域生活への移行が困難であると判断されます。

【成果目標１　福祉施設入所者の地域生活への移行】

	基礎数値（平成 28 年度末）		目標値（令和２年度末）		**実　績（令和２年度末）**
施設入所者数	15 人	⇒	13 人	⇒	**16 人**
増減（削減率）		⇒	-13.3%	⇒	**+7.7%**
地域生活移行者数	０人	⇒	２人	⇒	**０人**

2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めていくためには、町や関係行政機関を中心とした精神保健・医療・福祉の一体的な取り組みに加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

国の基本指針によれば、令和２年度末までにすべての市町村で**保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置**することが求められています。

本町では、令和２年度末までに、精神障がいのある人の包括的な支援を行うための保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定していました。

達成状況は、０か所と令和２年度末までの目標達成は難しい状況ですが、今後も設置に向けて、関係機関等と協議を進めていく必要があります。

【成果目標２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

	基礎数値（平成 28 年度末）		目標値（令和２年度末）		**実　績（令和２年度末）**
精神障がい者の包括的な支援を行うための保健・医療・福祉関係者による協議の場	０か所	⇒	１か所	⇒	**０か所**

3　地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れや対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点、もしくは地域における複数の期間が分担して機能を担う面的な体制のことです。

国の基本指針によれば、令和２年度末までに**各市町村・圏域の地域生活支援拠点等を少なくとも１つ整備**することが求められています。

本町では、令和２年度末までに、粕屋中南部６町において、障がい者の地域での生活を支援する拠点等（地域生活拠点等）を少なくとも一つ整備することを目標として設定していました。

「糟屋中南部６町自立支援協議会」を中心として協議・調整を進めた結果、地域生活支援拠点等整備の機能の１つである緊急時の受け入れ体制の整備について、令和３年度から開始できる体制になっています。

【成果目標３　地域生活支援拠点等の整備】

	基礎数値（平成 28 年度末）		目標値（令和２年度末）		**実　績（令和２年度末）**
地域生活支援拠点等の整備箇所数	０か所（粕屋中南部）	⇒	１か所（粕屋中南部）	⇒	**１か所**（粕屋中南部）

４　福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の**1.5 倍以上**にすることが表記されています。

また、就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者から**２割以上増加**させるとともに、就労移行支援事業所のうち、**就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上**とすることが表記されています。

本町では、平成 28 年年度末時点で一般就労移行者はおらず、目標年度にも見込まれないことから、目標を 0 人として設定しました。就労移行支援事業利用者数の目標を令和 2 年度末までに４人、２割以上の増加を目指すこととし、また、前就労移行事業所数に占める就労移行率３割以上の就労移行支援事業所を全体の50%とすることを目標して設定していました。

達成状況は、一般就労移行者数は、令和 2 年度末で 0 人となっています。また、就労移行支援事業の月間利用者数は 3 人となっています。全就労移行支援事業所に占める就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合については、町内では、1 事業所が就労移行支援のサービスを開所しており、就労移行率３割以上を達成しています。

【成果目標４　福祉施設から一般就労への移行等】

	基礎数値（平成 28 年度末）		目標値（令和２年度末）		**実　績（令和２年度末）**
一般就労移行者数	０人	⇒	０人	⇒	**０人**

【成果目標５　就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率】

	基礎数値（平成 28 年度末）		目標値（令和２年度末）		**実　績（令和２年度末）**
就労移行支援事業の月間利用者数	２人	⇒	４人	⇒	**３人**
全就労移行支援事業所数に占める就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合		⇒	50%	⇒	**100%**

5　障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある未就学の子どもの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化が求められています。国の基本指針によれば、令和２年度までに、**児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上整備**することが求められています。

また、重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けられるよう、支援体制の充実が必要とされており、令和２年度までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する**児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保**することが求められています。

さらに、医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉、保育、教育などの各関連分野の支援が受けられるよう、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、**保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場**を設けることが求められています。

本町では、令和２年度末までに、中核的な役割を担う児童発達支援センターを１か所整備することや、粕屋中南部において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所それぞれ１か所確保することを目標として設定していました。また、医療的ケア児の適切な支援の協議の場について、令和２年度末までに設置を進め、合わせて医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置についても、協議を進めていくこととしました。

児童発達支援センターは、町内にはないものの、糟屋中南部圏域に２か所整備されており、本町で暮らす障がいのあるお子さんも利用できるようになっています。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、町内事業所により事業が行われています。医療的ケア児について、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を行う予定です。

【成果目標６　障がい児支援の提供体制の整備等】

	基礎数値 （平成 28 年度末）		目標値 （令和２年度末）		**実　績 （令和２年度末）**
児童発達支援センターの設置	０か所	⇒	１か所	⇒	**０か所**
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	０か所 （粕屋中南部）	⇒	１か所 （粕屋中南部）	⇒	**１か所** （粕屋中南部）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス（粕屋中南部）	０か所 （粕屋中南部）	⇒	１か所 （粕屋中南部）	⇒	**１か所** （粕屋中南部）
医療的ケア児の支援に関し、関係機関が連携を図るための協議の場	１か所	⇒	１か所 （平成 30 年度末）	⇒	**０か所**

第４節　地域福祉推進に関する取り組みと課題

本町では「第３次久山町総合計画（後期基本計画）」の「地域で支え合う環境をつくる」の基本施策のもと、①地域福祉に対する意識啓発、②地域福祉活動の推進、③低所得者福祉の推進を主要施策として掲げ、地域福祉を推進してきました。

一方で、国の社会福祉法改正により、地域における高齢者、障がい者、児童などの福祉に関し、共通して取り組む事項や包括的な支援体制の整備に関する取り組みが示されています。

町の関連計画や国の法制度等を踏まえ、本町における地域福祉推進に関する取り組み状況や課題は次の通りです。

１　地域福祉に対する意識啓発

【取り組み状況】

・住民の地域福祉活動に対する意識向上を図るため、地域包括支援センターが中心となり、元気サポーター養成講座事業において、地域で行う介護予防や認知症予防に資する取り組みの必要性について周知啓発しています。

・地域福祉推進にあたり、住民の主体的な参加促進に向け、生活支援体制整備事業の集まりの場において、住民の交流会や勉強会を実施しています。

課題

●今後、高齢化の進行に伴い、地域には高齢者単身世帯や認知症の人、障がいのある人など、見守りや手助けを必要とする人が増えていくと考えられます。また、地域を支える担い手の高齢化・固定化もみられます。地域福祉の意識向上や地域福祉活動への参加につながるよう、子どもから高齢者まで全ての住民に対する周知啓発が必要です。

２　住民との連携・協働による地域福祉活動の推進

【取り組み状況】

・地域福祉の推進に向けて、地域包括支援センター、社会福祉協議会、元気サポーター養成講座参加者が連携・協力し、地域福祉活動に取り組んでいます。

・住民によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動の充実を図るため、各行政区ごとに行政、社会福祉協議会、行政区役員、民生委員児童委員、シニアクラブ、見守り協力者※による「ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク会議」を毎年１回実施しています。その際、ひとり暮らし高齢者等の情報共有を行い、見守り活動を推進しています。

課題

●元気サポーター養成講座への参加者が減少傾向にあり、新規受講者を増やしていくため、広報活動に力を入れる必要があります。また、フォローアップ講座に関しては、講座の内容が固定化しているため、参加者が興味を持ち、さらなるやりがいと活動の継続につながるような内容の工夫が必要です。

●ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク会議では、主にひとり暮らし高齢者の情報を共有しており、今後は日中独居高齢者や高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者の世帯など、情報共有の対象拡大などの検討が必要です。

※見守り協力者とは、地域にお住まいの高齢者世帯に対して、日常生活の中で声かけ、見守りなどの安否確認を行っています。事前登録制であり、社会福祉協議会が事務局をしています。

3　地域包括ケアシステム体制の構築

【取り組み状況】

・医療や介護のニーズを持つ高齢者を支援するため、糟屋地区１市７町で在宅医療介護連携推進事業を実施し、医療と介護の切れ目のない支援体制を構築しています。

・地域における介護予防や認知症予防を目的に、地域デイサービスを行政区で開催しています。また、活動のサポーターに対してフォローアップ講座を毎年実施し、利用者とサポーター双方の生きがいづくりの場を提供しています。

課題

●今後、在宅で暮らしながら医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれており、医療と介護の一体的かつ円滑な支援体制の構築が必要です。また、在宅療養者に対する地域の理解を深めることも重要であり、在宅医療介護連携推進事業等について、住民へのさらなる周知啓発が必要です。

●地域デイサービスを中心とした高齢者の介護予防や生活支援に取り組む中で、お互いに支え合い生活できる地域づくりの裾野を住民全体に広げ、地域共生のまちづくりを目指していく必要があります。

4　複合的な課題を抱えた住民の生活支援、相談支援の充実

【取り組み状況】

・生活困窮世帯の中学生を対象に、学習の機会づくりとして、週に１度、NPO 法人主体による学習支援事業を実施しています。

・県の相談支援事業の一環として、生活困窮を含む、就労支援や居住確保などの相談について、困りごと相談室を設置し、生活の確保と自立の支援につなげています。

・従来の福祉制度では支援が行き届かない人や世帯については、老人世帯巡回事業や民生委員児童委員による訪問、各種制度の申請や利用時に把握し、早期発見と状態の悪化予防につながっています。

・生活習慣病予防健診の中で、ストレスチェックを実施し、医療機関への紹介やストレス相談を行っているほか、九州大学久山町研究室の医師や町の保健師が面談・電話での健康相談を行っています。

課題

●学習支援事業は、人材バンク制度を活用していますが、講師となるボランティアが少ないため、今後、ボランティアの確保に向けた取り組みが必要です。また、受講生に関しても少なくなっており、事業のさらなる周知啓発や NPO 法人との連携強化が必要です。

●生活困窮や虐待、障がいなど複合的な問題を抱える家庭が多くなっています。今後、多様化・複雑化する生活課題や住民の相談に対し、包括的に受け止める場として、困りごと相談室のさらなる周知と関係課や関係機関との連携体制の強化が必要です。

●本町は若い世代の男性の自殺死亡率が全国に比べて高い状況にありますが、自殺対策や自殺につながりやすいひきこもり等への支援は十分とは言えず、心の悩みを相談できる窓口のさらなる周知が必要です。

第５節　課題の整理

１　町の横断的な課題

地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉の各分野で抽出された主要な課題について、独自で取り組むだけでなく、町全体として横断的に取り組む必要のある課題を整理しました。

地域福祉分野の主要課題

・核家族世帯の増加
・若い世代や町外からの転入者と地域とのつながりの希薄化または未構築
・住民のライフスタイルの多様化や価値観の変化による地域への興味・関心の低下
・地域福祉活動やボランティア活動を行う人の固定化・高齢化
・複合的な課題や問題を抱える人々に対応する包括的な支援体制の構築
・心に悩みを抱える人の相談支援
・社会情勢の悪化による生活困窮者への対策
・支援が必要な人の早期発見と必要な支援につなぐ仕組み
・行政や民生委員児童委員など、相談対応窓口の周知
・保健・福祉に関する情報や災害時に必要な情報提供体制の充実

高齢者保健福祉分野の主要課題

・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加
・認知症を有する要介護認定者の顕在化
・高齢者がいる世帯への見守り、安否確認体制の構築
・行政や民生委員児童委員など、高齢者の相談に対応する窓口の周知
・在宅医療や認知症施策、町が行う各種サービス・事業の周知
・家族等介護者の介護疲れを軽減する相談支援体制や集いの場の充実
・高齢者の外出（移動）に必要な交通手段の検討
・コロナ禍における心身機能低下や社会的孤立の問題
・医療と介護の一体的な支援体制の構築
・高齢者を支える事業所等の人材確保に対する支援

障がい福祉分野の主要課題

・障がいのある人の高齢化や重度化
・知的障がいや精神障がいなど、障がいを持つことがわかりにくい人が増加
・障がいのある人の日常的な関わりや相談先、情報の入手先が家族に集中
・親亡き後の子どもの将来を支援する体制づくり
・障がいのある人や家族に対する切れ目のない相談支援やサービス提供体制
・障がいのある人とない人が互いに認め、理解し合う場や機会の確保
・施設から地域生活移行後の生活や自立を支援する体制の強化
・コロナ禍における社会的孤立の問題
・障がいのある人を支える事業所等の人材確保に対する支援

町の横断的な課題

- **身近な相談窓口の周知と相談支援体制の強化**
- **地域福祉活動の促進による担い手の確保・育成**
- **生涯にわたる体と心の健康づくり**
- **住み慣れた地域の安心・安全な生活を支えるサービスや居住環境の充実**
- **保健・医療・福祉や様々な分野との連携体制の強化**

2　校区・行政区の現状や課題

地域住民が主体となったまちづくりを進めるにあたって、校区やより細かい行政区の活動が重要となります。校区・行政区の現況や課題について整理します。

【山田校区の現状】

項目		行政区			
		猪野	上山田	下山田	草場
基礎統計（令和２年４月１日）	人口（町全体に占める割合）	1,030 人（11.4%）	1,066 人（11.8%）	1,649 人（18.2%）	272 人（3.0%）
	高齢者（高齢化率）	364 人（35.3%）	319 人（29.9%）	455 人（27.6%）	123 人（45.2%）
	世帯（一世帯人員）	393 世帯（2.62 人）	396 世帯（2.69 人）	660 世帯（2.50 人）	137 世帯（1.99 人）
	民生委員児童委員	２人	２人	３人	２人
アンケート結果（令和２年度調査）	居住年数が 30 年以上の割合	55.7%	54.8%	41.8%	55.6%
	地域との付き合いがある人の割合	75.4%	67.2%	67.2%	66.7%
	緊急時にかけつけてくれる人が近くにいる人の割合	57.4%	56.2%	58.2%	44.4%
	交通の便が悪いことに困っている人の割合	52.5%	47.9%	42.6%	50.0%
	災害時に不安がある人の割合	57.3%	39.7%	34.4%	38.9%
	地域住民相互の支え合いが必要だと思う人の割合	86.9%	80.8%	86.1%	94.5%
	ボランティアや地域活動の活動経験がある人の割合	47.5%	45.2%	38.5%	33.4%
	ボランティアや地域活動に参加意向がある人の割合	57.4%	53.4%	57.4%	44.5%
	担当している民生委員児童委員を知っている人の割合	24.6%	35.6%	32.0%	61.1%
	困っていて手伝ってほしいと思うこと【第１位】	自身が急病になったときの看病や家族の世話	役場などへの届出や連絡	自身が急病になったときの看病や家族の世話	買い物・食事の世話
	近所の世帯に対してできる支援や協力【第１位】	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	話し相手
校区の公共施設	子育て支援施設	①山田小学校学童保育所			
	学校教育系施設	①山田小学校　②けやきの森幼稚園			
	町民文化系施設	①いつき会館　②猪野公民館/猪野柔剣道場 ④藤河黒河集会所　⑤小浦台集会所　⑥草場集会所			
	ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	①下山田体育館　②久山ケイマンゴルフクラブ　③碧水亭			
	公営住宅	①紅葉台町営住宅			

【久原校区の現状】

項目		行政区			
		上久原	中久原	下久原	東久原
基礎統計（令和２年４月１日）	人口（町全体に占める割合）	1,368 人（15.1%）	953 人（10.5%）	1,758 人（19.4%）	969 人（10.7%）
	高齢者（高齢化率）	264 人（19.3%）	254 人（26.7%）	422 人（24.0%）	270 人（27.9%）
	世帯（一世帯人員）	577 世帯（2.37 人）	392 世帯（2.43 人）	660 世帯（2.66 人）	380 世帯（2.55 人）
	民生委員児童委員	２人	２人	３人	２人
アンケート結果（令和２年度調査）	居住年数が 30 年以上の割合	27.0%	51.1%	46.4%	41.4%
	地域との付き合いがある人の割合	60.0%	73.3%	71.2%	56.9%
	緊急時にかけつけてくれる人が近くにいる人の割合	46.0%	55.6%	59.8%	46.6%
	交通の便が悪いことに困っている人の割合	38.0%	28.9%	34.0%	29.3%
	災害時に不安がある人の割合	56.0%	35.5%	57.7%	50.0%
	地域住民相互の支え合いが必要だと思う人の割合	89.0%	93.4%	89.7%	75.8%
	ボランティアや地域活動の活動経験がある人の割合	40.0%	35.5%	46.4%	34.5%
	ボランティアや地域活動に参加意向がある人の割合	68.0%	55.6%	75.2%	44.8%
	担当している民生委員児童委員を知っている人の割合	15.0%	28.9%	24.7%	25.9%
	困っていて手伝ってほしいと思うこと【第１位】	自身が急病になったときの看病や家族の世話	掃除・洗濯	買い物・食事の世話	自身が急病になったときの看病や家族の世話
	近所の世帯に対してできる支援や協力【第１位】	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ	あいさつや安否確認などの声かけ
校区の公共施設	子育て支援施設	①ひさやま保育園「杜の郷」　②久原小学校学童保育所 ③子育て支援センター木子里			
	学校教育系施設	①久原小学校　②久山中学校			
	保健・福祉施設	①ヘルスＣ＆Ｃセンター　②高齢者交流センター			
	町民文化系施設	①久山会館　②勤労青少年ホーム ③文化交流センター（レスポアール久山）　④新建会館 ⑤東久原集会所　⑥上久原集会所　⑦生涯学習館（仮称） ⑧作業場/倉庫（ユーワーク）			
	ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	①町民体育センター　②福岡久山相撲場　③総合運動公園			
	公園	①新建川緑道公園			
	公営住宅	①昭和町町営住宅　②東陽台町営住宅　③平田町営住宅			
	産業系施設	①農産加工センター			

【校区の現状からみた町の課題】

	山田校区	久原校区	町全体（再掲）
人口・世帯・生活環境	・総人口は 4,017 人、町全体の 44.3% ・高齢者数は 1,261 人、高齢化率は 31.4% ・世帯数は 1,586 世帯、一世帯あたり 2.53 人 ・豊かな自然環境や田園景観が残る地域	・総人口は 5,048 人、町全体の 55.7% ・高齢者数は 1,210 人、高齢化率は 24.0% ・世帯数は 2,009 世帯、一世帯あたり 2.51 人 ・交通の利便性が高い地域 ・町の公共施設が集積	・総人口は 9,065 人 ・高齢者数は 2,471 人、高齢化率は 27.3% ・総世帯数は 3,595 世帯、一世帯あたり 2.52 人 ・自然との共生や福岡市に近く利便性が高いことから、特に若い世代の人口が増加
アンケート結果からみえる現状と課題	・居住年数が 30 年以上と長い人も多く、地域との付き合いは維持 ・緊急時には助けてくれる家族や親せき、友人等も存在し、自助・互助による助け合いが期待 ・交通の利便性に課題 ・災害に対する不安が高く、防災対策や避難支援体制の強化が必要	・居住年数が 10 年未満の住民も多く、定住人口の増加 ・地域との付き合いがある人の割合はやや低く、住民同士のつながりが希薄化またはコミュニティの形成途中段階 ・地域活動に参加意向のある人の割合が、現在の活動経験の割合を大きく上回る	・子育て家庭に対する相談支援や情報提供方法の工夫など子育て支援の充実が必要 ・急病や災害発生など緊急時に互助による支援体制の構築が必要 ・支援が必要な高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者に対し、高齢者の介護予防や社会参加も視野に入れた相互扶助による見守り活動や生活支援が必要 ・自主的な住民活動を促進するため、ボランティアや地域活動への参加機会の充実と情報発信の検討が必要

【町全体・校区・行政区の地図】

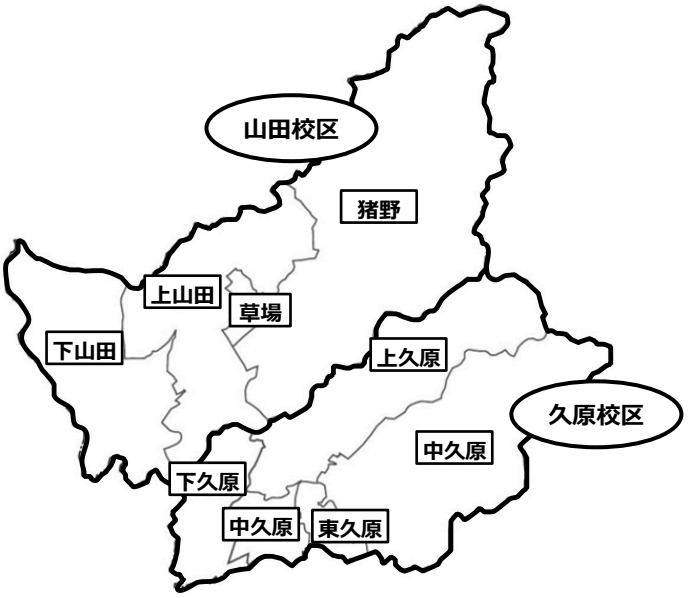

第５章 久山町福祉総合計画の基本方針

第１節　久山町福祉総合計画の基本理念

久山町の最上位計画である「第 3 次久山町総合計画」（以下、「久山町総合計画」という。）では、「安心・元気な『健康が薫る郷』の実現～みんなで創り、みんなで発信～」を将来像に掲げ、これまで町が培ってきた「国土・社会・人間」の 3 つの健康づくりを生かし、発展させていくために、心の豊かさや自立、暮らしの安心、家族・地域の絆を重視することで、今まで以上に「健康」を真に実感できるまちづくりを進めてきました。

本計画は、久山町総合計画に位置づける施策大綱の「すべての町民が健やかに暮らせるまちをつくる」を具現化する計画であり、住民や関係機関・関係団体、事業者、町の協働によりその実現を目指し取り組んでいくものです。

近年、少子高齢化や核家族化の進行など、地域を取り巻く環境が変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になっており、個人や家族、地域が抱える課題は複雑化・複合化しています。また、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という画一的な関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しています。

これらの視点を踏まえ、本計画ではすべての住民が互いの人格と個性を尊重しながら支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、健康、地域をともに創っていく「地域共生社会」のまちづくりを目指すこととし、本計画の基本理念を以下のように設定します。

基本理念

すべての人の健康と豊かな心の実現

共感でつながる元気なまち ひさやま

スローガン

ひとひとが **さ**さえあう **や**さしい **ま**ち

第２節　各分野の目指す姿

地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉が横断的に取り組みながら、各分野が目指す姿を提唱し、本計画における基本理念や町の将来像、「地域共生社会」の実現を目指します。

町の横断的な課題

- 身近な相談窓口の周知と相談支援体制の強化
- 地域福祉活動の促進による担い手の確保・育成
- 生涯にわたる体と心の健康づくり
- 住み慣れた地域の安心・安全な生活を支えるサービスや居住環境の充実
- 保健・医療・福祉や様々な分野との連携体制の強化

課題解決に向けて

基本理念
すべての人の健康と豊かな心の実現
共感でつながる元気なまち ひさやま

分野

地域福祉	高齢者保健福祉	障がい福祉
目指すまちの姿	目指すまちの姿	目指すまちの姿
地域で支え合い みんなが安心して 暮らせる 共生のまち	**高齢者になっても 元気と笑顔あふれる 安らぎのまち**	**障がいのある人も ない人も互いに 認め支え合う 安心とやさしさを 感じるまち**
地域の身近な支え合いの中で、子どもから大人、障がいのある人、全ての住民が安心して暮らし続けることができる共生のまちづくり	高齢者になっても、生きがいと健康を感じながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり	障がいのある人とない人の互いの障壁（心や社会の壁）を取り除き、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるまちづくり

第３節　計画の全体図

基本理念　**すべての人の健康と豊かな心の実現 共感でつながる元気なまち ひさやま**

分野	目指すまちの姿	計画名	基本目標	主要施策
地域福祉	地域で支え合いみんなが安心して暮らせる共生のまち	地域福祉計画	**基本目標１** **人と人、人と地域がつながるまちづくり**	1 地域福祉・地域共生の意識向上 2 住民同士の交流の場・機会の充実 3 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
			基本目標２ **一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり**	1 相談支援体制の充実 2 情報提供と福祉サービスの充実 3 複合的な課題を抱える人々への支援の充実
		地域福祉活動計画	**基本目標３** **元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり**	1 健康づくり・生きがいづくりの充実 2 災害等の緊急時における備えの充実 3 安心できる生活環境の整備
			基本目標４ **安定した社会福祉協議会の基盤づくり**	1 社会福祉協議会の基盤整備 ※地域福祉活動計画のみ
高齢者保健福祉	高齢者になっても元気と笑顔あふれる安らぎのまち	高齢者保健福祉計画	**基本目標１** **自らつくる健康と生きがい生涯現役のまち**	1 ひさやま方式による健康づくり 2 社会参加と生きがいづくりの促進 3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進
			基本目標２ **高齢者を包括的に支え安心して暮らせるまち**	1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり 2 認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり 3 在宅生活を支える多様なサービスの充実
			基本目標３ **高齢者にやさしい住みよいまち**	1 高齢者にやさしい住まいの確保 2 高齢者の安全対策の推進 3 安心した生活環境の整備
		成年後見制度利用促進基本計画	**基本目標１** **権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築**	1 地域連携ネットワークの構築
			基本目標２ **成年後見制度の利用促進**	1 成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進 2 成年後見人等の育成・支援 3 成年後見制度の利用促進に向けた支援
障がい福祉	障がいのある人もない人も互いに認め支え合う安心とやさしさを感じるまち	障がい者計画 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	**基本目標１** **障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち**	1 障がいへの理解の推進 2 地域で安心して暮らせるまちづくり
			基本目標２ **障がいがあっても自分らしくいきいきと暮らせるまち**	1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実 2 保健・医療サービスの充実 3 療育・教育支援の充実 4 雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援

第４節　計画の推進体制

1　計画の普及

本計画を推進していくためには、本町で暮らす住民の計画に対する理解と参加が重要です。このため、各分野の施策を推進する上で、中心的な役割を担う人々をはじめ、広く住民に対して、本計画の内容の普及、広報活動に取り組み、住民同士が互いに支え合う意識の醸成に努めます。

具体的には、本町の広報紙やホームページ、パンフレットなどを活用し、計画の内容を伝えていきます。また、各種講座やイベント、地域の集まりの機会などを活用し、情報を発信していきます。

2　計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。このため、ＰＤＣＡサイクルの考えに基づき、各分野における施策・事業を「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「改善（Action）」を実施し、適切な進行管理に努めます。

また、社会情勢等の変化や本計画の評価・検証の結果、改善の必要がある場合は、計画内容の変更や実施・推進方法を見直しながら取り組みを進めていきます。

3　推進体制

（１）地域福祉分野

地域福祉計画は、地域の多様なニーズに幅広く対応するため、関係機関との連携が必要なことから、行政はその把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策・事業の進捗状況を把握し、庁内関係課と連携を図りながら、推進するよう努めます。

（２）高齢者保健福祉分野

高齢者保健福祉計画は、庁内関係課をはじめ、久山町社会福祉協議会や福岡県介護保険広域連合などと連携し、施策の進捗状況を把握しながら、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

（３）障がい福祉分野

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、事業の見込み量や数値目標の達成状況について、定期的に県に報告し、計画の達成に必要な施策を実施します。また、必要に応じて、関係各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題を把握します、各種の情報・要望については、内容を分析し、計画の進捗状況の点検に合わせて検討を行います。

空白ページ

第２部　各論（分野別計画）

地域福祉計画

目指すまちの姿

地域で支え合い
みんなが安心して暮らせる　共生のまち

第１章 地域福祉計画の基本方針

第１節　基本目標

地域福祉計画では、久山町福祉総合計画の基本理念に基づき、３つの基本目標を定め、各施策を推進することにより、「地域で支え合い みんなが安心して暮らせる 共生のまち」の実現を目指します。

基本目標１　人と人、人と地域がつながるまちづくり

地域共生社会の実現のためには、住民同士がお互いを尊重し、認め合い、支え合う関係を育てることが大切です。このため、地域で支え合うことの大切さを住民一人ひとりが理解するために地域福祉に対する意識啓発や福祉教育の推進に努めます。

また、互助による地域福祉活動の充実を目指し、住民が顔見知りになるきっかけの場や機会をつくり、ボランティア活動などの幅広い地域福祉活動につながるよう支援するとともに、地域福祉活動の活性化を図ります。

主要施策

１　地域福祉・地域共生の意識向上
２　住民同士の交流の場・機会の充実
３　地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

基本目標２　一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり

住民の多様化・複雑化する生活課題に対し、包括的に受け止める相談支援体制の充実や機能強化、必要とする福祉サービス等の情報提供や充実に取り組みます。

また、住民一人ひとりが自分らしく、地域で暮らし続けられるように、生活の安定と自立を支援していきます。

主要施策

１　相談支援体制の充実
２　情報提供と福祉サービスの充実
３　複合的な課題を抱える人々への支援の充実

基本目標３　元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

生涯にわたる体と心の健康づくりに向けて、健康意識の啓発や健康づくり事業の充実、生きがいづくり・社会参加の推進などに取り組みます。

また、地域の安全・安心を支える防災・消防・防犯体制の充実を図るとともに、災害時の避難活動に対し、住民同士の声かけや安否確認など、共に支え合う体制を充実し、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設整備や交通手段の確保など、地域生活を送る上での不便や障壁を減らし、安心できる生活環境を整えていきます。

主要施策

１　健康づくり・生きがいづくりの充実
２　災害等の緊急時における備えの充実
３　安心できる生活環境の整備

第２節　地域福祉計画の体系図

目指すまちの姿

地域で支え合い
みんなが安心して暮らせる　共生のまち

基本目標	主要施策	施策の展開
基本目標１ 人と人、人と地域がつながるまちづくり	**1　地域福祉・地域共生の意識向上**	1　福祉教育の推進 2　地域福祉・地域共生に関する広報活動
	2　住民同士の交流の場・機会の充実	1　交流の場・機会づくりの支援 2　住民主体のまちづくりの推進
	3　地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	1　地域の担い手の確保・育成 2　団体への活動支援
基本目標２ 一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり	**1　相談支援体制の充実**	1　包括的な相談支援体制の充実 2　地域における相談機能の強化
	2　情報提供と福祉サービスの充実	1　福祉に関する情報提供の充実 2　福祉サービスの充実
	3　複合的な課題を抱える人々への支援の充実	1　権利擁護の推進 2　生活困窮者自立支援の充実
基本目標３ 元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり	**1　健康づくり・生きがいづくりの充実**	1　健康づくり・介護予防の推進 2　心の健康と生きがいづくりの推進
	2　災害等の緊急時における備えの充実	1　防災・防犯対策の強化 2　感染症への備えの充実
	3　安心できる生活環境の整備	1　交通や買い物などの生活環境の充実 2　バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

第３節　地域福祉の推進にあたって

住民の基本的な福祉ニーズに対しては、「公助」や「共助」などによる福祉サービスによって対応してきました。しかし、様々な社会問題や住民の福祉課題は多様化・複雑化してきており、「公助」や「共助」による対応だけでは困難な状況となっています。また、少子高齢化などから、「公助」や「共助」の拡充は難しく、今後さらに「自助」と「互助」の果たす役割が重要となります。

このことを踏まえ、住民同士が地域において支え合い、助け合って、安心して暮らせるよう、「自助」「互助」「共助」「公助」が相互に関わりながら、地域福祉の推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指す取り組みが重要です。

【「自助」「互助」「共助」「公助」による地域福祉の推進】

第２章 施策の展開

基本目標１　人と人、人と地域がつながるまちづくり

主要施策１　地域福祉・地域共生の意識向上

地域の課題を身近な問題として捉え、誰もが地域社会の一員として共に支え合う意識を育むため、家庭や学校、地域、社会福祉協議会などと連携し、ボランティア体験等の福祉体験の充実や生涯学習における福祉講座などの福祉教育・学習を推進し、心の豊かさや人を思いやる心を育てます。

また、様々な情報媒体や行事を活用し、住民の福祉意識を高める意識啓発に取り組みます。

施策の展開

１　福祉教育の推進

地域や学校で、地域の様々な団体が連携し、学校等の教育における福祉教育の推進をはじめ、地域における福祉体験学習や交流の機会、ボランティア活動等を通じて、地域福祉や地域共生社会の理念の普及に取り組み、思いやりの心と地域福祉を支える担い手としての実践力を育みます。

主な施策・事業	内　容
① 福祉教育や体験学習の充実	・高齢者や障がい者、外国人など、身近な地域でともに暮らす人々について学び、交流・体験活動などによって多様性や福祉について理解が深まるよう、学校等における福祉教育や体験学習の充実を図ります。
② 道徳教育の推進	・あいさつ運動、ふれあい弁当の日等の取り組みを継続し、子どもの頃から豊かな心を形成する道徳教育や体験活動を推進します。

2　地域福祉・地域共生に関する広報活動

地域福祉や地域共生社会の意義や必要性について、様々な機会を通じた広報啓発を推進し、地域の福祉や課題解決に向けた住民主体の見守りや支援活動の活性化を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 計画の普及啓発	・地域福祉計画をはじめ、高齢者、障がい者、子ども・子育てに関する各種計画の周知を図ります。
② 広報啓発活動	・町の広報紙やホームページ等を通じて、地域福祉や人権に関する広報啓発活動に取り組みます。 ・地域福祉活動やボランティア活動の意義や理解を深め、参加につながるような講座や勉強会の開催に努めます。
③ 地域共生社会の普及啓発	・地域共生社会の意義や必要性について、普及啓発に取り組み、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながり合う地域づくりを推進します。

主要施策２　住民同士の交流の場・機会の充実

地域福祉活動やボランティア活動を推進していく上で、若い世代や町に移住してきた人が、昔から形成されてきた地縁関係と融合し、相互に助け合う関係性を築くことが重要です。このため、行政区活動をはじめ、各地域で高齢者、障がい者、子育て世帯などが気軽に参加・交流できる場や活動を支援し、住民主体のまちづくりを推進します。

施策の展開

1　交流の場・機会づくりの支援

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できるイベントを開催し、交流や生きがいづくりの場や機会を充実します。また、住民による子育て支援活動や世代間を超えた住民の交流を促進します。

主な施策・事業	内　容
① 住民同士の交流の促進	・住民や行政区、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉施設、その他福祉関係団体との連携・協働のもと、地域の行事やイベントの開催などを支援します。 ・地域活動への参加を促進するとともに、高齢者や障がい者、子どもとの交流や居場所づくりを推進します。

主な施策・事業	内　容
② 地域行事等の周知	・地域や各行政区で行われる行事やイベント、地域活動について、町の広報紙やホームページ、ＳＮＳ等で周知し、参加を呼びかけます。
③ 高齢者の健康と生きがいづくりの推進	・各行政区の公民館や集会所等、身近な場所で介護予防に取り組める場や機会づくりを推進します。 ・地域の様々な行事を通じた高齢者の交流活動を広げ、高齢者の生きがいづくり・社会参加を推進します。
④ 子どもや親子の居場所づくり	・大人と子どもたちが交流し、健全な育成を見守る場や機会づくりを推進します。 ・地域の公民館や集会所の公共施設を開放し、子育て中の親子が集まり、交流できる場の充実に努めます。

2　住民主体のまちづくりの推進

住民と行政がともにパートナーシップを持ち、協働によるまちづくりを推進するため、住民のまちづくりへの関心喚起と参加機会の充実を図ります。また、まちづくりを共有できる情報提供の充実に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 広報活動の充実	・広報紙やホームページ等での広報活動を充実し、まちづくりに関する情報をわかりやすく伝えていきます。
② まちづくりへの参加意識の啓発	・まちづくりへの住民意識の醸成やまちづくり活動の活性化を図るために、協働のまちづくりの基本となるまちづくり条例の見直しを図ります。 ・町の魅力を発見する町民参加型イベントを開催し、住民のまちづくりに対する関心を高め、地域活動への参加意識を醸成します。
③ 行政区活動・コミュニティ活動の充実	・行政区活動や地域の清掃活動、伝統行事等のイベントなど、住民によるコミュニティ活動を充実させていくため、住民が主体的に企画し、活動できる環境づくりを進めます。
④ 地域交流・連携の充実	・「祭りひさやま」の充実による住民同士の交流を広げていきます。 ・住民の交流と連携により、自主的な住民活動の輪が広がるよう、町づくり団体への支援等の環境づくりを進めます。

主要施策３　地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

地域を支えていく人材の確保・育成を目指し、地域福祉活動に対する意識啓発や様々な講座等の開催、町内福祉団体等への活動を支援し、住民による地域福祉活動やボランティア活動の支援・促進を図ります。また、自主的な住民活動を促進するとともに、人材の育成、町内外の人材との連携によるまちづくりを推進していきます。

施策の展開

１　地域の担い手の確保・育成

地域福祉活動やボランティア活動に参加するきっかけや参加しやすい環境をつくるとともに、若い世代や勤労者、団塊の世代などの様々な年齢層にアプローチし、地域福祉のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。また、地域福祉の担い手となるよう、福祉教育や生涯学習などに取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 社会福祉協議会との連携	・ボランティア活動促進の中心的役割を果たす社会福祉協議会が行うボランティア講座等の開催を周知し、ボランティアの育成を推進します。 ・生活支援コーディネーターを配置し、自主的な住民活動を促進します。
② 地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進	・ボランティア団体と連携し、活動内容の紹介や参加のきっかけとなる広報活動に取り組みます。
③ 人材育成と活動機会の拡大	・地域活動に関心のある住民が学び、地域づくりの担い手となる人材を育成し、福祉や教育など様々な分野で活動できる環境づくりを進めます。
④ 福祉教育・福祉体験活動の推進	・家庭や学校、地域における福祉活動の体験や福祉教育を推進し、地域福祉の担い手の育成に努めます。
⑤ 参加しやすい環境整備	・家族や友人、地域の人たちと気軽にボランティア活動を始められるよう、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会と連携し、相談や養成講座の開催を行う活動拠点の整備に努めます。

2　団体への活動支援

地域福祉活動の維持と向上を目指し、関係機関等と連携のもと、町で活動する各団体を支援します。

主な施策・事業	内　容
① 各団体の活動支援	・住民の多彩な交流と連携により自主的な住民活動の輪が広がるよう、まちづくり活動助成制度の普及を図ります。 ・広報紙やホームページ等で各団体の活動内容を紹介し、住民の理解と参加促進を図ります。 ・子ども会育成会やシニアクラブ連合会などの活性化に向けた支援を行い、自治組織の強化に努めます。
② 関係者の資質向上	・民生委員児童委員が住民の相談内容に的確にアドバイスができるよう、知識や技術の向上を目指した研修会や情報提供等を行います。 ・関係団体や施設等職員に対し、制度改正や人材育成に関する情報を提供し、関係者の資質向上に努めるよう働きかけます。
③ 関係者間における連携強化	・社会福祉協議会と連携・協働し、町内の自治組織や関係機関や関係団体、サービス事業者等との交流機会をつくり、連携強化を図ります。

基本目標１の目標指標　（※本計画を推進する上で、成果や効果を評価するための数値目標）

成果指標	現状値	目標値
ボランティア連絡協議会会員数	128 人	130 人
	令和元年度	令和７年度
まちづくり団体登録数	３団体	６団体
	令和元年度	令和７年度
地域での付き合いの程度について「よく付き合っている」または「ある程度付き合っている」と回答した人の割合	66.7%	75%
	令和２年度	令和８年度

※令和２年１月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小により、令和２年度の見込みは少ない又は低い傾向がみられます。
（以下、同様）

基本目標２　一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり

主要施策１　相談支援体制の充実

個人や地域が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、適切に対応できる専門的かつ包括的な相談支援体制の充実を進めます。

また、地域の身近な相談相手となる民生委員児童委員、町の相談窓口の周知を強化するとともに、相談しやすい体制の充実を図ります。

施策の展開

１　包括的な相談支援体制の充実

住民及びその家族等が抱える生活課題解決に向け、各相談窓口で専門性の高い相談支援の機能の充実を図ります。また、各相談窓口の周知啓発をさらに進めるとともに、気軽に相談できる環境を整え、必要なサービス提供や支援につながるよう、関係機関や関係団体との連携を強化します。

主な施策・事業	内　容
① 相談窓口の周知啓発	・福祉課や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口の周知啓発と利用促進の強化に取り組みます。
② 関係機関との連携強化	・住民からの多様な相談内容に応じて適切な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を図ります。
③ 地域包括支援センターの相談体制の充実	・地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族等が抱える介護や生活に関する様々な相談に応じ、必要なサービスや関係機関につなぎます。
④ 障がい者への総合的な相談体制の充実	・医療機関や相談支援事業所等との連携を強化し、障がいの種類を問わない総合的な相談支援体制の充実を図ります。
⑤ 子育てに関する総合的な相談体制の充実	・妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を図るため、子育て支援センター「木子里」や子育て世代包括支援センター（ヘルスＣ＆Ｃセンター）等の相談窓口を周知します。
⑥ 制度の狭間にいる人々への相談支援体制の充実	・ひきこもりや不登校など、制度の狭間にいる人に対応できる体制づくりに向けて、関係課や関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。

2　地域における相談機能の強化

複雑化・複合化する相談内容に対応し、的確なアドバイスができるよう、関係機関等と連携を図ります。

また、地域で困りごとや悩みを抱えている人を把握し、さりげない見守りや声かけ、話し相手として相談に応じるなど、住民同士の支え合いによる相談支援体制の充実を推進します。

主な施策・事業	内　容
① 地域における連携強化	・住民が抱える様々な悩みや課題に対して、早期支援につなげられるよう、関係機関や関係団体等と密接に連携します。
② 民生委員児童委員の資質向上	・住民の身近で専門的な相談窓口となる民生委員児童委員の資質向上を図るため、研修会や講習会の充実に努めます。
③ ひとり暮らし高齢者等の見守り	・地域で連携して、独居高齢者等の安否確認を行う見守り体制の充実に取り組みます。
④ 子ども・子育て家庭への相談・支援の推進	・安心して妊娠・出産・育児ができるよう、専門職（保健師・管理栄養士・保育士・医師等）による相談支援や子どもの発達相談などの周知や相談機会の充実に取り組みます。
⑤ 虐待の防止	・高齢者や障がい者、子どもへの虐待や暴力を発見した場合の相談窓口や通報義務について周知し、あらゆる暴力を許さない社会を目指します。
⑥ 心に悩みを抱える人を支える人材の育成	・心の健康に問題を抱える住民に気づき、見守り、必要な支援につなぐため、住民と接する機会が多い民生委員児童委員や町職員を対象にゲートキーパー※養成講座を実施します。

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

主要施策２　情報提供と福祉サービスの充実

町の福祉に関する情報が必要な人に行き届くように、町の広報紙やホームページなどを活用した情報提供の工夫に努めます。

また、各福祉計画に基づく公的福祉サービスの充実や公的福祉サービスのすき間を埋める自助・互助・共助による多様な生活支援のあり方を検討し、誰もが必要な福祉サービスを受けられるまちづくりに取り組みます。

施策の展開

１　福祉に関する情報提供の充実

福祉や保健に関する制度や町の福祉サービスについて、町の広報紙やホームページ、ＳＮＳ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、わかりやすく丁寧な情報提供に取り組みます。

また、高齢者や障がい者、組合に加入していない人に情報が行き届くよう、地域との協働による情報提供の充実に努めます。

主な施策・事業	内　容
①　情報提供の充実	・各福祉分野のサービス内容をまとめたパンフレットの作成・配布に努めます。 ・町の広報紙やホームページ、ＳＮＳ、各種パンフレットなどの情報媒体について、高齢者や障がい者にもわかりやすく情報が行き届くよう工夫し、保健・福祉に関する情報提供の充実を図ります。
②　地域との協働による情報提供	・最新の保健・福祉に関する情報を民生委員児童委員や行政区に適宜提供し、地域住民への普及啓発に活用してもらいます。 ・必要に応じ各地域の回覧板を活用し、地域と協働した情報提供の充実に努めます。

2　福祉サービスの充実

支援が必要な人が、必要な時に適切な公的福祉サービスが受けられるよう、関係機関との連携による事業展開に取り組み、公的福祉サービスの質・量の向上を図ります。

また、生活支援体制整備事業を中心に、制度の狭間にある課題に対応できるインフォーマルサービス※の創出を目指します。

主な施策・事業	内　容
① 福祉分野の適切なサービス提供	・「高齢者保健福祉計画」及び福岡県介護保険広域連合の「介護保険事業計画」、「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、分野別計画に基づき、適切なサービスの提供に努めます。
② 法制度、福祉サービスの情報提供の充実	・各福祉分野の法制度改正やサービスについて、広報紙やホームページを活用し、情報提供に努めます。
③ サービス提供体制の構築	・高齢者や障がい者に対する福祉サービスの質の向上に努めるとともに、地域包括ケアシステムによるサービス提供体制の構築を図ります。
④ 生活支援体制整備事業の推進	・社会福祉協議会と連携し、地域の生活課題や地域資源の把握を行い、住民との協議を踏まえながら、買い物支援や移動支援等のインフォーマルサービスの創出を目指します。

※インフォーマルサービスとは、家族や友人、地域住民、ボランティアなど、法律や制度に則らないサービスのこと。

主要施策３　複合的な課題を抱える人々への支援の充実

成年後見制度の周知など、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取り組みを進めます。また、地域や関係機関・関係団体と連携し、虐待の未然防止や早期発見等を強化します。

生活困窮世帯や子どもの貧困問題に対応するため、関係課や関係機関との連携・協働の下、相談窓口につなぎ、継続的かつ伴走型の自立支援に取り組みます。また、生活困窮世帯が地域から孤立することがないよう、地域や関係団体と協力しながら、見守りや声かけに努めます。

施策の展開

１　権利擁護の推進

判断能力が不十分な高齢者や障がい者の財産管理や日常生活における援助に関する制度等の周知及び利用促進を進めるとともに、専門的な相談支援や各相談機関のネットワークの構築に努めます。

また、関係機関と緊密に連携し、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 権利擁護の周知及び利用促進	・日常生活自立支援事業（社会福祉協議会実施）や成年後見制度について周知啓発に取り組みます。また、援助が必要な人や家族等への相談支援体制を強化し、利用につなげます。
②「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく施策の推進	・「久山町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の整備・運営など、ネットワークの整備を検討します。 ・社会福祉協議会が実施する法人後見事業について周知啓発を行います。
③ 虐待やＤＶ等の早期発見・早期対応	・子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待や配偶者間等に起こるＤＶ被害の早期発見や早期対応を図るため、相談窓口及び通報義務の周知を徹底します。
④ 被虐待者（児）支援体制の強化	・子どもや高齢者、障がい者等への虐待について、庁内関係課、教育機関、地域住民等からの情報を下に、関係機関との連携を図り、速やかな対応と適切な保護・支援体制を強化します。

2　生活困窮者自立支援の充実

経済的に困窮している家庭や生活困窮に陥る可能性のある家庭を把握し、個々の状況に応じ、相談支援や自立に向けた体制の構築に努めます。

また、子どもたちが生まれ育った環境によって将来が左右されることがないよう、各種手当・助成制度や学習支援に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 生活困窮者の早期対応・早期支援	・介護保険の申請や障害者手帳の交付申請などの行政手続きの際に、経済的に困窮している人や複合的な悩みを抱えている人を把握し、早期対応・早期支援につなぎます。 ・民生委員児童委員等の訪問活動や地域の関係団体や住民等の情報提供を下に、生活困窮家庭を把握し、早期対応に努めます。
② 生活困窮者等に対する相談窓口の充実と周知	・生活困窮者の自立に向け、県の自立相談支援事務所等の関係機関と連携・協働し、早期対応と継続的な支援など、生活困窮者自立支援事業に取り組みます。 ・広報紙やホームページ、チラシ等で生活困窮者に対する相談窓口の周知を強化します。
③ ひとり親家庭等への支援	・ひとり親家庭等に対する自立支援に向け、県やハローワークが行う相談会や就労情報等について周知啓発を充実します。 ・ひとり親家庭等への手当及び医療費等の助成を適正に実施します。
④ 学習支援事業の充実	・中学生を対象に、学習支援を必要とする生徒に適切な支援ができる環境を提供します。また、中学校やＮＰＯ法人との連携を強化するとともに、事業の周知啓発を図ります。

基本目標２の目標指標

成果指標	現状値	目標値
居住地域の民生委員児童委員について「担当している人の顔や名前を知っている」と回答した人の割合	27.3% 令和２年度	35% 令和８年度
各福祉分野（高齢者・障がい者（児）・子ども・子育て）のサービス内容をまとめたパンフレットの作成件数	０件 令和元年度	１件 令和７年度
町の保健・福祉情報を「すぐに手に入れることができた」と回答した人の割合	42.4% 令和２年度	50% 令和８年度
生活支援体制整備事業における買い物支援や移動支援等のインフォーマルサービスの創出件数	１件 令和２年度	３件 令和８年度
成年後見制度について「制度の内容まで知っている」と回答した人の割合	22.3% 令和２年度	30% 令和８年度
見守り等の支援が必要な人や気になる人に対して、「役場など公的機関へ相談する」と回答した人の割合	16.3% 令和２年度	25% 令和８年度

基本目標３　元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

主要施策１　健康づくり・生きがいづくりの充実

町の強みである「健康なまち」の魅力を広く周知し、健康づくりに対する取り組みや情報発信を強化するとともに、住民の健康管理体制を充実し、健康増進への関心喚起と住民一人ひとりの自主的な健康づくりを推進します。

また、身体の健康とともに、心の健康保持に向け、相談体制の充実や孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加を強化し、人と人とのつながりを基本とした生きがいづくりの醸成に取り組みます。

施策の展開

１　健康づくり・介護予防の推進

子どもから高齢者まで、全てのライフステージに応じた健康教育や保健指導の充実、健康づくりに関する情報の周知を図り、健康意識の啓発と健康づくり事業の充実を図ります。

高齢者が生涯健康で自立した生活ができるよう、あらゆる機会を通じた健康教育や健康相談、介護予防の取り組みを推進していきます。また、地域で安心して生活するため、医療と介護の切れ目のない支援体制の強化に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 健康増進活動の推進	・健康づくりに関する情報発信や健康教育・保健指導の充実を図り、健康への意識啓発を行います。 ・ヘルスＣ＆Ｃセンター等の有効活用や自然を生かしたウォーキング等による健康づくりを推進します。
② 健診・保健活動の充実	・生活習慣病予防を中心とした健診事業の充実を目指すとともに、受診率が低い若年層に対する受診勧奨に努めます。 ・「ひさやま元気予報」※ などＩＣＴを活用した保健指導や健康づくりを充実します。 ・関係機関との連携による健康相談、情報提供等を充実し、健康管理を推進します。

※「ひさやま元気予報」とは、久山町と九州大学が連携して実施する「久山町生活習慣病予防健診」（40 歳以上の全住民対象）の健診データを活用した、将来糖尿病等の疾患発症確率を予測するシステムのこと。

主な施策・事業	内　容
③ 介護予防の推進	・地区のシニアクラブ・サロン等での健康教育、家庭訪問による健康相談等の実施、フィットネス事業の利用促進を図ります。 ・生活習慣病予防健診の受診勧奨や健康づくり事業を実施し、介護予防を推進します。 ・地域デイサービスやふれあいスクールを実施し、介護予防や認知症予防に取り組みます。 ・元気サポーター養成講座により、地域の中で介護予防活動を実践する人材育成や身近に介護予防活動のできる場づくりに努めます。
④ 保健事業と介護予防の一体的な実施	・高齢者の特性を踏まえた健康支援や生活習慣病の重症化予防、介護予防の事業を一体的に取り組みます。
⑤在宅医療・介護連携の推進	・糟屋地区１市７町や粕屋医師会等と連携し、医療、保健、福祉、介護関係者間の連携体制を強化するとともに、住民に対する在宅医療や認知症に関する知識の普及啓発など、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

2　心の健康と生きがいづくりの推進

自らの心の不調に気づき対処することや誰かに援助を求めること、また心の健康に問題を抱えている人の存在に周囲が気づき、寄り添い、必要に応じて相談機関につなぐことの重要性と実践方法について普及啓発に取り組みます。

また、趣味やこれまでの経験を活かした生きがいづくり、社会参加の機会づくりを充実し、人と人とのふれあいを通じた心の健康保持を目指します。

主な施策・事業	内　容
① 心の健康相談や自殺予防の普及啓発	・心の健康に関する相談窓口について、広報紙やホームページに掲載し、自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせて広報紙等での心の健康づくりに関する普及啓発を行います。
② 自殺対策の推進	・町の「自殺対策計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、子どもから高齢者までライフステージに応じた支援策を講じます。

主な施策・事業	内　容
③ 人権教育の推進	・住民が健康で生きがいを持って暮らし「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、家庭・学校・地域における人権教育・啓発を推進します。
④ 社会参加や交流ができる居場所づくりの推進	・子どもとその保護者が相互に交流し、相談や情報交換を行う場として子育て支援センター「木子里」を周知し、子育て中の家庭の孤立を防ぎます。 ・サロン等の活動を支援し、高齢者が仲間とともに、生きがいを持って元気に生活できる場づくりを推進します。
⑤ 高齢者の生きがいづくり事業の推進	・シニアクラブ等の活動を支援するとともに、町内行事を通じた高齢者の交流活動の拡大に努めます。 ・高齢者の雇用の場として、シルバー人材センター等の活用機会の拡大を図ります。

主要施策２　災害等の緊急時における備えの充実

大規模な風水害や震災等発生時の地域の防災活動、災害時の避難行動要支援者対策や消防体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。また、日常的な犯罪被害や事故などから住民を守るため地域の防犯体制や交通安全対策の強化に取り組みます。

施策の展開

１　防災・防犯対策の強化

災害発生時に支援が必要な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の迅速な避難支援を行うため、近隣住民や行政区、民生委員児童委員、自主防災組織など、互助・共助・公助の連携・協働による安否確認や避難支援体制の強化を図ります。また、災害への備えや避難行動について情報発信を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。

犯罪や交通事故などから高齢者や子どもを守るため、防犯対策や交通安全対策の普及啓発を図るとともに、地域を見守る人材を確保し、地域ぐるみで行う防犯対策、交通安全対策の充実を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 防災に関する情報の普及啓発	・避難場所や避難経路、非常持ち出し品を周知し、住民一人ひとりの防災意識を高めます。 ・町のハザードマップを必要に応じて更新し、周知啓発に取り組みます。
② 避難行動要支援者の支援体制の充実・強化	・行政区や自主防災組織、民生委員児童委員等との連携・協働の下、避難行動要支援者名簿及び個別の避難行動計画を作成・更新し、本人の同意を得た上で行政区と情報共有を行い、災害発生時の避難支援体制の強化を図ります。
③ 自主防災組織の育成・充実	・住民による自主防災組織を育成し、災害時の初期対応や避難行動要支援者等の避難活動に対する支援体制の充実を図ります。
④ 要配慮者への対策の充実	・高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児等、避難生活に特に配慮が必要な人たちが安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の設置や避難所での生活に配慮した物資の備蓄、保健・医療・介護関係者間の連携に努めます。
⑤ 交通安全対策の推進	・高齢者や子どもの交通事故を未然に防ぐため、地域や学校、警察などの関係機関が連携し、交通安全教育の実施に努め、交通安全意識の啓発を進めます。 ・交通危険箇所の点検整備や通学路の安全点検を進めます。
⑥ 防犯体制の充実	・子どもの登下校時の交通安全や不審者対策を目的に、学校・家庭・地域・関係機関・関係団体等が協力・連携した防犯体制を強化します。 ・犯罪等に関する情報提供を行い、自主防犯行動を促します。

2　感染症への備えの充実

住民に対し、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止や新しい生活様式について普及啓発を行います。また、感染症拡大の影響等により経済的に困窮する家庭や交流機会の減少に伴って社会的孤立を感じている人たちが、安心して生活していけるよう、経済的支援の充実や新たなかたちで行う交流の場・機会の検討を進めていきます。

主な施策・事業	内　容
① 感染症に対する知識の普及啓発	・広報紙やホームページ、防災行政無線を通して、感染症に対する正しい知識や感染予防策の普及啓発に取り組みます。 ・地域の活動の場における感染予防策について、助言や情報提供を行い、交流の場や機会の継続を支援します。
② 感染症支援策の充実	・感染症拡大の影響等により、収入減少で経済的に困っている家庭に対し、国や県の動向を踏まえながら、給付金等の支給を行い、生活の安定を支えます。
③ 高齢者等のフレイル（虚弱）対策の推進	・外出機会の減少に伴う高齢者の心身機能の低下防止に向け、健康づくりや介護予防、重症化防止に関する情報提供や家庭訪問による健康相談を行い、高齢者のフレイル防止に向けた取り組みを推進します。

主要施策３　安心できる生活環境の整備

住んでいる生活環境の違いによって、買い物や外出などに制限されることがないよう、地区の特性に応じた公共交通網の整備や生活利便施設、住宅等の誘致などの検討を進めます。

また、町の公共施設や道路などのバリアフリー化を進めるとともに、全ての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

施策の展開

１　交通や買い物などの生活環境の充実

庁内関係課や関係機関と連携し、公共交通サービスの利便性の向上や外出支援が必要な人に合わせた交通手段の改善などに取り組みます。併せて、地域の特性に基づく住宅や生活利便施設・商業施設の誘致を推進します。

主な施策・事業	内　容
① 交通移動手段の充実及び環境の整備	・バス等、公共交通の利便性の向上や、道路環境の整備・改善について庁内関係課と協議を進めます。
② 多様な主体による生活環境の改善・充実	・住民主体による多様な支えあいの仕組みづくりや地域のボランティア団体、福祉サービス事業者、民間事業者等による外出支援や買い物支援などの参入を促進します。
③ 交通弱者への外出支援の充実	・運転免許証を自主返納した高齢者に対して、コミュニティバスの利用を支援します。 ・在宅の重度障がい者が利用できる福祉タクシー利用料金補助制度を周知し、日常生活の利便性向上につなげます。 ・社会福祉協議会が実施するスロープ付きの軽自動車貸出事業について、周知します。

2　バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

道路や公園、公共施設、民間施設、住宅等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを推進するとともに、住民一人ひとりの心のバリアフリーに向けて、情報提供・啓発活動に取り組みます。

主な施策・事業	内容
① 空間・施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	・主要な公共施設や道路、特に交差点など、安全で利用しやすいバリアフリーの施設となるよう整備を推進・誘導します。また、新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。 ・車いす専用駐車場や「ふくおか・まごころ駐車場」の普及啓発を推進します。
② バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発	・町の道路や公園、身近な生活空間について、バリアフリー化を推進します。また、建築設計技術者等に対し、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの考え方を普及啓発します。 ・健康づくり活動や生涯学習等を通して、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの情報提供・啓発活動を推進します。
③ 住宅環境の改善	・住宅改修などの各種制度・事業の周知及び利用促進を図り、高齢者や障がい者の在宅生活を支援します。

基本目標３の目標指標

成果指標	現状値	目標値
健康増進事業の年間参加者数	9,965 人 令和元年度	12,000 人 令和７年度
特定健診受診率	61.5% 令和２年度	70% 令和８年度
“健康状態はよい”（「とてもよい」と「まあよい」を合わせた割合）と回答した人の割合	88.8% 令和２年度	90% 令和８年度
自主防災訓練の年間実施回数	０回 令和２年度	８回 令和８年度
消防団員数	158 人 令和２年度	168 人 令和８年度
福祉避難所の数	１か所 令和２年度	１か所 令和８年度
地区にある災害時の避難場所を「知っている」と回答した人の割合	75.8% 令和２年度	80% 令和８年度
自主防犯組織の設置数（累計）	２件 令和２年度	８件 令和８年度
公共交通利用に関する住民満足度	91.7% 令和元年度	令和３年度に設定予定 令和７年度
外出の際に困ることは「特にない」と回答した人の割合	53.6% 令和２年度	60% 令和８年度

空白ページ

地域福祉活動計画

目指すまちの姿

地域で支え合い
みんなが安心して暮らせる　共生のまち

第１章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

第１節　地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。「地域福祉活動計画」は、町（行政）が策定する「地域福祉計画」との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

また、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」とそれを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の考え方を持っています。

これらが一体となって策定されることにより、住民や地域、関係機関・関係団体、福祉や介護サービス事業所、町（行政）等、地域福祉の推進に関わる様々な担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方に基づき、久山町及び久山町社会福祉協議会では、住民が身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整え、共に地域福祉に関する活動等を推進するため、「地域福祉計画」に基づき、「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものとします。

【「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係イメージ】

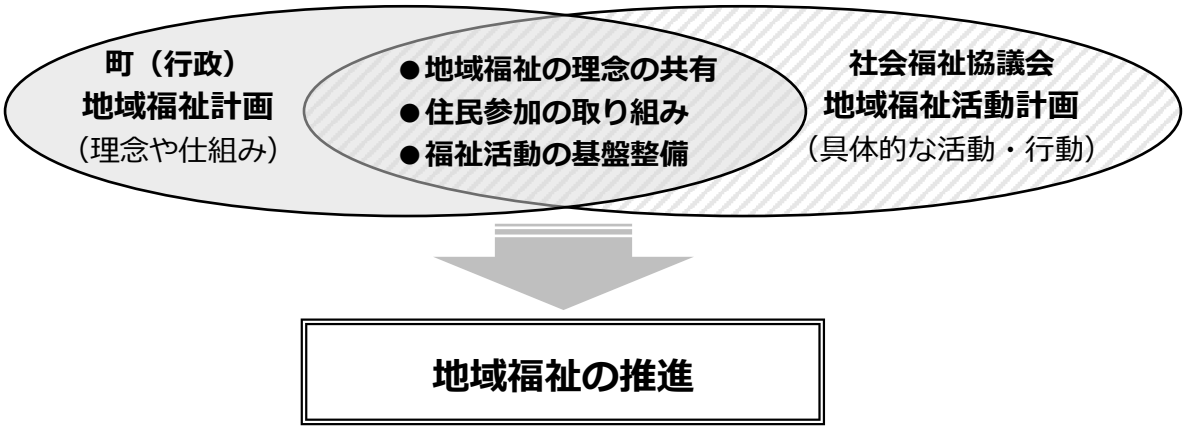

第２節　地域福祉活動計画の体系図

基本目標	主要施策	施策の展開
基本目標１ 人と人、人と地域がつながるまちづくり	**1　地域福祉・地域共生の意識向上**	1　福祉教育の推進 2　地域福祉・地域共生に関する広報活動
	2　住民同士の交流の場・機会の充実	1　交流の場・機会づくりの支援 2　住民主体のまちづくりの推進
	3　地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	1　地域の担い手の確保・育成 2　団体への活動支援
基本目標２ 一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり	**1　相談支援体制の充実**	1　包括的な相談支援体制の充実 2　地域における相談機能の強化
	2　情報提供と福祉サービスの充実	1　福祉に関する情報提供の充実 2　福祉サービスの充実
	3　複合的な課題を抱える人々への支援の充実	1　権利擁護の推進 2　生活困窮者自立支援の充実
基本目標３ 元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり	**1　健康づくり・生きがいづくりの充実**	1　健康づくり・介護予防の推進 2　心の健康と生きがいづくりの推進
	2　災害等の緊急時における備えの充実	1　防災・防犯対策の強化 2　感染症への備えの充実
	3　安心できる生活環境の整備	1　交通や買い物などの生活環境の充実 2　バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
基本目標４ 安定した社会福祉協議会の基盤づくり	**1　社会福祉協議会の基盤整備**	1　運営基盤の整備 2　自主財源の確保 3　組織体制の強化

第２章 施策の展開

基本目標１　人と人、人と地域がつながるまちづくり

主要施策１　地域福祉・地域共生の意識向上

学校や町（行政）等と連携・協力しながら、福祉教育の内容の充実を図り、高齢者や認知症、障がい者等についての理解を深めてもらい、福祉活動につなげるとともに、将来の福祉活動の担い手の育成に努めます。

施策の展開

１　福祉教育の推進

«主な事業と実施方針»

① 福祉教育教材の配布・活用

福祉教育教材を小学生に配布し、課外授業や家庭で活用します。						（関係者・関係機関） ○小学生 ○福岡県社協　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 福祉体験学習・講座の実施

小学生・中学生に対し、当事者等の気持ちや関わり方、コミュニケーションの取り方等を学ぶため、福祉体験学習や福祉講座を実施します。						（関係者・関係機関） ○小学生　○中学生 ○ボランティア団体 ○福岡県社協　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ ひさやま福祉大学の開催

住民の関心や地域課題を把握し、選んだテーマについて住民同士が共に学び、地域福祉の理解者や担い手の養成に努めます。						（関係者・関係機関） ○町民	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

施策の展開

2　地域福祉・地域共生に関する広報活動

«主な事業と実施方針»

① 社協だよりの発行

年４回、社協だよりを発行し、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供、ボランティアの意義や必要性について広報活動に取り組みます。						（関係者・関係機関） ○町民	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 多様な媒体を活用した情報発信

福祉サービス等に関する情報発信をホームページや Facebook などの SNS 等を活用し、定期的に更新できるよう努めます。						（関係者・関係機関） ○町民	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

主要施策２　住民同士の交流の場・機会の充実

高齢者、障がい者、子どもとその保護者などが気軽に参加・交流できる場や機会をつくり、その普及啓発に努めます。

また、住民主体による交流の場や機会がより活発で有意義な活動となるよう、活動の目的やあり方について理解を深めるための研修や情報提供に取り組みます。さらに、地域の多様な組織が地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携・協働による地域福祉活動を推進します。

施策の展開

１　交流の場・機会づくりの支援

«主な事業と実施方針»

①　世代間交流の実施

ふれあいスクール（中長期通所型サービス事業）やふれあい・いきいきサロンに参加する高齢者等と児童・生徒たちとの交流を推進します。						（関係者・関係機関） ○小学生 ○中学生 ○高齢者　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

②　ひとり暮らしを励ます会の開催

高齢者の生きがいづくりや孤立感の解消を目的に、バスハイクや食事会など、高齢者同士の交流や民生委員児童委員との交流を図ります。また、参加につながっていない高齢者に対し、継続したアプローチを図り、参加を促します。						（関係者・関係機関） ○高齢者 ○民生委員児委員 など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ ふれあい・いきいきサロン活動の推進

各行政区において、地域住民の孤立感の解消、閉じこもり予防、介護予防、健康維持の向上を目的にサロン活動の支援や助成を行います。また、高齢者だけでなく、様々な方が参加できる居場所づくりの推進に努めます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○行政区（サロン） など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

④ 久山サン・シー（３Ｃ）※ 事業の実施

花を植えたプランターを各家庭に配布（貸与）することで、地域の皆さんが自然に声を掛け合い、日頃から顔が見える関係に繋げることを目的に実施します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○小学生 〇中学生　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

⑤ 認知症の人を介護する家族への支援

認知症家族交流会（すまいるカフェ）を開催し、認知症の人をケアする家族等介護者同士の交流機会を設け、精神的負担の軽減につなげます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

※サン・シー（３Ｃ）とは、Community（地域）、Casual（さりげない）、Connection（繋がり）の頭文字からとった言葉。

施策の展開

2　住民主体のまちづくりの推進

«主な事業と実施方針»

① 地域福祉活動に関する情報発信及び参加支援

社協だよりやホームページで地域福祉活動に関する情報発信やボランティア養成講座などの開催を広く周知し、参加を促すとともに、参加を支援します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○ボランティア団体	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 地域福祉活動への意識向上

ボランティア活動を通じ、住民主体による活動の目的や役割を学ぶ機会をつくり、地域福祉活動への意識を高め機能の充実を図ります。						（関係者・関係機関） ○町民 ○ボランティア団体	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ 多様な組織の連携強化

民生委員児童委員や見守り協力者、行政区長、シニアクラブ役員等の地域の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、連携強化を図ります。						（関係者・関係機関） ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○行政区長 ○シニアクラブ役員 ○町（福祉課）	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

主要施策３　地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

今後、町の地域福祉を担う人材の確保・育成に向け、各種ボランティア養成講座の周知や参加促進を図り、住民のボランティア意識を高め参加促進を図ります。

また、ボランティア団体等が行う活動を住民に周知し、協力を呼びかけるとともに、団体同士の協力関係の構築に向けた支援を図り、今後の地域福祉活動、ボランティア活動の活性化を推進します。

施策の展開

１　地域の担い手の確保・育成

«主な事業と実施方針»

① ボランティア講座等の開催

福祉ニーズに合わせたボランティアの養成や福祉に関する知識の習得を目的としたボランティア講座及び住民講座を開催します。また、各種講座の周知啓発を強化し、参加を促します。						（関係者・関係機関） ○町民　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

② ボランティア活動の支援

関係団体と連携し、ボランティア活動の相談や登録、住民の福祉ニーズに対応する活動のマッチングなど、コーディネート機能を持つ窓口の設置に努めます。同時に、ボランティアコーディネーターの配置を検討します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○ボランティア連絡協議会　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	－	準備・調整		新規事業を実施			

③ ボランティアの活動拠点整備

住民が気軽にボランティア活動を始められるよう、町（行政）やボランティア連絡協議会と連携し、活動拠点の整備に努めます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○ボランティア連絡協議会 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

④ 元気サポーター養成講座の開催

地域デイサービスでの担い手となる「元気サポーター」の養成やスキルアップを目的とした講座を開催します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

⑤ 認知症サポーター養成講座開催の支援

町やキャラバンメイトと協力し、認知症サポーター養成講座を実施します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○中学生 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

施策の展開

2　団体への活動支援

«主な事業と実施方針»

① 町内福祉団体等への支援

社協だよりやホームページ等で町内福祉団体等の活動内容を周知します。 また、各団体等の福祉活動の充実のため、共同募金配分金等により助成を行います。						（関係者・関係機関） ○シニアクラブ連合会 ○ボランティア連絡協議会 ○ボランティア団体 ○当事者組織 ○行政区　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

<table>
<tr><td colspan="8">② 関係団体の連携強化</td></tr>
<tr><td colspan="6">行政区や自主的な住民活動を行う団体、関係機関・関係団体等が顔を合わせ、情報交換や交流する機会をつくり、連携強化を図ります。</td><td colspan="2">（関係者・関係機関）
○行政区
○シニアクラブ連合会
○ボランティア連絡協議会
○ボランティア団体
○当事者組織
○町（福祉課）など</td></tr>
<tr><td rowspan="4">実施年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">現状の事業を継続</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

基本目標１の目標指標　（※本計画を推進する上で、成果や効果を評価するための数値目標）

成果指標	現状値	目標値
ひさやま福祉大学への参加者数	累計 53 人	累計 125 人
	令和２年度	令和８年度
ふれあい・いきいきサロンの設置数	12 か所	15 か所
	令和２年度	令和８年度
久山サン・シー事業プランター設置数	200 世帯	800 世帯
	令和２年度	令和８年度
ボランティア講座等への参加者数	累計 42 人	累計 120 人
	令和２年度	令和８年度
久山町社会福祉協議会について「活動内容を知っている」と回答した人の割合	26.3%	30%
	令和２年度	令和８年度
福祉ボランティア活動や地域活動について「現在活動している」と回答した人の割合	19.4%	25%
	令和２年度	令和８年度

※令和２年１月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小されたため、令和２年度の見込みは少ない又は低い傾向がみられます。
（以下、同様）

基本目標 2　一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり

主要施策１　相談支援体制の充実

住民が日常生活を営む上で生じる様々な心配ごとや生活課題に関する相談を総合的に受け付け、各分野の相談支援機関との連携を図りながら、住民の課題解決に向けた取り組みを推進します。また、社会福祉協議会が行う相談事業について住民への周知を図り、相談しやすい窓口となるよう進めていきます。

施策の展開

1　包括的な相談支援体制の充実

«主な事業と実施方針»

①　相談窓口の周知啓発

社協だよりや町の広報紙などを活用し、相談内容や分野に捉われない総合相談窓口として周知啓発に取り組みます。						（関係者・関係機関） ○町民	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

②　心配ごと相談所運営事業

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じるため、弁護士及び相談員による心配ごと相談を実施します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○民生委員児童委員 ○弁護士	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③　横断的な相談支援体制の構築

住民の複合的な心配ごとや生活課題の解決に向け、町の福祉課をはじめ、他課や関係機関との関係性を構築し、横断的な相談支援体制の構築を図ります。						（関係者・関係機関） ○町　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

施策の展開

2　地域における相談機能の強化

«主な事業と実施方針»

① 地域との連携による継続的な支援

様々な福祉課題や生活課題を抱える人や家庭に対し、継続的に関わっていくため、専門的な支援に加え、地域住民ともつながりを持ちながら、地域として関わり合い、課題解決に取り組みます。

（関係者・関係機関）
○町民
○民生委員児童委員
○見守り協力者
○ボランティア団体
○町（福祉課）など

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

② 民生委員児童委員との連携強化

ひとり暮らし高齢者や生活困窮世帯、ひきこもりなどの世帯について情報共有し、課題解決に取り組みます。

（関係者・関係機関）
○民生委員児童委員
○町（健康課、福祉課）

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

③ 見守り支援活動の推進

高齢者等の見守り支援活動を継続して実施していくため、見守り協力者の活動や必要性を周知し、新たな協力者となる人材を確保します。また、ひとり暮らし高齢者だけでなく、日頃の生活の中で気になる人や世帯の状況をさりげなく見守る考え方や実践方法を広めていきます。

地区別見守りネットワーク会議を開催し、地域課題の確認・共有を行い、課題解決の取り組みについて協議していきます。

（関係者・関係機関）
○町民
○行政区
○民生委員児童委員
○見守り協力者
○シニアクラブ連合会
○町（福祉課）

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

④ 社会福祉法人の連携強化

町内の社会福祉法人で連携し、様々な問題解決に向け、定期的な連絡会を行い、それぞれの特性を活かした地域のニーズに対応できるネットワークの構築に努めます。

（関係者・関係機関）
○社会福祉法人

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	検討	準備・調整	連絡会立ち上げ及び活動開始			

主要施策２　情報提供と福祉サービスの充実

福祉サービスに関する情報提供をより充実させるとともに、情報が行き届きにくい人への配慮や家庭訪問による情報提供に努めます。

また、高齢者、障がい者、児童、生活困窮等の各分野の福祉事業を町（行政）と連携しながら進めていきます。さらに、生活支援コーディネーターを活用し、公的福祉サービスのすき間を埋めるための資源開発やネットワークの構築、生活支援サービス等の基盤整備に取り組みます。

施策の展開

１　福祉に関する情報提供の充実

«主な事業と実施方針»

①　情報提供の充実

社協だよりやホームページ、ＳＮＳ、各種パンフレットなどを活用し、社会福祉協議会が実施する福祉サービスや相談支援事業、地域の福祉活動やボランティア活動に関する情報提供の充実に努めます。						（関係者・関係機関） ○町民　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

②　アウトリーチ（訪問活動）による情報提供

高齢者や障がい者など特に福祉サービスが必要な人たちに対し、社会福祉協議会職員や民生委員児童委員の訪問による確実な情報提供に努めます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○民生委員児童委員	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

施策の展開

2　福祉サービスの充実

«主な事業と実施方針»

① インフォーマルな生活支援サービスの創出

買い物や移動、ゴミ出しなどの日常生活の困りごとを家族や友人・知人、近所の人、地域のボランティア団体が援助し、自立を支えるインフォーマルサービス（住民参加型の生活支援サービス）の創出を検討していきます。

（関係者・関係機関）
○町民
○ボランティア団体
○生活支援コーディネーター
○町（福祉課）　など

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	－	検討	準備・調整	新規事業を実施			

② 生活支援コーディネーターの業務遂行

生活支援コーディネーターを中心に、地域における福祉ニーズや資源の把握、ネットワークの構築、多様な地域資源による生活支援サービス等を整備します。また、生活支援コーディネーター通信「hand in hand」を発行し、生活支援コーディネーターの役割や活動を周知します。

（関係者・関係機関）
○町民
○生活支援コーディネーター
○町（福祉課）など

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

③ 協議体（手に手をとってあつまりの輪）の運営

住民や関係機関・関係団体等が参加し、地域で生活する上での課題の解決に向けて、知恵を出し合い、実践へとつなげ、支え合いのまちづくりを目指します。

また、協議体参加者の主体的意欲の向上や生活支援に関わる様々な情報の把握を行うため、研修会や先進地視察を実施します。さらに、協議体の話し合いによる成功体験や活動を積み重ね、町全域での活動につなげていきます。

（関係者・関係機関）
○町民
○行政区
○民生委員児童委員
○見守り協力者
○シニアクラブ連合会
○サービス事業者
○生活支援コーディネーター
○町（福祉課）など

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

④ 福祉活動専門員の業務遂行							
住民や関係機関・関係団体等と連携しながら地域福祉活動を推進し、住民の生活課題、福祉課題を解決するため、福祉活動専門員配置による調査や研究、企画、連絡調整、広報活動等を行います。						（関係者・関係機関） ○町民 ○町（福祉課） ○行政区　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

主要施策３　複合的な課題を抱える人々への支援の充実

認知症や障がいなどにより判断能力が低下している人の権利擁護に向け、町（行政）の成年後見制度との連携を図りながら、財産管理や日常生活における援助に関する制度等の周知及び利用促進に取り組みます。

また、生活困窮家庭やひとり親家庭、不登校、ひきこもりなど複雑化した課題を抱える人や制度の狭間に置かれている人を支援するため、地域住民や民生委員児童委員、関係機関、町（行政）との連携・協働の下、早期発見と相談支援、自立支援の充実に努めます。

施策の展開

１　権利擁護の推進

«主な事業と実施方針»

① 各種事業の周知啓発							
生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などの周知啓発に取り組みます。						（関係者・関係機関） ○町民	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 日常生活自立支援事業の実施							
福祉サービスの利用援助支援や日常的な金銭管理及び預貯金の預かりを行います。						（関係者・関係機関） ○町民 ○福岡県社協　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ 法人後見事業の実施

判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、法人が成年後見人、保佐人、補助人となり、関係者・関係機関等と連携しながら、長期的にサポートします。						（関係者・関係機関） ○町民 ○家庭裁判所 ○サービス事業者 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	準備・検討	新規事業を実施					

施策の展開

2　生活困窮者自立支援の充実

«主な事業と実施方針»

① 生活困窮者支援

生活困窮者の実態把握、困りごと相談室（自立相談支援事務所）をはじめとする関係機関等との連携を図り、生活困窮者の早期発見と相談支援、自立支援に取り組みます。 また、住民への生活困窮相談に関する理解を広めるための周知啓発に取り組みます。						（関係者・関係機関） ○困りごと相談室 ○町（福祉課） ○福岡県社協　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

② 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。また、事業の周知啓発に取り組みます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○福岡県社協　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

③ ふくおかライフレスキュー事業

糟屋地区内の社会福祉法人が連携し、制度では対応できない生活困窮者に対し、食材支援やライフラインの復旧など、経済的援助（現物支給）を行います。また、リユース品の支給や各種制度・サービスにつなぐなど、生活が安定するまでの支援を行います。	（関係者・関係機関） ○町民 〇事業運営委員会 ○粕屋地区連絡会 ○町（福祉課） ○福岡県社協　など

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

④ 学習支援事業のサポート

学習支援事業をサポートする中で、生徒の家庭環境等を把握するとともに、必要に応じて関係者との連携体制を構築し、学びや育ちを支援します。	（関係者・関係機関） ○町民 ○ＮＰＯ法人 ○町（福祉課） ○教育委員会　など

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施	現状の事業を継続					

⑤ 不登校、ひきこもりの人とその家族への支援

地域住民や関係機関からの情報提供により、不登校やひきこもりの本人と家族の実態把握に努めます。 また、相談支援を通して、信頼関係を築き、自立支援に向けて関係機関等とのネットワークの構築や地域における居場所づくりに努めます。	（関係者・関係機関） ○町民 ○民生委員児童委員 ○教育委員会 ○町（健康課 福祉課） など

実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	－	実態把握	調整・協議		新規事業を実施		

基本目標２の目標指標

成果指標	現状値	目標値
不安や悩みを相談する相手が「社会福祉協議会の職員」と回答した人の割合	0.3% 令和２年度	10% 令和８年度
町の保健・福祉情報の入手先が「社会福祉協議会の「社協だより」やホームページ」と回答した人の割合	12.7% 令和２年度	25% 令和８年度
生活支援体制整備事業における買い物支援や移動支援等のインフォーマルサービスの創出件数	１件 令和２年度	３件 令和８年度
法人後見事業及び日常生活自立支援事業の利用者数	３件 令和２年度	10 件 令和８年度
日常生活自立支援事業について「制度の内容まで知っている」と回答した人の割合	8.1% 令和２年度	20% 令和８年度
生活困窮家庭の子どもや保護者、不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる居場所の設置数	０か所 令和２年度	１か所 令和８年度

基本目標 3　元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

主要施策１　健康づくり・生きがいづくりの充実

高齢者の心身機能の維持向上と高齢者の社会的孤立の解消を図るため、地域住民や行政区、シニアクラブ、ボランティア団体、町（行政）などの関係者との協力・連携により、ふれあい・いきいきサロンやふれあいスクールの実施及び充実を図ります。

地域における見守り活動等の中で、心の健康に問題を抱えた人の発見と支援体制の構築、社会参加の機会づくりに努めます。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験を地域に還元する場や機会をつくり、世代や分野を超えた人と人とのふれあいを通じた心の健康保持を支援します。

施策の展開

1　健康づくり・介護予防の推進

«主な事業と実施方針»

① ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援

各行政区において、高齢者の孤立感の解消、閉じこもり予防、介護予防、健康維持の向上を目的として行うふれあい・いきいきサロン事業の活動を助成します。						（関係者・関係機関） ○高齢者 ○行政区サロン ○ボランティア団体	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 中長期通所サービス事業（ふれあいスクール）の実施

介護保険サービスの利用までの必要がない高齢者に対して、心身機能の維持・向上、生きがいの創出を目的に、介護予防事業として実施します。						（関係者・関係機関） ○高齢者 ○ボランティア団体 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ レクリエーション備品等の貸し出し							
健康づくりや介護予防、住民同士の交流を目的に、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめるレクリエーション道具の貸し出しを行います。						（関係者・関係機関） ○町民	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

施策の展開

2　心の健康と生きがいづくりの推進

«主な事業と実施方針»

① 心配ごと相談所運営事業（再掲）							
住民の日常生活の不安や悩みを解消するため、弁護士や民生委員児童委員による相談所を運営しており、事業の周知啓発に取り組みます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○民生委員児童委員 ○弁護士	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 自殺対策の推進							
町（行政）が策定した「久山町自殺対策計画」に基づき、社会福祉協議会として高齢者や生活困窮者を支援する中で、心の健康に問題を抱える人や孤立・孤独に陥りやすい人に気づき、寄り添い、必要な支援につなぎます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○町（健康課　福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ ひとり暮らしを励ます会の実施（再掲）

ひとり暮らしの高齢者を対象に、食事会とバスハイクを年に１回ずつ実施し、参加者同士や民生委員児童委員との交流の場をつくり、地域との孤立防止と生きがいづくりを推進します。						（関係者・関係機関） ○ひとり暮らし高齢者 ○民生委員児童委員	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

④ 移送サービス事業の推進

高齢者や身体障がい者等の通院や社会参加の促進を目的に、スロープ付きの軽自動車の貸し出しを行います。また、移動に困難を抱えている人やサービス事業所などへの周知啓発に努めます。						（関係者・関係機関） ○高齢者 ○身体障がい者 ○サービス事業者	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

⑤ 高齢者相互支援の推進

高齢者自身の社会的役割意識の維持や向上を目的として、普段の生活の中で、ひとり暮らし高齢者等をさりげなく見守る意識と実践力を高めるための研修会や見守り協力者としての参加を呼びかけます。						（関係者・関係機関） ○高齢者 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○シニアクラブ ○ボランティア団体 ○町（福祉課）	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

主要施策２　災害等の緊急時における備えの充実

災害時のボランティアセンターの開設と運営、災害ボランティア活動の参加促進、町内外からの災害ボランティアの受け入れ体制の強化を図ります。また、町（行政）とともに、避難行動要支援者の把握や情報共有を行うとともに、要支援者に対し、平常時における見守りから災害時支援まで、地域の助け合いによる支援体制の構築を推進します。

施策の展開

１　防災・防犯対策の強化

«主な事業と実施方針»

①災害に関する講座の開催

災害時に必要な知識と技術を学び、防災意識を高める講座を行います。また、町内外の災害発生や復旧時に尽力できる人材の養成に努めます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○町（総務課） ○福岡県社協　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 災害ボランティアセンター設置運営訓練

災害等発生時の迅速な対応や町内外からの災害ボランティアの円滑な受け入れに向け、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を、住民や地域の関係機関・関係団体等とともに行います。 また、災害時に必要な備品等を計画的に整備し、非常時に備えます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○民生委員児童委員 ○ボランティア ○自主防災組織 ○糟屋地区社協連 ○町（総務課） ○教育委員会 ○消防署　など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

③ 高齢者等見守り事業の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等に対し、災害時を見据えた平常時の見守りを心がけ、見守り活動の強化を図ります。 また、声かけや話をする際に、避難行動要支援者制度の周知に努め、防災意識の向上を高めていきます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○見守り協力者 ○町（総務課、福祉課） など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

施策の展開

2　感染症への備えの充実

«主な事業と実施方針»

① 心配ごと相談所運営事業（再掲）

失業や収入減による経済的困窮などの不安や悩みの解消に向けて、弁護士や民生委員児童委員による心配ごと相談所で相談支援を行います。また、事業を周知します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○民生委員児童委員 ○弁護士	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 高齢者等のフレイル対策の推進

外出機会の減少に伴う高齢者の心身機能の低下防止に向け、介護予防に関する情報提供や家庭訪問による相談支援などの取り組みを進めていきます。						（関係者・関係機関） ○町民 ○町（福祉課）	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

主要施策３　安心できる生活環境の整備

町（行政）や関係機関と連携し、移送サービス事業の周知啓発などを行い、高齢者や障がい者等の外出を支援します。

また、ボランティア講座や住民講座を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について普及啓発に取り組みます。

施策の展開

１　交通や買い物などの生活環境の充実

«主な事業と実施方針»

① 移送サービス事業の周知

高齢者や身体障がい者などの通院や社会参加の促進を目的に、スロープ付きの軽自動車を貸し出しており、事業の周知と利用促進を図ります。						（関係者・関係機関） ○車いす利用者	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

② 買い物、交通手段などの整備

買い物や交通手段などの環境を整えていくため、地域のニーズを把握し、協議体による話し合いの中で、移動販売や買い物代行サービスなど、日常生活のサポートを行うサービスの検討を行います。						（関係者・関係機関） ○町民 ○行政区 ○民生委員児童委員 ○ボランティア団体 ○町（福祉課）など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	実施						
		現状の事業を継続					

施策の展開

2　バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

«主な事業と実施方針»

① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発

	社協だよりやボランティア講座・住民講座を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を普及啓発します。						（関係者・関係機関） ○町民 ○ボランティア団体 など	
実施年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
	実施							
		現状の事業を継続						

基本目標３の目標指標

成果指標	現状値	目標値
心配ごと相談所利用件数	11 件	36 件
	令和２年度	令和８年度
移送サービス事業利用件数	0 件	5 件
	令和２年度	令和８年度
災害に関する講座への参加者数	0 人	累計 100 人
	令和２年度	令和８年度
災害ボランティアセンター設置運営訓練の回数	累計１回	累計７回
	令和２年度	令和８年度
平時からの見守り対象世帯数	19 世帯	40 世帯
	令和２年度	令和８年度

基本目標４　安定した社会福祉協議会の基盤づくり

主要施策１　社会福祉協議会の基盤整備

社会福祉協議会が実施する事業等を安定して行うため、法人運営の基盤を整備し、地域福祉活動等を実施するための財源の確保、組織体制の強化に努めます。

施策の展開

１　運営基盤の整備

«主な取り組みと内容»

① 定款・諸規程の整備	
取組内容	社会福祉法をはじめとする各法令の基準に従い、定款及び諸規程を整備し、遵守します。
② 会計基準・経理規程の整備	
取組内容	厚生省令で定める基準に従い、経理規程や会計システム等を整備・遵守し、適切な会計処理・運営に努めます。

２　自主財源の確保

«主な取り組みと内容»

① 賛助会員加入の推進	
取組内容	社会福祉協議会が推進する地域福祉活動等を周知し、理解を求め、地域福祉への住民参加のひとつとして、賛助会員への加入を推進します。
② 赤い羽根共同募金運動の推進	
取組内容	赤い羽根共同募金運動の趣旨や意義を広く周知し、その使い道や配分方法についての理解を深め、募金運動を推進します。また、法人募金の開拓や募金百貨店プロジェクトの普及、募金箱の設置を増やすなどに努めます。
③ 福祉自動販売機設置の推進	
取組内容	住民が気軽に社会貢献でき、地域福祉活動の安定した財源を確保するため、町内の公共施設や社会福祉施設等に福祉自動販売機設置を推進します。
④ 企業等への広告掲載の推進	
取組内容	社会福祉協議会が発行する社協だより等の有効活用を図るほか、企業等へ広告掲載の媒体として社協だより等を提供し、新たな財源の確保に努めます。
⑤ 久山町民ゴルフ愛好会チャリティーコンペの開催支援	
取組内容	久山町民ゴルフ愛好会主催のチャリティーコンペの開催を支援し、そのチャリティーを地域福祉活動等で活用します。
⑥ 新たな財源の開発	
取組内容	地域福祉を推進するための財源を確保するため、新たな財源確保に努めます。

３　組織体制の強化

«主な取り組みと内容»

① 理事会及び評議員会の充実	
取組内容	関係機関、各種団体など住民代表参加のもと、理事会、評議員会を開催し、協議、研修を重ねながら地域福祉の推進を図るため、本会の適切な運営に努めます。
② 職員育成研修の充実と体制づくり	
取組内容	職務、経験別等の育成研修の充実を図るとともに、職場外研修の受講及び職場内研修の充実により、職員の資質向上を目指します。また、事業や事務の効率化を図り、職員間の連携を深める体制づくりに努めます。

基本目標４の目標指標

成果指標	現状値	目標値
賛助会員加入口数	1,479 口	1,600 口
	令和２年度	令和８年度
赤い羽根共同募金実績	2,890,877 円	3,000,000 円
	令和２年度	令和８年度
福祉自動販売機設置台数	９台	10 台
	令和２年度	令和８年度

高齢者保健福祉計画

目指すまちの姿

**高齢者になっても
元気と笑顔あふれる 安らぎのまち**

第１章 高齢者保健福祉計画の基本方針

第１節　基本目標

高齢者保健福祉計画では、久山町福祉総合計画の基本理念や久山町地域福祉計画の方針に基づき、３つの基本目標を定め、各施策を推進することにより、「高齢者になっても元気と笑顔あふれる 安らぎのまち」の実現を目指します。

基本目標１　自らつくる健康と生きがい 生涯現役のまち

高齢者の健康づくりや介護予防による健康寿命の延伸とフレイル（虚弱）の予防、要介護状態の重度化防止に向けた取り組みが重要です。このため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、生活習慣病対策や健康づくりと介護予防、要介護状態の悪化防止に向けた事業を展開します。

また、地域の支え合いやつながりが希薄する中、元気な高齢者が地域や社会を支える担い手の一員となることが大いに期待されます。就労の場の確保や生きがいづくり、社会参加の場や機会を創出し、高齢者が地域でいきいきと活躍できる環境づくりに取り組みます。

主要施策

１　ひさやま方式による健康づくり
２　社会参加と生きがいづくりの促進
３　高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進

基本目標２　高齢者を包括的に支え　安心して暮らせるまち

高齢者とその家族を支えるため、地域包括支援センターを要として、高齢者の保健・福祉関係機関のネットワークを構築し、適切なサービスや関係機関等につなげる相談支援体制の充実を図ります。

また、認知症や疾病の予防とともに、在宅療養が必要になっても本人の意思が尊重される環境が大切です。このため、保健・医療・介護等の多職種による支援体制の充実や在宅生活を支えるサービスの充実に加え、地域における福祉意識を高め、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるまちを目指します。

主要施策

１　いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり
２　認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり
３　在宅生活を支える多様なサービスの充実

基本目標３　高齢者にやさしい　住みよいまち

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、高齢者に配慮した住まいの確保や生活環境の整備に加え、災害等の危険から命が守られ、安全な生活が保障されていることが重要です。

高齢者をはじめ全ての住民が住みやすいまちとなるよう、地域住民の理解や協力の下、安全な生活環境の整備や高齢者の権利が守られる仕組みづくり、防災・防犯対策の充実に取り組みます。

主要施策

１　高齢者にやさしい住まいの確保
２　高齢者の安全対策の推進
３　安心した生活環境の整備

第２節　高齢者保健福祉計画の体系図

目指すまちの姿

高齢者になっても
元気と笑顔あふれる 安らぎのまち

基本目標	主要施策	施策の展開
基本目標１ 自らつくる健康と生きがい 生涯現役のまち	**1 ひさやま方式による健康づくり**	1 健康づくり・疾病予防の推進 2 介護予防の推進
	2 社会参加と生きがいづくりの促進	1 社会参加の促進 2 雇用の場・就労支援体制の充実
	3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進	1 見守り支援活動の推進 2 高齢者による互助活動の推進
基本目標２ 高齢者を包括的に支え 安心して暮らせるまち	**1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり**	1 総合的・包括的な相談支援体制の充実 2 保健・福祉に関する情報提供の充実
	2 認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり	1 認知症予防、早期診断・早期対応の推進 2 認知症への理解促進・家族介護者支援 3 在宅医療・介護連携の推進
	3 在宅生活を支える多様なサービスの充実	1 在宅生活を支えるサービスの充実 2 生活支援体制の整備促進
基本目標３ 高齢者にやさしい 住みよいまち	**1 高齢者にやさしい住まいの確保**	1 高齢者に適した居住環境の整備 2 安心できる居住の場の確保
	2 高齢者の安全対策の推進	1 権利擁護の推進 2 防災・防犯対策の強化 3 感染症対策の推進
	3 安心した生活環境の整備	1 生活環境の充実 2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

第２章 施策の展開

基本目標１　自らつくる健康と生きがい　生涯現役のまち

主要施策１　ひさやま方式による健康づくり

町と九州大学が共同で行う生活習慣病予防健診を核とする「ひさやま方式」※の健康管理を活用し、健康増進への関心喚起と自ら取り組む健康づくりや介護予防につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

施策の展開

１　健康づくり・疾病予防の推進

健康寿命の延伸に向け、生活習慣病予防を中心とした健診事業の充実及びＩＣＴ等を活用した保健指導や健康づくりの充実に取り組みます。

また、住民の健康増進に向け、健康教育や健康づくりに関する情報の周知を図り、健康への意識啓発や生活習慣病予防を中心とした疾病予防の推進に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 生活習慣病予防対策の推進	・関係機関による詳細な生活習慣病予防健診を実施し、疾病の早期発見及び早期治療、重症化予防に取り組みます。 ・「ひさやま元気予報」※のソフトを用いた指導を行い、生活習慣の改善を働きかけます。 ・本町の充実した健診内容や健診の成果を広く周知し、若い世代から健康づくりへの意識を高め、セルフケア（自己管理）の推進に取り組みます。
② がん対策の推進	・がんの早期発見、早期治療のため、がん検診及びがんの精密検査受診の必要性について、周知啓発を行います。 ・がんの結果管理として、個別に精密検査の受診勧奨に取り組みます。

※「ひさやま方式」の健康管理とは、健診を受けた方々の追跡調査や亡くなった方の剖検のデータにより、生活習慣病の原因や予防法を明らかにし（疫学調査）、その情報を基に久山町と九州大学、町内開業医が連携して、住民の健康管理に役立てる町独自の方法。

※「ひさやま元気予報」とは、久山町と九州大学が連携して実施する「久山町生活習慣病予防健診」（40 歳以上の全住民対象）の健診データを活用した、将来糖尿病等の疾患発症確率を予測するシステムのこと。

主な施策・事業	内　容
③ 健康教育事業の実施	・健康増進を目的とした地域高齢者健康教育の他、疾病予防を目的とした糖尿病予防教室、ひさやま健康セミナーなどを開催し、健康づくりの意識を高めます。 ・健康づくり事業への参加者増加に向け、ＩＣＴやひさやま健康ライブラリーを活用した事業の周知に努めます。
④ 健康相談の実施	・ヘルスＣ＆Ｃセンターの保健師・管理栄養士、九州大学久山町研究室の医師が健康相談に対応し、保健指導を行うことで、住民自身の疾病予防に働きかけます。また、健康相談について、より広く周知し、事業の充実を図ります。
⑤ 高齢者健康調査の実施	・高齢者の健康状態等を把握するため、九州大学久山町研究室の医師とともに、高齢者健康調査を行います。また、調査の必要性の理解を得るため、周知に努めます。
⑥ ピアジェフィットネス	・ヘルスＣ＆Ｃセンターのフィットネスルーム内に健康運動指導士が常駐し、個人の身体状況に応じた指導を行います。また、高齢者や障がい者でも利用しやすい機器を導入し、目的や体力に合わせた運動の場を提供します。
⑦ 健康アプリの利用促進	・スマートフォンの健康管理アプリ「kencom」※を活用し、毎日の歩数や血圧、体重の管理のほか、健診結果の閲覧、個人にあわせた健康情報の取得など、楽しみながらセルフケアを継続できるように、アプリの登録支援を行い、利用促進に努めます。

※「kencom」とは、町民自らが健康づくりに取り組む意識を促し、生活習慣病の予防と健康の保持・増進を図ることを目的に健康管理アプリを活用した健康づくり事業のこと。スマートフォンやパソコンで利用することが可能。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
生活習慣病予防健診受診者数	人/年	2,763	2,725	2,098	**増加**
がん検診受診者数					
胃	人/年	712	694	647	**増加**
大腸	人/年	1,894	1,912	1,255	**増加**
前立腺	人/年	589	595	488	**増加**
子宮	人/年	875	904	745	**増加**
乳	人/年	589	656	495	**増加**
健康相談（個別相談）件数	件/年	161	132	100	**現状維持**
ピアジェフィットネス（健康運動コース）					
総数	人/年	10,765	9,818	2,870	**現状維持**
うち高齢者	人/年	6,232	5,727	1,900	**現状維持**
サロン・シニアクラブの場を活用した健康講座実施数	回/年	6	6	2	**現状維持**
Kencom の登録者数	人/年	734	1,219	1,300	**増加**

※令和２年１月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小により、令和２年度の見込みは少ない又は低い傾向がみられます。
（以下、同様）

施策の展開

2　介護予防の推進

高齢者が生涯にわたって健康な暮らしを送ることができるよう、地域デイサービスやサロン、ふれあいスクールで介護予防や重症化防止などに取り組みます。

また、高齢者が自立した暮らしを続けられるよう、住民や関係団体などが主体となったサービスの充実に取り組みます。

さらに、セルフケアの意識を高め、自立支援や介護予防に取り組むため、様々な専門職による支援が受けられる体制の構築も進めていきます。

主な施策・事業	内　容
① 中長期通所型サービス（ふれあいスクール）の実施	・要介護状態の防止や自立支援、高齢者同士の交流や生きがいづくりを目的として体操やレクリエーション、趣味活動などの介護予防教室を実施します。今後、社会福祉協議会と連携を図り、利用者の把握や対象者の基準の整理を協議していきます。
② 地域デイサービスの実施	・閉じこもりや筋力低下を予防し、要介護や認知症のリスクを低下させることを目的に、地域の公民館や集会所で、いきいき百歳体操やレクリエーション等を実施します。
③ 元気サポーターの養成と活動推進	・サポーター自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域において運動習慣の普及など介護予防活動を推進することを目的として、元気サポーター養成講座を開催し、地域デイサービスの運営やいきいき百歳体操の指導などの活動ができるよう支援します。また、活動の充実や継続につなげるため、フォローアップ講座を行います。
④ 専門的な支援体制の構築	・健康運動指導士や理学療法士などの専門職を地域デイサービスに派遣し、介護予防に関する専門的な知識や自宅でも自主的に行える運動を普及し、高齢者のセルフケアの意識を高めます。
⑤ ふれあい・いきいきサロンの実施（社会福祉協議会）	・高齢者の居場所づくりや介護予防、認知症予防を目的として地域の公民館など身近な場所で、歌やゲーム、食事等を共にし、交流を深めており、その活動を支援します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
中長期通所型サービスふれあいスクール					
年度当初登録者	人	58	45	43	**現状維持**
開催数	回/年	177	165	83	**現状維持**
地域デイサービス設置総数	か所	6	7	7	**増加**
元気サポーター養成者数	人	13	4	0	**増加**

主要施策２　社会参加と生きがいづくりの促進

高齢者が心身ともに元気でいきいきと暮らしていけるよう、社会参加の場や就労の機会を創出し、地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策の展開

１　社会参加の促進

高齢者が地域で活動するため、シニアクラブ等の活動支援などの交流活動を広げていきます。また、高齢者が生きがいを持ち、自己実現を図ることで充実した生活が送れるよう、学習機会やスポーツ・レクリエーション活動などの提供に努めます。

主な施策・事業	内　容
① シニアクラブ活動の推進	・シニアクラブは会員の健康づくりと相互交流、社会奉仕活動やふるさと伝承などを通して、地域の維持や活性化に貢献しています。社会福祉協議会を通じて、シニアクラブ活動への支援を行うとともに、町の広報紙やホームページ等を活用し、活動の PR を行います。

主な施策・事業	内　容
② 世代間交流の推進	・保育所や幼稚園、小学校と連携し、高齢者が子どもたちに昔の遊びや地域の歴史等を教える機会をつくり、世代間交流を図ります。 ・高齢者が子どもの預かりや送迎などを支援し、時には人生の先輩として子育ての相談相手となることで、高齢者の生きがいの創出と同時に地域で子育てを支える仕組みづくりを検討していきます。
③ 生涯学習・スポーツ活動の推進	・文化活動や各種スポーツ大会等、幅広い年齢層が参加できる大会・イベントを実施し、高齢者を含む全ての住民の健康づくりと交流の拡大につなげていきます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
シニアクラブ会員数	人/年	646	632	611	**現状維持**
町内スポーツ行事数	回/年	3	3	0	**現状維持**

施策の展開

2　雇用の場・就労支援体制の充実

高齢者がこれまで培ってきた経験や技術・能力を発揮しながら、社会との関わりを維持していくことができるよう、ハローワークと連携した就労支援や久山町シルバー人材センター等の活用機会の拡大を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 就労相談・情報提供の充実	・働きたい高齢者の就労を支援するため、ハローワークと連携し、就労に関する相談や情報提供、就労に必要な技能講習等の支援など、就労機会の拡充に努めます。 ・高齢者の社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネーター※の配置を検討します。
② シルバー人材活用事業	・シルバー人材センターは高齢者が持つ趣味や特技を活かしつつ、自らの健康増進と生きがい創出を目的として活動しています。シルバー人材センターの活動の PR や登録を推進し、活動を支援します。 ・簡易な生活支援サービスなど福祉事業の実施を検討します。

※就労的活動支援コーディネーターとは、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートし、高齢者の社会参加等を促進する者。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
シルバー人材センター会員数	人/年	74	58	70	**増加**

主要施策３　高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進

身近な地域において、性別や年齢、障がいの有無を超えてつながり、「支える側」「支えられる側」という画一的な関係を超えて支え合う地域共生社会の考え方が求められています。本町においても、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支え、さらには地域や社会を支える担い手の一員として活躍できる地域づくりを推進します。

施策の展開

１　見守り支援活動の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、閉じこもりがちな高齢者等に対し、民生委員児童委員の見守りをはじめ、高齢者を含む地域住民によるさりげない見守りを推奨し、地域を支え、地域に支えられる環境づくりに努めます。

主な施策・事業	内　容
① ひとり暮らし高齢者等の見守り	・民生委員児童委員の見守りをはじめ、独居高齢者等の異変発見や支援依頼を受けた対象高齢者の安否確認を行います。
② 地域における見守り体制の構築	・見守り協力者の活動や必要性を周知し、新たな協力者となる人材を確保します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の状況をさりげなく見守り、声をかけ合うことの重要性について普及啓発に努めます。 ・社会福祉協議会との連携により、地区別見守り会議を開催し、見守りが必要な高齢者世帯等の情報共有や見守り支援体制のあり方について協議していきます。
③ 老人世帯巡回派遣事業	・主にひとり暮らし高齢者を対象に、福祉課の巡回員が定期的に安否確認や体調確認を行い、日常のささいな困りごとへの対応を図っています。ひとり暮らし高齢者の増加が予想されるため、今後は地域との連絡体制の確立を検討し、見守り体制の充実に努めます。
④ 緊急通報システム設置事業	・ひとり暮らし高齢者または、高齢者のみ世帯の登録者の自宅に緊急通報システムを設置し、委託事業所の職員や協力員が緊急事態等への対応を行います。
⑤ 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の推進	・徘徊が予想される高齢者情報を警察署と共有し、協力サポーター及び協力事業者にメールで一斉配信し、捜索に協力してもらうことにより、認知症高齢者を早期発見・早期保護につなげます。 ・福岡都市圏の４市７町の広域事業として実施しており、事業の周知を行い、見守り体制の充実に取り組みます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
ひとり暮らし高齢者等の見守り					
見守り対象者数	人/年	20	19	19	**増加**
見守り協力者数	人/年	57	41	42	**増加**
老人世帯巡回派遣事業利用者数	人/年	10	9	10	**増加**
緊急通報システム設置数	人/年	55	47	47	**増加**
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業登録申請者	人/年	10	14	15	**増加**

施策の展開

2　高齢者による互助活動の推進

高齢者自身が地域の課題を意識し、解決主体として活躍できるよう、ボランティア活動や地域のリーダーとなる人材育成に向けた研修への参加を促します。

主な施策・事業	内　容
① 元気サポーターの養成と活動推進 ※再掲	・サポーター自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域において運動習慣の普及など介護予防活動を推進することを目的として、元気サポーター養成講座を開催し、地域デイサービスの運営やいきいき百歳体操の指導などの活動ができるよう支援します。また、活動の充実や継続につなげるため、フォローアップ講座を行います。
② ボランティアの育成 （社会福祉協議会）	・福岡県 NPO・ボランティアセンター等と連携し、人材育成に努めます。 ・ボランティア活動に参加意欲のある高齢者が気軽に活動に参加できるように、ボランティアに関する情報を提供し、活動への参加を推進します。
③ ひさやま福祉大学の推進 （社会福祉協議会）	・高齢者を含む全ての住民が地域の福祉課題を我が事として意識し、共に学びを深め、課題解決に取り組む人材づくりに努めます。

基本目標２　高齢者を包括的に支え　安心して暮らせるまち

主要施策１　いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり

高齢者が抱える様々な生活課題や医療・福祉の相談に対応するため、地域包括支援センターを中核として、適切なサービスや関係機関等につなげる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、保健や福祉に関する制度やサービスについてわかりやすく、より丁寧な情報提供の工夫に努めます。

施策の展開

１　総合的・包括的な相談支援体制の充実

高齢者の総合相談支援、介護予防ケアマネジメントなど高齢者の在宅での生活を支援する地域包括支援センターを周知するとともに、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能強化を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 地域包括支援センターの周知	・福祉課内に地域包括支援センターを設置し、様々な相談等の対応や適切なサービスや支援につなげています。地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として周知し、相談しやすい体制づくりに取り組みます。
② 総合相談支援業務の充実	・高齢者の日常における様々な問題や悩み、介護に関する様々な相談に応じ、必要な場合は適切なサービスや関係機関等につなげます。
③ 権利擁護業務の充実	・認知症高齢者など判断能力が不十分な人の権利を守り、地域において安心して生活できるように支援します。また、高齢者の虐待防止や悪質な訪問販売等による被害の防止、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会実施）、成年後見制度の紹介等の支援を行います。
④ 介護予防ケアマネジメント業務の充実	・要支援１・２認定者（予防給付）へのケアプラン（介護予防計画）の作成や介護予防の必要がある高齢者に対し、心身の状態に合わせた支援を行います。
⑤ 包括的・継続的マネジメント事業の充実	・地域のケアマネジャーへの支援のほか、高齢者がより暮らしやすい地域にするため、様々な関係機関とのネットワークづくりに取り組み、継続的に支援を行います。

主な施策・事業	内　容
⑥ 地域ケア会議の充実	・高齢者の個別ケースや地域課題を解決するとともに、地域ケアに関する情報を共有するため、多職種からなる地域ケア会議を開催します。 ・個別ケースで積み重ねられた検討課題から地域の課題を把握し、地域づくりや資源開発、政策形成につなぎ、より充実した地域ケア会議となるよう取り組みます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
介護相談 （個別相談・支援）	件/年	1,004	1,140	900	**増加**
地域ケア会議開催数	回/年	5	3	2	**増加**

施策の展開

2　保健・福祉に関する情報提供の充実

介護保険制度や町の福祉サービスについて、町の広報紙やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、わかりやすく丁寧な情報提供に取り組みます。

また、日頃から家庭訪問を行う民生委員児童委員による情報提供も有効と考えられるため、民生委員児童委員に対する学習の機会を設けます。

主な施策・事業	内　容
① 情報提供の充実	・町の広報紙やホームページ、ＳＮＳ、各種パンフレットを活用し、介護保険制度や高齢者福祉サービス、高齢者保健事業等の情報をわかりやすく伝えます。 ・高齢者福祉サービスの内容をまとめたパンフレットの作成・配布に努めます。
② 民生委員児童委員を通じた情報提供の推進	・民生委員児童委員が高齢者宅への訪問時に、必要な情報を適切に提供できるよう、保健・福祉に関する法制度やサービスに関する学習の機会を設けます。

主要施策２　認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり

町全体で認知症の方を含む高齢者を支え、高齢者にやさしいまちづくりを基盤としながら、これまで久山町研究で導かれた科学的根拠に基づいた認知症の予防対策を推進し、地域における認知症高齢者との共生に取り組みます。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加も予想されることから、在宅医療と介護に関わる多職種連携による切れ目のないサービス提供体制の構築を推進します。さらに、在宅医療や在宅での看取りについて、理解を得られるよう住民への普及啓発に取り組みます。

施策の展開

１　認知症予防、早期診断・早期対応の推進

久山町研究の成果により、生活習慣病の予防・管理が認知症の予防につながると示されています。このため、生活習慣病などの危険因子を包括的に予防・管理し、認知症発症の予防、あるいは重症化の遅延に向けた取り組みを推進します。

また、認知症の疑いがある人が適切な医療・介護が受けられるよう支援していきます。

主な施策・事業	内　容
① 認知症予防カフェ（わくわく茶わ（和・話・輪）会）	・認知症の人とその家族を支える地域づくりの推進を目的として認知症予防カフェを実施します。ＮＰＯ法人「やまぼうし」に委託して行い、定期的な集まりの中で、お茶を飲んだり、折り紙、音楽、絵描き、体操など五感と生活の活性化を図ります。
② 認知症予防講演会の実施	・認知症や認知症の予防に関する知識や理解を深めるため、講演会を実施します。また、高齢者だけでなく、幅広い世代の参加を促し、講演会の内容等を検討しながら実施します。
③ 生活習慣病の予防・管理に向けた包括的な取り組み	・町の健康課、福祉課、社会福祉協議会、大学や粕屋医師会が協働し、住民の糖尿病や高血圧の予防、正しい食生活や運動習慣などの管理・指導を行い、認知症予防対策を推進します。
④ 高齢者健康調査の活用による認知症の早期発見	・九州大学久山町研究室の医師とともに高齢者健康調査を行い、高齢者の健康状態及び認知症の状況を確認し、必要に応じてかかりつけ医への報告及び医療機関の紹介を行います。

主な施策・事業	内　容
⑤ 認知症初期集中支援チームの活用	・保健師、介護支援専門員、医師等が連携し、認知症の人（疑いのある人）や家族へ早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。 ・認知症初期集中支援チームを住民に周知し、活動を推進します。
⑥ 認知症地域支援推進員※の活動推進	・認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族への相談支援や地域における支援体制の構築に取り組みます。 ・認知症地域支援推進員を住民に周知し、活動を推進します。
⑦ 認知症ケアパス※の普及啓発	・状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れを掲載した認知症ケアパスを作成し、周知します。

※認知症地域支援推進員とは、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

※認知症ケアパスとは、認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかをあらかじめ標準的に決めて、サービスや支援の情報を冊子としてまとめたもの。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
久山町認知症予防カフェ（わくわく茶わ（和・話・輪）会）					
参加人数	人/年	713	841	0	**増加**
開催数	回/年	34	31	0	**現状維持**
認知症予防講演会					
開催数	回/年	1	1	0	**現状維持**
参加人数	人/年	66	76	0	**増加**
認知症初期集中支援チーム					
会議回数	回/年	4	6	4	**現状維持**
対象者数	人/年	5	3	3	**現状維持**
認知症地域支援推進員配置数	人/年	1	1	1	**増加**

施策の展開

2　認知症への理解促進、家族介護者支援

認知症に対する偏見をなくし、認知症になっても安心して日常生活を送れる地域づくりを目指し、認知症の普及啓発及び本人発信の支援など、共生と予防を推進していきます。併せて、家族介護者への支援や若年性認知症の理解促進に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 認知症サポーターの養成及び活動支援	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症の人とその家族を支援し、地域で支える仕組みづくりを進めます。 ・認知症サポーターが地域で活動できる場や機会づくりを検討します。
② 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の推進 ※再掲	・徘徊が予想される高齢者情報を警察署と共有し、協力サポーター及び協力事業者にメールで一斉配信し、捜索に協力してもらうことにより、認知症高齢者を早期発見・早期保護につなげます。 ・福岡都市圏の４市７町の広域事業として実施しており、事業の周知を行い、見守り体制の充実に取り組みます。
③ 若年性認知症施策の推進	・若年性認知症になっても、雇用の継続や障がい福祉サービスである就労継続支援事業の利用、障害者手帳の取得や障害年金の受給など様々な支援が総合的に受けられるよう関係機関と連携を図ります。また、制度や認知症家族会の周知に取り組みます。
④ 認知症家族会（スマイルカフェ）の実施 （社会福祉協議会）	・認知症の人を介護する家族を家族会として組織化し、講話などで介護に関する情報提供を行うとともに、介護者が持つ様々な悩みや葛藤、意見の共有を図り、介護方法や介護保険等のサービスに関する情報交換の場を提供します。 ・認知症家族会を周知し、家族介護者の参加を促します。
⑤ 小学生からの福祉教育 （社会福祉協議会）	・小学生から成人までの幅広い住民が、認知症などの福祉課題について学び、関心を高めるため、ふれあいスクールとの交流会や認知症疑似体験、認知症サポーター養成講座を開催・支援し、福祉教育を推進していきます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
認知症サポーター養成講座					
開催回数	回/年	1	0	2	**増加**
サポーター数	人/年	93	0	180	**増加**
認知症家族会（スマイルカフェ）					
開催数	回/年	－	1	1	**増加**
参加人数	人/年	－	0	5	**増加**

※認知症サポーター養成講座の令和元年度実績について
令和元年度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じたため、事業を実施できませんでした。

施策の展開

３　在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を維持し、自宅で最期を迎えることができるよう、糟屋地区１市７町や粕屋医師会等との協働の下、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

また、住民が在宅医療や介護、看取りについて正しく理解することも重要であるため、住民向けの講演会の実施やリーフレット等の配布などにより、普及啓発に努めていきます。

主な施策・事業	内　容
① 在宅医療・介護連携推進事業の充実	・粕屋医師会等と連携しながら、医療・介護の多職種連携による研修会の実施や在宅医療推進に関する社会資源情報の公開など、医療と介護のネットワーク向上に取り組みます。
② 在宅医療・介護に関する相談支援体制の強化	・日頃から高齢者に関わるケアマネジャーや保健師等が高齢者の健康状態を把握し、適切な受診につなげます。 ・地域包括支援センターが在宅医療・介護に関する相談窓口となり、関係機関につなぎ、医療・介護が切れ目なく提供できる体制の構築に取り組みます。
③ 住民への普及啓発の推進	・在宅医療が必要になった時に適切なサービスを選択できるよう、住民向けの講演会やリーフレット等の配布、かすや医療・介護情報ネット（さがすくん）やとびうめネットの周知に努めます。また、終末期におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解を得られるよう普及啓発に努めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
在宅医療・介護連携、看取りなどに関する講演会					
開催回数	回/年	0	1	1	**増加**
参加者数	人/年	0	47	21	**増加**

主要施策３　在宅生活を支える多様なサービスの充実

ひとり暮らし高齢者や介護が必要な高齢者などが、安心して自宅で生活を送れるように、町が提供する様々な高齢者福祉サービスの充実と各事業の周知及び利用促進を図ります。

また、公的なサービスでは対応できない掃除や洗濯、ゴミ出し、買い物などの日常生活の困りごとに対して、住民相互による助け合いの普及や生活支援体制整備事業によるインフォーマルサービスの創出に取り組みます。

施策の展開

1　在宅生活を支えるサービスの充実

高齢者ができる限り自宅において、自立した生活が送れるよう、高齢者のニーズを把握しながら、在宅サービスの充実を図ります。同時に、各種サービスや支援について周知し、利用促進を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 配食サービス	・要介護認定を受けているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。
② 紙おむつ等支給事業	・要介護３以上と認定された在宅の要介護者に対し、紙おむつ代等を月額 6,000 円の限度内で支給し、家族の心理的負担や経済的負担の軽減を図ります。
③ 老人はり・きゅう施術助成	・町内居住者で 70 歳以上の人に対し、はり・きゅう施術費の一部を支給することにより、自身の健康管理を支援します。今後、事業を周知した上で、ニーズに応じた事業の実施を検討します。
④ 生活管理指導短期宿泊サービス	・社会適応が困難な高齢者に対し、特別養護老人ホームへの短期宿泊措置を講じ、介護予防や日常生活に対する指導を行います。また、虐待などによる一時保護や体調調整を図ります。
⑤ 成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度を利用するにあたって、費用負担が困難な人に経費を助成します。今後、社会福祉協議会と連携し、制度の周知を行い、利用促進を図ります。
⑥ 老人保護措置	・虐待等、環境上または経済的な問題で措置が必要な場合、養護老人ホーム等に入所保護します。
⑦ 緊急通報システムの設置 ※再掲	・ひとり暮らし高齢者または、高齢者のみ世帯の登録者の自宅に緊急通報システムを設置し、委託事業所の職員や協力員が緊急事態等への対応を行います。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
配食サービス					
利用人数	人/年	9	10	13	**増加**
配食数	食/年	2,900	2,732	3,400	**増加**
紙おむつ等支給事業	件/年	12	12	18	**現状維持**
老人はり・きゅう施術助成	人/年	0	1	1	**現状維持**
生活管理指導短期宿泊サービス	人/年	1	0	1	**現状維持**
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	1	**増加**
老人保護措置	人/年	0	0	0	**現状維持**

施策の展開

2　生活支援体制の整備促進

公的サービスでは対応が難しい多様な生活課題や困りごとに対応するため、地域住民やボランティア団体、民間事業者などの多様な担い手の養成・発掘、地域資源の開発やネットワークの構築を図ります。

また、社会福祉協議会と連携し、生活支援コーディネーターの活用や協議体（情報交換、話し合いの場）の設置拡大に努め、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 生活支援コーディネーターの活用	・地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワークの構築）を行う生活支援コーディネーターを引き続き配置し、生活支援を担う地域住民やボランティア団体など、多様な主体との協働を図ります。
② 協議体の設置拡大	・高齢者を含む参加者や事業所の関係者が集まり、協議体（手に手をとってあつまりの輪）を開催し、地域の課題について話し合い、自助・互助・共助の仕組みの中で解決する方法を協議していきます。 ・小学校区など、より小さな単位で組織する協議体の設置拡大に努めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
生活支援コーディネーター配置数	人/年	1	1	1	**現状維持**
協議体					
協議体設置数	か所	1	1	1	**増加**
会議開催数	回/年	8	4	3	**増加**

基本目標 3　高齢者にやさしい　住みよいまち

主要施策１　高齢者にやさしい住まいの確保

高齢者一人ひとりの生活や心身機能に対応した居住環境の整備や自宅以外の場所で安心して暮らせる住まいの確保に取り組みます。

施策の展開

1　高齢者に適した居住環境の整備

高齢者ができる限り住み慣れた自宅で生活を送ることができるよう、生活や心身機能、要介護状態などに適した環境整備が必要です。このため、バリアフリー化の普及啓発、介護保険サービスや関係機関と連携した住宅改修など、自宅のバリアフリー化の促進を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 住宅改修に関する相談支援	・地域包括支援センターが窓口となり、自宅の手すりの設置や床の段差解消などの住宅改修に関する相談に対応します。
② 住みよか事業の利用促進	・福岡県の住みよか事業を周知し、利用に関する相談や手続きを支援し、バリアフリー化を推進します。
③ 公営住宅の提供	・「久山町公共施設等総合管理計画」に基づき、公営住宅等の保守点検やバリアフリー化等を行います。
④ 福祉用具利用の促進	・介護保険制度に基づく、福祉用具貸与や福祉用具購入費支給などの情報を提供し、利用促進を図ります。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
住みよか事業利用者数	人/年	0	0	1	**増加**
公営住宅等棟数	棟/年	15	15	15	**現状維持**

施策の展開

2　安心できる居住の場の確保

特別養護老人ホームや地域密着型サービスのほか、サービス付き高齢者向け住宅の計画的な整備を進め、安否確認や生活相談、介護などのサービスが受けられる住まいの確保に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 施設サービス・居住系サービスの計画的な整備	・高齢者人口や要介護者の現況、高齢者のニーズを踏まえた上で、過剰な整備とならないよう、周辺市町の動向調査・分析や福岡県介護保険広域連合と協議を行い、計画的な整備を進めます。
② 多様な住まいの整備推進	・高齢者やその家族のニーズに合った住まいが提供されるよう、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）やサービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの整備を推進します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
施設サービス・居住系サービスの計画的な整備					
介護保険福祉施設設置数（累計）	か所	2	2	2	**現状維持**
地域密着型（GH）設置数（累計）	か所	2	2	2	**現状維持**

主要施策２　高齢者の安全対策の推進

高齢や認知症になっても、本人の意思に基づく自己決定や人権が尊重されたまちづくりが大切です。高齢者虐待の防止や判断能力が低下した人への意思決定支援など、高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心して暮らしていくためには、大規模な風水害や震災等の災害、事故、犯罪から身を守る取り組みが重要です。災害発生時の避難支援体制の強化や防災意識の向上、交通安全・防犯対策の強化に取り組みます。

施策の展開

１　権利擁護の推進

高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組む体制を強化するとともに、地域住民、民生委員児童委員、医療・福祉従事者等による見守りの推進や相談窓口・通報義務の周知徹底に取り組みます。

認知症などにより判断能力が低下した人の権利擁護に向け、関係機関との連携やネットワークの構築を図るとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの周知啓発を行います。

主な施策・事業	内　容
① 虐待の防止、早期発見・早期対応	・地域住民や民生委員児童委員、介護事業所等の相談から把握された情報を地域包括支援センターや社会福祉協議会、警察等の関係機関が共有し、虐待の未然防止・再発防止、早期発見や早期対応を図ります。 ・住民等に対し、高齢者の虐待防止や発見時の相談窓口、通報義務の周知に取り組みます。
② 養護者への支援	・家族等による虐待の未然防止・再発防止に向け、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員による適切な介護サービスの利用や助言、情報提供など家族介護者等へのサポートの充実を図ります。 ・介護施設等の代表（施設長）や職員等に対し、高齢者虐待防止に関する法制度の周知を行います。

主な施策・事業	内　容
③ 権利擁護に関する制度の周知と利用支援	・町の広報紙やホームページ、リーフレット等を活用し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発に取り組みます。 ・地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護に関する相談支援を行います。 ・成年後見制度の利用に必要な費用の支払いが困難な人に対し、経費を助成し、利用を支援します。
④「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく施策の推進	・「久山町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の整備・運営など、ネットワークの整備に取り組みます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
成年後見制度利用件数	件/年	－	46	44	**増加**
地域包括支援センターでの権利擁護に関する相談・支援件数	件/年	106	56	30	**現状維持**

施策の展開

2　防災・防犯対策の強化

災害発生時に支援が必要な高齢者が、適切かつ迅速に避難できるよう、地域住民や行政区、民生委員児童委員、自主防災組織などと連携し、避難支援体制の強化と連絡体制の確立を目指します。また、認知症など特に配慮が必要な高齢者の避難誘導や避難所での生活の不安軽減に向け、医療・介護等専門職による支援体制の構築に努めます。

また、高齢者を対象とした交通安全教育の実施や高齢運転者による安全運転の確認、高齢者を狙った犯罪に対する注意喚起など、防犯意識の向上に向けた普及啓発を推進します。

主な施策・事業	内　容
① 防災に関する情報の普及啓発	・地域の避難場所や避難経路、非常持ち出し品について普及啓発に取り組み、防災意識の向上に努めます。 ・「防災メールまもるくん」の利用について、周知啓発を図ります。
② 避難行動要支援者名簿の活用	・避難行動要支援者名簿への登録や個別の避難支援計画を作成し、高齢者本人の同意を得た上で、行政区や民生委員児童委員、自主防災組織と情報を共有し、災害等の緊急時の連絡体制・避難支援体制の構築を進めます。
③ 避難生活に必要な専門的支援の検討	・長期にわたる避難所での生活は、高齢者の健康状態や認知症状の悪化などにつながる恐れがあります。粕屋医師会や町内の介護保険施設等と連携しながら、避難所への専門職の派遣や福祉避難所の拡充、必要な物資の備えなどについて協議していきます。
④ 交通安全対策の推進	・地域住民やシニアクラブ、警察等の関係機関との連携により、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や各種行事やイベントを通じて、交通安全意識の普及啓発に努めます。 ・高齢運転者による交通事故防止に向け、運転免許証の自主返納を呼びかけ、自主返納した場合の支援について周知します。
⑤ 防犯対策の推進	・高齢者が犯罪に巻き込まれることがないよう、広報紙や行政区の回覧板、高齢者の集まりの場など様々な機会を通じて防犯対策の普及啓発に努めます。 ・久山町消費生活相談室の周知啓発を図り、悪質商法等の消費者トラブルに関する相談に対応します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画					
避難行動要支援者名簿登録者数（累計）	人/年	－	287	310	**増加**
個別避難支援計画作成件数（累計）	件/年	－	0	0	**増加**

施策の展開

3　感染症対策の推進

新たな感染症拡大により人々の生活が大きく変化する中、対面での活動や交流が制限され、高齢者の身体機能や認知機能の低下、社会的孤立が危惧されています。

今後、感染症予防とフレイル予防の両面から高齢者の生活と健康を支えるとともに、高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりとして大切な交流の場や機会を維持できるよう支援していきます。

主な施策・事業	内　容
① 感染症予防とフレイル対策の推進	・町の広報紙やホームページ、防災行政無線、ＳＮＳ等を活用し、感染症に関する適切な情報提供や相談窓口を周知するとともに、自宅でできる運動や脳トレなどを紹介し、感染症予防と介護予防・重症化防止に向けた取り組みを進めます。
② 交流の場・機会の確保	・高齢者が地域で集まる際に注意すべきことや実施に向けた助言・情報提供に努め、交流の場や機会の継続を支援します。
③ 感染症発生時の対応と備え	・感染症が発生した場合でも、高齢者に対する医療・介護のサービスが切れ目なく提供されるよう、必要な代替サービスの確保や外出自粛中の見守り支援に取り組みます。 ・施設等におけるマスクや消毒液等の備えを確認し、不足物資について県や国への対応を図るとともに、家庭での備蓄についても呼びかけます。

主要施策３　安心した生活環境の整備

長年住み慣れた地域が、高齢者にとって安心して生活できる環境となるよう、公共交通網の改善や新たな交通手段の確保の検討、町内の道路や歩道、公共施設、民間施設等のバリアフリー化など、生活環境の整備・充実を図ります。

施策の展開

１　生活環境の充実

関係課や関係機関、民間バス事業者に対し、高齢者にとって利用しやすい公共交通サービスの改善や見直しを働きかけます。また、自力での移動や外出が困難な高齢者に対し、住民同士の相互による助け合いも含め、ボランティア団体や民間事業者の参入など、多様な主体による生活支援体制の構築や地域生活環境の改善など、総合的なまちづくりを進めます。

主な施策・事業	内　容
① バス交通の環境整備	・高齢者や住民のニーズを把握し、バス等、公共交通の利便性の向上や道路環境の整備など、関係課や関係機関等と協議を行います。
② 外出支援の充実	・運転免許証を自主返納した 70 歳以上の高齢者に対し、コミュニティバス乗車回数券（5,000 円相当分）を支給し、日々の外出を支援します。
③ 多様な主体による生活環境の改善・充実	・高齢者の自立を支援するため、生活支援体制整備事業と連携を図りながら、多様な主体による買い物支援や移動支援の確保に努めます。 ・「久山町都市計画マスタープラン」に基づき、地域生活環境の改善に向けたハードとソフト両面のまちづくりを進めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項　目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和５年度
運転免許証自主返納によるコミュニティバス乗車回数券配布件数	件/年	－	16	40	**増加**

施策の展開

2　バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

町の道路などの交通環境や公共施設・民間施設について、高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

主な施策・事業	内　容
① 道路、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	・高齢者が安全に利用できる歩行空間を確保するため、歩道整備等を推進します。 ・町の公共施設について、高齢者にとって危険箇所を点検し、バリアフリー対応への改善や整備を関係課に求めます。
② バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発	・商店、商業施設などの民間施設について、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの考え方を普及し、高齢者に配慮した設計や構造となるよう働きかけます。
③ 情報のバリアフリー化	・町の保健・福祉に関する情報や生活情報を提供する際、目や耳の不自由な高齢者や障がい者に配慮し、音声データによる情報提供やウェブアクセシビリティ※に配慮した町のホームページ作成など、情報のバリアフリー化を推進します。

※ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がいのある人など心身の機能に障がいのある人でも、年齢・身体的条件に関わらず、ウェブ（インターネット等）で提供されている情報にたどり着き、利用できること。

成年後見制度利用促進基本計画

第１章 成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

第１節　成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、その人の希望する生活や財産管理を支援するための制度です。この制度は、介護保険制度の導入とともに平成 11 年の民法の一部改正により、平成 12 年から施行されました。

しかし、認知症や障がい者の増加に伴い、日常生活や財産管理等に支援が必要な人を社会全体で支えることが課題となる中、成年後見制度の利用及び認知は十分に浸透していないことが現状となっています。

こうした状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年に施行され、平成 29 年には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。これを受け、市町村においても、地域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本町においても、今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、「親亡き後」の障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度による支援が必要になっていくと考えられます。このことから、高齢や障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、成年後見制度に関する施策を推進し、総合的に支援していくことを目的として「久山町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

第２節　成年後見制度利用促進に向けた課題

成年後見制度が施行された平成 12 年から約 20 年経過しますが、本町のアンケート調査による実態からも分かるように、成年後見制度について「制度の内容まで知っている」と回答した割合は、一般住民が 22.3%、要支援・要介護認定者が 8.8%、障がい者が 28.3%と認知状況は低い状況です。また、本来制度の利用による支援が必要な人が利用につながっていないことも十分予測されるため、制度のさらなる周知が必要です。

障がい者へのアンケート調査において、生活上の心配事や困りごとを尋ねたところ、「親の老後や親がいなくなった後のこと」と回答した知的障がい者は 51.2%、精神障がい者は 42.3%と高くなっています。障がい者の主な介助者である親の高齢化等に備えて、本人の財産管理等も視野に入れた生活支援体制を整備していく必要があります。

こういった現状から、本町の成年後見制度利用に関する課題として、成年後見制度の普及と利用促進、権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築、利用促進を支援する人材の育成があげられます。このような課題の解決に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。

【成年後見制度の認知状況】（令和２年度実施アンケート調査）

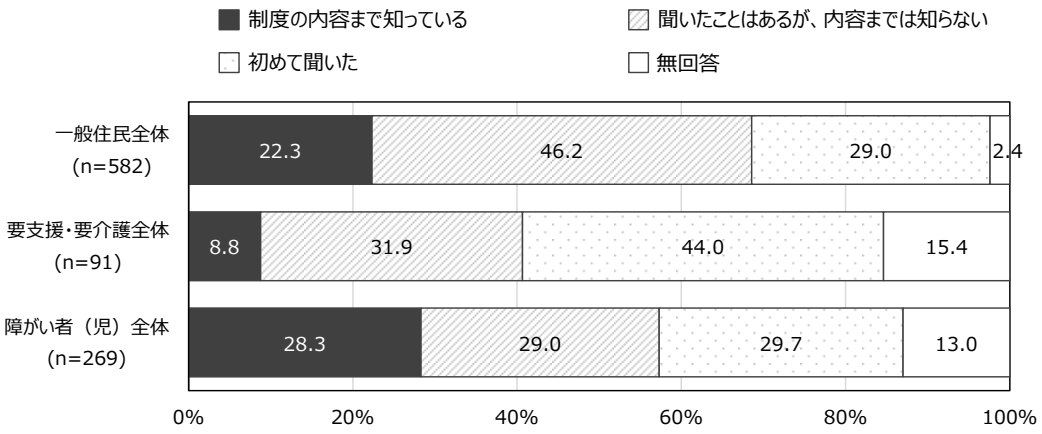

第２章 施策の展開

基本目標１　権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築

● **地域連携ネットワーク**とは、

① 権利擁護支援の必要な人の把握、支援
② 早期の段階からの相談、対応体制の整備
③ 意思決定支援、身上保護※を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

という３つの役割を念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に加え、住民や地域とともに、家庭裁判所、専門職団体（介護支援専門員、相談支援専門員等）、関係機関（医療機関、金融機関等）、行政が相互に連携・協力し、成年後見制度の利用を促進します。

＊**「チーム」**とは、本人に身近な親族や福祉・医療・地域等の関係者、後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。

＊**「協議会」**とは、成年後見制度の利用開始前後を問わず「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、関係機関や専門職団体が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

＊**「中核機関」**とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のことです。地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、地域において３つの検討・専門的判断（権利擁護の支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用、モニタリング・バックアップ）を担保する「進行管理機能」の３つの機能を果たします。

※「身上保護」とは、生活、療養看護に関する事務のこと。具体的には、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。（「身上監護」ともいう。）

主要施策１　地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を把握し、必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を目指します。

また、地域連携ネットワークを構築し適切に運営するとともに、成年後見制度の利用促進を推進するため、専門職による専門的助言等支援の確保や協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役として、中核機関の設置・運営を進めます。

施策の展開

① 地域連携ネットワークの構築
② 本人を後見人とともに支えるチーム体制の構築
③ チームを支える協議会の設置
④ 中核機関の設置と運営
⑤ 中核機関の機能体制の整備

基本目標２　成年後見制度の利用促進

主要施策１　成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進

認知症や障がいによって判断能力が不十分な人の権利と生活を守るため、成年後見制度の仕組みや重要性を周知し、地域において権利擁護に関する支援が必要な人の把握、必要な相談・支援につなげます。

また、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任や不正防止に努めます。

さらに、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度の利用が必要と認められる場合、円滑に移行できるよう支援します。

施策の展開

① 広報啓発の充実
② 相談機能の充実
③ 成年後見制度利用促進機能の充実
④ 後見人支援機能の充実
⑤ 不正発生の防止

主要施策２　成年後見人等の育成・支援

ひとり暮らし高齢者や親族と疎遠になっている人の増加、「親亡き後」の障がい者などが顕在化していくと見込まれる中、成年後見制度の円滑な利用のため、社会福祉協議会が実施する法人後見※事業と連携するとともに、その他の法人後見実施団体の確保に努め、長期的な支援に取り組みます。

施策の展開

① 法人後見人との連携及び実施団体の確保

※「法人後見」とは、社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯなどの法人が成年後見人、保佐人、補助人になり、親族等が個人で成年後見等に受任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことができます。

主要施策３　成年後見制度の利用促進に向けた支援

成年後見制度に係る費用負担を理由に、必要な支援が遅れてしまうことがないよう、成年後見の申し立ての支援や助成等を行い、認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利擁護を推進します。

また、後見による支援だけでなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し、権利擁護支援の充実を図ります。

施策の展開

① 成年後見制度利用支援事業の推進
② 町長による申し立て手続きの普及啓発
③ 権利擁護支援に関する事業の周知啓発

※成年後見制度等の種類と概要

制度	法定後見制度			任意後見制度
種類	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
対象者（本人）の状態	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
申し立て人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など、市町村長			
支援内容	財産管理・身上保護			
代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の全ての行為	法律で定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

第３章 施策の評価指標

成年後見制度の利用促進については、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、評価指標を設定します。

【施策の評価指標】

		評価指標	現　状 （令和２年度）	目　標 （令和５年度）
基本目標１　権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築				
	主要施策１ 地域連携ネットワークの構築	①　中核機関の設置	なし	設置
		②　チームを支える協議会の設置	なし	設置
		③　チームによる会議の開催	なし	１回/年
基本目標２　成年後見制度の利用促進				
	主要施策１ 成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進	①　成年後見制度に関する講座の開催回数	０回/年	１回/年
		②　本人及び親族等による成年後見制度利用の申立件数	44 件/年	50 件/年
	主要施策２ 成年後見人等の育成･支援	①　法人後見を受任する法人数	０法人	１法人
	主要施策３ 成年後見制度の利用促進に向けた支援	①　成年後見制度利用支援事業の利用件数	０件/年	１件/年
		②　町長による申立件数	０件/年	１件/年

障がい者計画

目指すまちの姿

障がいのある人もない人も互いに認め支え合う 安心とやさしさを感じるまち

第１章 障がい者計画の基本方針

第１節　基本目標

障がい者計画では、久山町福祉総合計画の基本理念や久山町地域福祉計画の方針に基づき、２つの基本目標を定め、各施策を推進することにより「障がいのある人もない人も互いに認め支え合う 安心とやさしさを感じるまち」の実現を目指します。

基本目標１　障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち

障がいのある人とない人が互いに理解し、認め合い、支え合うまちの実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮を推進し、障がいについての普及啓発や福祉教育の充実を図ります。

また、全ての障がい者が地域社会を構成する一員として、様々な活動や機会の適切な確保を図り、共生のまちづくりを目指します。

さらに、障がいの特性や複合的困難等に配慮したきめ細かい支援に取り組み、障がいがあっても安心して暮らせる環境整備を図ります。

主要施策

１　障がいへの理解の推進
２　地域で安心して暮らせるまちづくり

基本目標２　障がいがあっても自分らしくいきいきと暮らせるまち

障がい者の日常生活や社会生活を支援していくため、悩みや困りごとを身近に相談できる窓口の周知を図るとともに、分野に捉われることなく、関係機関等との連携を図り、総合的かつ横断的な相談支援体制の充実を図ります。

また、生涯を通じて適切な支援を受けられるよう、障がい児の療育支援及び地域・学校における教育支援、経済的自立に向けた就労支援、切れ目のない保健・医療サービスの提供など、各分野が連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

主要施策

１　日常生活・社会生活を支えるサービスの充実
２　保健・医療サービスの充実
３　療育・教育支援の充実
４　雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援

第２節　障がい者計画の体系図

目指すまちの姿

障がいのある人もない人も互いに認め支え合う 安心とやさしさを感じるまち

基本目標	主要施策	施策の展開
基本目標１ 障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち	**1 障がいへの理解の推進**	1 障がいへの理解を深める普及啓発 2 障がいのある人とない人との交流促進
	2 地域で安心して暮らせるまちづくり	1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報提供及び意思決定・コミュニケーション支援の充実 3 防災・防犯対策の推進 4 社会参加に向けた環境整備と活動支援
基本目標２ 障がいがあっても自分らしく いきいきと暮らせるまち	**1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実**	1 相談支援体制の充実 2 障がい福祉サービスの充実 3 権利擁護のための施策の充実
	2 保健・医療サービスの充実	1 疾病予防、障がいの早期発見・早期治療の推進 2 地域医療体制の充実 3 精神保健福祉施策の充実
	3 療育・教育支援の充実	1 療育支援・障がい児保育の充実 2 教育環境等の充実
	4 雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援	1 総合的な就労支援 2 就労の場の拡充 3 経済的自立の推進

第２章 施策の展開

基本目標１　障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち

主要施策１　障がいへの理解の推進

障がいのある人の人権が尊重され、障がいを理由とする偏見や差別の解消に向けて、障がいに関する普及啓発や福祉教育の充実を図ります。また、障がいのある人とない人が交流し、ふれあう機会をもてるよう、共に過ごせる場や機会の充実を図り、互いを認め合い、理解し、支え合う地域共生社会の推進に取り組みます。

施策の展開

１　障がいへの理解を深める普及啓発

障がいに関する理解不足によって、障がいのある人が偏見や差別を受けることがないよう、多様な媒体・機会を活用した普及啓発の充実を図ります。

また、現在実施している小中学校の児童・生徒への福祉教育等の推進を図るとともに、全ての住民に対し、人権や福祉に関する理解や知識の向上を促します。

主な施策・事業	内　容
① 広報、普及啓発活動の充実	・町の広報紙やホームページなどを活用し、障がいや障がい者への理解を深める普及啓発活動を行います。 ・「障害者差別解消法」に基づき、差別禁止や合理的配慮※の提供に関する取り組みを行うとともに、法・制度等の周知を進めます。
② 福祉教育や体験学習の充実	・障がい者や高齢者など、身近な地域で障がいや不自由を感じながら暮らす人々について学び、交流・体験活動などによって多様性や福祉について理解が深まるよう、学校等における福祉教育や体験学習の充実を図ります。 ・社会福祉協議会が実施するひさやま福祉大学において、障がいをテーマとした講座を開催し、理解を深めます。

※合理的配慮とは、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲の社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図ること。

２　障がいのある人とない人との交流促進

地域社会における障がいのある人への理解を促進するため、福祉施設や教育機関等と地域住民との交流を促進します。

また、ボランティア団体や障がいを持つ当事者を含む多様な主体による交流の場・機会を促進するために必要な環境整備に努めます。

主な施策・事業	内　容
①　交流の場づくり	・障害者週間（12 月３日～９日）における各種行事などを通して、広報啓発活動を推進し、障がいのある人とない人との交流の場づくりを検討します。
②　児童生徒の交流促進	・小中学校において特別支援学級の児童生徒が通常学級で一緒に学習することや、学校行事等で交流することなど、共に学ぶ環境の確保に努めます。
③　福祉施設と地域との交流促進	・障がいのある人とない人との交流促進を図るため、町内の障がい福祉施設等に対し、地域との交流について働きかけます。

主要施策２　地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で安全に自立した暮らしを続けていける生活環境の実現を図るため、障がい者に配慮した住環境・移動環境の整備や町内の建物・公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、障がい者にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

また、障がい者が地域において安心して生活することができるよう、わかりやすい行政情報の提供や円滑に意思疎通を図るためのコミュニケーション支援の充実、災害や犯罪から身を守るための防災・防犯対策を推進します。

さらに、スポーツ・レクリエーション、芸術及び文化活動などを通じて、障がい者の生活をさらに豊かにし、自立と社会参加につながるよう環境整備等を進めていきます。

施策の展開

1　安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人を含め全ての住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、関係課・関係機関と連携し、生活環境の整備促進に努め、総合的な福祉のまちづくりを推進します。

主な施策・事業	内　容
① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進及び普及啓発	・障がい者や高齢者など、全ての人々が公共施設を利用しやすくするため、障がい者対応のトイレやスロープ等の設置を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。 ・「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や公共建築物、公園、公共交通機関等の整備促進に努めるとともに、住民や事業者に対し、福祉のまちづくりの考え方について普及啓発に努めます。
② 道路環境の整備	・障がい者の安全な通行を確保するため、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置、音の出る信号機やＬＥＤ式信号灯器への更新等について、関係課、関係機関と協議を行いながら進めていきます。 ・歩道等における安全通行を妨げる悪質・危険な行為の禁止や交通ルールの遵守について、住民へ周知し、交通マナーの向上を図ります。 ・公共施設等の障がい者等用駐車場を安心して利用できるよう支援する「ふくおか・まごころ駐車場」※の普及啓発に努めます。

※「ふくおか・まごころ駐車場」とは、障がい者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を停め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度のこと。

主な施策・事業	内　容
③ 公共交通機関等の充実	・コミュニティバス「イコバス」の利便性を確保し、利用促進につなげるため、障がい者等を含む住民のニーズを踏まえながら、運行ルートやダイヤについて関係課と検討していきます。 ・町内を運行する民間交通事業者等における障がい者への適切な配慮について要望していきます。
④ 外出・移動支援施策の推進	・地域生活支援事業の「移動支援事業」及び、視覚障がい者に対して「同行援護」の周知を図ります。 ・広報紙やホームページ、役場窓口などで、各種交通機関の運賃・料金の割引制度について周知し、利用を促進します。 ・在宅の重度障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃を補助する「久山町福祉タクシー利用料金補助制度」の周知を図ります。 ・自動車を使用した外出支援として「自動車運転免許取得費助成制度」や「自動車改造費助成制度」の周知を図ります。
⑤ 住宅整備の推進	・在宅の障がい者（児）、難病者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修費を助成します。 ・地域生活への移行を進めるため「地域生活移行支援」の推進や地域における居住の場の一つとして、グループホームの誘致に努めます。 ・障がい者や高齢者向けの住まいづくりを行う設計、施工事業者に対し、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく住まいづくりの普及を促進します。

施策の展開

2　情報提供及び意思決定・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が必要な情報に円滑にたどり着くことができ、それに基づく意思決定や意思表示ができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた情報バリアフリーの推進や意思疎通の支援に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① わかりやすい行政情報の提供	・町のホームページなどをはじめとする様々な媒体について、障がい者や高齢者の利用に配慮した内容の提供や必要とする情報へのたどり着きやすさ、ユニバーサルデザインフォント※の活用や配色に配慮し、わかりやすい情報提供に努めます。 ・災害などの情報や避難情報、感染症拡大などの事態にあっても情報を容易に取得することができるよう配慮に努めます。 ・選挙にあたっては、点字、音声、拡大文字、インターネットを通じた候補者情報の提供、投票所のバリアフリー化などの配慮に努めます。
② 情報提供の充実	・音訳ボランティア団体の協力の下、視覚障がい者や高齢者に向けて、町の広報紙や議会だより、社協だよりなどを録音したCD 等を作成し、情報提供を行います。 ・視覚や聴覚に障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るための情報通信支援用具や点字、録音機器などの「情報・意思疎通支援用具」を周知し、利用促進を図ります。
③ 意思決定・コミュニケーション支援の充実	・自ら意思を決定することや表明することが困難な障がい者の意思決定や意思表示を支援するため、手話通訳者や要約筆記者による支援を行います。また、これらの意思疎通を支援する手話奉仕員養成講座を実施し、人材の育成に努めます。 ・外見では障がいに気づかれにくい人や意思表示が難しい人への支援として、福岡県が実施するヘルプカード※の周知と利用促進を図ります。 ・音声言語機能障害などにより意思疎通が難しい人への支援として、音声変換機能を持つ機器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」を周知し、利用促進を図ります。

※ユニバーサルデザインフォントとは、年齢や障がいに関係なく、全ての人が見やすく読みやすい文字のこと。

※ヘルプカードとは、視覚や聴覚、言語に障がいのある人、内部障がい、難病、知的や精神に障がいのある人、認知症など、外見では不自由や障がいに気づかれにくいことで、困っている時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードのこと。

施策の展開

3　防災・防犯対策の推進

障がいのある人が安全・安心して生活することができるよう、地域における防災対策を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害発生時には障がいの特性に配慮した避難支援や情報提供、安心して避難できる避難所の確保に努めます。

障がいのある人を犯罪や消費者トラブルから守るため、防犯対策の強化や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

主な施策・事業	内　容
① 避難行動要支援者の支援体制の充実・強化	・災害等発生時における避難行動要支援者等を支援するため、住民による自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、地域が一体となって避難訓練等を実施し、要支援者の支援体制の構築を推進します。 ・各種団体、障がい者福祉施設等との連携・協働の下、避難行動要支援者名簿及び個別の避難行動計画を作成・更新し、障がい者本人の同意を得た上で行政区と情報共有を行い、災害発生時の避難支援に取り組みます。
② 防災に関する情報の普及啓発	・障がい者の緊急時の通信手段である「FAX110 番」やスマートフォンアプリを利用した「110 番アプリシステム」「NET119 緊急通報システム」を周知します。 ・「久山町地域防災計画」における障がい者を含む要配慮者への対応を充実するとともに、障がいがあっても、理解しやすいハザードマップや防災ハンドブックの作成・配布に努めます。
③ 避難所の整備	・避難所のバリアフリー化を推進するとともに、県の「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」等を踏まえ、避難所において障がい者に必要な物資の備えやプライバシーの保護、障がいの特性に応じた支援と合理的配慮の確保に努めます。 ・障がい者福祉施設以外の社会福祉施設等への利用者の受け入れを含め、障がい者が安心して避難できる福祉避難所の確保に努めます。

主な施策・事業	内　容
④ 施設及び住宅の防災対策の強化	・住宅の不燃化・耐震性の向上など安全対策を呼びかけ、障がい者をはじめ、全住民の防災意識の向上を図ります。 ・住宅への防災機器などの設置を促進し、障がい者やその家族の安全対策を推進します。
⑤ 犯罪被害の未然防止と早期発見	・障がい者が巻き込まれる犯罪被害の防止や消費者トラブルに関する情報提供を行い、犯罪被害の防止と早期発見に向けた見守りの強化を推進します。 ・防犯カメラの設置など防犯環境の整備に努めます。
⑥ 防犯意識の向上に向けた情報提供の充実	・障がい者にとってわかりやすい防犯指導や情報提供に努め、知識の普及啓発と意識向上を推進します。 ・障がい者を狙った消費者トラブル等に関する相談窓口（久山町消費生活相談室）を周知し、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止に努めます。

施策の展開

４　社会参加に向けた環境整備と活動支援

障がいのある人が地域等で行われる様々な活動に参画することは、本人の生きがいや健康づくりにつながるとともに、障がいのある人とない人が相互に理解を深める機会として非常に重要です。

今後、障がい者の生きがいづくり及び自己実現を果たす場・機会として、町が主催する催しやスポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動を楽しみ、親しむことができる環境の整備等を推進します。また、障がいのある人とない人が、気軽に活動に参加し、交流できる環境づくりを進めていきます。

主な施策・事業	内　容
① 社会参加への支援	・町主催の行事等に、介助ボランティアや手話通訳者・要約筆記者の導入など、障がいの特性に応じた対応に努めます。 ・移動支援や同行援護等の障がい福祉サービスの周知及び利用促進を図ります。 ・障がい者が利用しやすい公共施設の管理運営に配慮します。

主な施策・事業	内　容
② 生涯学習活動への参加促進	・障がいのある人もない人も共に参加できる各種講座やスポーツ・レクリエーション等の行事について協議を進め、開催に努めます。 ・障がい者が各種講座や教室などに参加しやすくなるよう、介助や手話等のボランティアの協力を呼びかけます。 ・各障がい者団体による自主的な学習活動への支援に努めます。 ・「読書バリアフリー法」の施行に基づき、障がいによって読書が困難な人の読書環境の整備に努めます。
③ スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	・国や県が実施する各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会について周知し、障がい当事者の積極的な参加を呼びかけ、スポーツ等を通じた交流や社会参加を推進します ・障がいの有無に関わらず、みんなが楽しめるスポーツ・レクリエーションの講座・教室の開催を検討し、お互いの親交を深めながら、運動・スポーツを日常生活に取り入れる機会の提供に努めます。
④ 芸術・文化活動への参加促進	・芸術・文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。 ・芸術・文化活動への積極的な参加促進に向け、介助や手話等のボランティアなどの協力を得ながら、文化施設の利用促進を図ります。 ・障がいのある人が創作した作品や活動の成果を発表する場・機会の拡大を図ります。また鑑賞するだけでなく、作品の販売や収益の向上につなげていく仕組みを検討していきます。 ・障がい者の芸術・文化活動を支える住民等のボランティアや関係者を増やすとともに、町の広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報発信に努め、活動を支援します。

基本目標２　障がいがあっても自分らしくいきいきと暮らせるまち

主要施策１　日常生活・社会生活を支えるサービスの充実

障がいのある人やその家族が抱える悩みや不安は複雑化しており、今後専門性の高い対応や複合的なニーズへの対応が必要と考えられます。このため、相談支援体制や障がい福祉サービス等の充実に取り組みます。

また、障がい者の尊厳と権利を守るため、権利擁護のさらなる推進や虐待防止対策の強化を図ります。

施策の展開

１　相談支援体制の充実

障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、障がいや健康に関すること、日常生活や将来についての悩み、不安等について、身近な地域で相談しやすい体制の構築を図ります。また、様々な障がいの種別、年齢、性別、状態等に対応できる総合的な相談支援体制の充実に努めます。

主な施策・事業	内　容
① 相談支援体制の充実	・障がい者とその家族が気軽に適切な相談を受けられるよう、町の福祉課や健康課、教育委員会、社会福祉協議会等による相談事業の充実に努めます。 ・自立支援協議会（糟屋中南部６町で共同設置）において、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の現状・課題等の情報共有と情報発信、権利擁護に関する取り組みなどを協議し、地域の実情に応じた体制の充実を図ります。 ・医療機関、福岡児童相談所、粕屋保健福祉事務所など関係機関との連携強化に努めます。 ・難病や高次脳機能障害、発達障害を持つ本人とその家族等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、支援策について検討を進めます。 ・町内の在住、在学の児童生徒が抱える課題（学校不適応、家庭教育等）をスクールカウンセラーが児童生徒や保護者、教職員などから相談を受け、一人ひとりの成長・発達に応じた支援に努めます。

主な施策・事業	内　容
② 相談窓口の周知及び連携強化	・町の福祉課や健康課に相談窓口を設置しており、来所された場合、必要な情報提供及び相談内容に応じて関係課や関係機関との調整を行い、総合的かつ横断的な相談支援に努めます。 ・委託している相談支援事業所による相談業務を住民に周知し、障がい者が必要なサービス利用に繋がるよう連携し、対応に努めます。
③ 相談への対応力の向上	・民生委員児童委員に対し、障がい福祉を取り巻く法制度の動向や相談援助に関する研修会の開催、情報提供を行い、対応力の向上を図ります。 ・高齢者への総合的な相談窓口である地域包括支援センターの相談支援の中で、障がいを抱える家族等の存在を発見し、複合的な福祉課題を包括的に支援する対応力の向上に努めます。
④ 発達相談に関する相談支援の充実	・心身の発達に遅れや心配のある就学前の乳幼児の保護者に対し、言語聴覚士や保育士による早期相談・支援の提供を行っており、事業（子ども発達相談（きらきらルーム））について周知します。
⑤ 障がい者相談支援事業所等との連携によるケアマネジメント体制の充実	・障害支援区分認定等審査会の充実に努め、障がい者一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行います。 ・障がい者やその家族への情報提供、サービスに関する相談支援に取り組み、制度の円滑な実施と利用につなげます。 ・障がい福祉サービス等を利用する障がい者本人の状況に合わせて、適切なサービスが受けられるよう、相談支援事業所等との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を促進します。

施策の展開

2　障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の日常生活・社会生活を支えるサービスの量と質の充実に努めます。

主な施策・事業	内　容
① サービス情報の提供	・障がい者やその家族等が個々のニーズや実態に合わせてサービスを選択しやすいよう、相談支援事業所等と連携し、それぞれが実施しているサービスの内容について、情報提供や調整に努めます。 ・障がい福祉サービスや障がい者団体等に関する情報を網羅したガイドブックやパンフレットの作成、ホームページ等での情報公開に努めるとともに、障害者手帳新規交付時においてそれらを紹介し、サービスの情報提供に取り組みます。
② 訪問系サービスの充実	・身体介護・家事援助などの介護を必要とする障がい者が在宅で安心して生活できるよう、相談支援事業所等と連携し在宅介護のサービス提供体制の確保に努めます。 ➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載
③ 日中活動系サービスの充実	・障がい者の日中活動の機会や場の確保、就労機会の拡大に向け、日中活動系サービス提供体制の整備に努めます。また、町内だけでは確保が難しいサービスについては、町外の事業所も含めたサービス提供体制の確保に努めます。 ・障がい者の創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行うため、地域活動支援センター事業所の利用を促進します。 ・障がい者やその家族等の負担軽減を図るため、一時的な預かりを行う短期入所（ショートステイ）などのレスパイトサービスの利用促進を図ります。 ➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載

主な施策・事業	内　容
④ 居住系サービスの充実	・障がいの重度化・重複化、高齢化にも対応できるよう、広域的なエリアにおける施設連携を図り、居住支援、サービス提供体制の確保及び専門的ケアの支援強化に努めます。 ・障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、自立した生活に向けた相談、体験の機会・場、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備に努めます。 ➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載
⑤ 相談支援の充実	・障がい福祉サービス利用者に対する計画相談支援を進めるとともに、計画相談支援事業所のスキルアップを推進し、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービスの支給に努めます。 ・施設や病院等から地域生活に移行する際の住まいや日中の活動場所の確保、地域定着を支援するため、医療機関や施設、相談支援事業所等との連携を促進します。
⑥ 地域生活支援事業の充実	・障がい者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業の充実に取り組みます。 ➡ 各サービスは「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載
⑦ 住宅改修助成などの周知・普及	・日常生活が円滑に送れるように住宅改修の助成を行う「日常生活用具給付等事業（住宅改修費）」や「久山町住みよか事業」、「生活福祉資金貸付制度（住宅資金）」などを周知し、利用の推進を図ります。
⑧ 経済的な支援の充実	・障害基礎年金や特別障害者手当などの各種制度に基づく諸手当や生活福祉資金の貸付などの周知や利用促進に努め、障害者の経済的自立を支援します。 ・日常生活・社会生活にかかる経済的負担を軽減するための各種割引や減免等の制度の周知を図ります。
⑨ ボランティア団体への活動支援	・社会福祉協議会が開催するボランティア講座やボランティア団体の育成支援をバックアップします。 ・障がい当事者のニーズとボランティア活動が円滑にいくように、また、各ボランティア団体や個人ボランティアが活動しやすいように、社会福祉協議会との連携強化に努めます。

施策の展開

３　権利擁護のための施策の充実

障がいのある人の自己決定を尊重するとともに、成年後見制度等の周知や適切な利用を促進します。

また、障がいを理由とする差別の解消に向け、障がい者の虐待防止に関する制度等を普及啓発し、障がい者虐待の未然防止と早期発見・早期対応に向けた関係機関等との連携強化や虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する相談や支援に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 権利擁護センターの周知・普及	・障がい者の権利擁護や権利行使の援助などを行う、福岡県障がい者権利擁護センター※（福岡県障がい福祉課内）の存在や事業内容について周知・普及を図ります。
② 成年後見制度の周知及び利用促進	・町の広報紙やホームページ、リーフレット等を活用し、成年後見制度の周知及び利用促進に取り組みます。 ・「久山町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の整備・運営など、ネットワークの整備を検討します。 ・社会福祉協議会が実施する法人後見事業について周知啓発を行います。
③ 日常生活自立支援事業の周知及び利用促進	・認知症の人や障がい者が地域で安心して日常生活を営めるよう、日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」について周知し、相談があった場合には社会福祉協議会につなぎ、利用促進を図ります。
④ 投票所における環境づくり	・投票所において、車いす対応の記載台等の設置や点字、音声、拡大文字、インターネットを通じた候補者情報の提供など、障がい者が投票しやすい環境づくりに努めます。
⑤ 虐待防止対策の推進	・障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、住民への周知啓発に取り組みます。 ・障がい者への虐待防止のための関係機関との連携や相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。 ・町の福祉課に設置している「障がい者虐待防止センター」の周知に取り組み、虐待等を受けた障がい者の保護に努めます。 ・障がい福祉サービス事業所の職員に対し、虐待の未然防止、再発防止の啓発に努めます。

※福岡県障がい者権利擁護センターでは、認知症や精神障がい、知的障がいなどで判断能力が不十分になった人や家族等の成年後見制度利用のための相談支援、障がい者虐待疑義案件の通報の受理、関係機関との連絡調整及び市町村への支援を行っている。

主要施策２　保健・医療サービスの充実

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実に努めます。

また、周辺市町や医療機関との連携強化により、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進し、精神障がい者が地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。さらに、ギャンブル等依存症をはじめとする各依存症について、正しい知識の普及啓発と相談支援に取り組みます。

施策の展開

１　疾病予防、障がいの早期発見・早期治療の推進

妊娠期、乳幼児期における母子保健対策や発達段階での障がいの早期発見・早期対応に取り組みます。また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に向け、各種健康診査や健康教育、健康相談等の充実を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 母子保健事業の充実	・妊婦健康診査、産前・産後の健康管理、子育て世代支援包括支援センターによる相談支援を実施し、母子の健康の保持・増進を図ります。 ・地区担当保健師による赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）や乳幼児健康診査、健康教育等の充実を図り、子どもを見守る様々な関係機関・関係団体等と連携しながら、適切な対応や情報共有を行い、障がいの予防及び早期発見・対応に努めます。
② 健康増進に向けた事業の推進	・健康づくりに関する情報発信や健康教育・保健指導の充実を図り、疾病予防や健康づくりへの意識啓発を行います。 ・生活習慣病等の予防など、住民自らが生涯を通じて主体的に健康づくりを進めるとともに、行政・民間団体等が一体となって、個々の住民の状態に応じたきめ細やかな支援に取り組みます。 ・医療、保健、福祉等の連携による健康相談、情報提供を充実し、ＩＣＴを活用した健康管理を推進します。

施策の展開

2　地域医療体制の充実

障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、関係機関と連携・協力し、地域医療体制の充実を図ります。

主な施策・事業	内　容
① 地域医療の充実及び周知	・休日及び夜間における救急医療体制を確保するため、粕屋医師会と連携し、医療体制の確保に努めるとともに、事業の周知を図ります。 ・地域で歯科治療が困難な障がい者に対し、粕屋歯科医師会と連携を図り、訪問診療による歯科治療を推進します。また、事業について周知を図ります。
② 医療給付などの利用促進	・身体障害者手帳取得者で重度障害者医療費助成に該当する人へ制度の周知及び利用促進を図ります。 ・自立支援医療（更生、育成、精神通院）制度、特定疾患・小児慢性特定疾患医療費公費負担制度等について、病院や保健所等と連携し、周知及び利用促進を図ります。

施策の展開

3　精神保健福祉施策の充実

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神保健・医療・福祉の一体的な取り組みによる精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、住民への精神障がいに対する正しい理解を求め、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ※）な地域社会の実現を目指します。

さらに、ギャンブルやアルコール、薬物等への依存症対策として、保健・福祉関係機関との連携による相談及び回復支援を推進するとともに、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発に努めます。

主な施策・事業	内　容
① 精神障がい及び依存症に対する正しい理解の促進	・精神障がいのある人や依存症を持つ人の自立を支援するとともに、地域社会から孤立することがないよう、精神障がいや依存症に対する正しい理解の普及に努めます。
② 地域生活への移行定着に向けた支援の充実	・病院や施設等に入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行・地域定着を推進するため、関係機関と連携しながら、精神保健福祉に関する相談や指導の実施・充実を図ります。 ・精神障がい者の包括的な支援を行うため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。
③ 相談支援体制の充実	・精神障がい者本人やその家族の悩みや不安を解消するため、同じ精神障がい者の家族団体などのピアカウンセリング※による個別的援助・相談支援の実施に努めます。 ・依存症の治療や相談を行う医療機関や精神保健福祉センター等の周知や自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援に関する情報提供など、依存症及びその家族に対する支援の充実に努めます。

※インクルーシブとは、障がいがあることを理由に孤立したり、排除されることなく、誰もが社会の構成員として包み込み、支え合うこと。

※ピアカウンセリングとは、同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞き合いながら、自立生活を援助していくカウンセリングのこと。

主要施策３　療育・教育支援の充実

子どもたちの言葉や身体機能等の発達の遅れを早期に発見し、一人ひとりの状態に応じた専門的な相談や療育支援を提供し、生活上の不自由を軽減・解消するとともに、将来的な自立の道へつなげます。

また、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携体制を強化し、障がいのある子ども及びその家族に対して、切れ目のない支援を身近な地域で提供できる体制の構築を目指します。

施策の展開

１　療育支援・障がい児保育の充実

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを早い段階で発見し、適切な療育支援を受けられるよう、関係機関との療育体制づくりを推進します。

また、障がいのある子どもの支援と同時に、保護者の気持ちに寄り添い、受け止め、ともに考え、成長を喜ぶことを重視しながら療育支援や相談支援に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 母子保健事業の充実 ※再掲	・妊婦健康診査、産前・産後の健康管理、子育て世代支援包括支援センターによる相談支援を実施し、母子の健康の保持・増進を図ります。 ・地区担当保健師による赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）や乳幼児健康診査、健康教育等の充実を図り、子どもを見守る様々な関係機関と連携しながら、適切な対応や情報共有を行い、障がいの予防及び早期発見・対応に努めます。
② 療育体制の充実	・町（行政）の保健・医療・福祉・教育の各部門や保育教育施設などの関係機関が連携を図り、障がいの早期発見・対応に努め、乳幼児期からの一貫した療育体制づくりを推進します。 ・在宅心身障がい児の日常生活や集団生活などへの適応訓練を行うサービス等の周知及びその利用への支援に努めます。

主な施策・事業	内　容
③ 子ども発達相談（きらきらルーム）の推進	・発達の遅れなど療育が必要な未就学児に対し、臨床心理士や言語聴覚士等の専門職、専任の保育士による小集団・個別活動による療育支援を行います。 ・幼稚園・保育所の巡回や連絡会など他の機関との連携を図り、適切な支援ができる体制をとり、療育が必要な子どもの早期介入を行います。 ・発達に関する相談・面接で、家庭での親子の関わり方などの支援を行い、保護者の不安軽減に努めます。
④ 障がい児の成長を促す環境づくり	・障がいのある未就学児は、保育所、幼稚園においても受け入れています。今後、受け入れ体制の強化に向け、保育士を含む子どもに携わる全ての関係者に対し、障がいに関する知識習得のための研修会の実施や県主催の研修会を案内し、質の高い保育環境の提供に取り組みます。 ・子ども発達相談等において、療育が必要と判断された場合、町で療育事業を行い、必要に応じて就学前の児童発達支援の利用等につなぎ、切れ目のない療育環境を確保します。 ・障がいのある子どもが保育所や幼稚園において、安全に過ごせるよう、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。
⑤ 相談支援・情報提供の充実	・町内外の関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業所と連携・協力し、障がいのある子どもの療育や保護者の育児に関わる相談支援の充実を図ります。 ・障がいに関する相談支援や療育支援を実施する専門機関や療育支援施設等の情報を提供します。 ・障がいのある子どもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、住民に対し、障がいに関する理解を深めるための普及啓発を図ります。 ・障がいのある子どもの保護者同士等が集まる場を提供し、ピアカウンセリングを推進します。

施策の展開

2　教育環境等の充実

今後、支援を必要とする子どもたちは増えていくと考えられるため、保育・教育機関における適正な職員の配置や学級の設置を行うとともに、保育士や幼稚園教諭、小中学校の教職員、放課後児童クラブの支援員等に対し、障がいへの理解を深め、適切な関わりや援助を学ぶ研修の充実に取り組みます。

また、就学前から学校卒業後までを見通し、障がいのある児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導・支援を充実するとともに、可能な限り障がいのない児童生徒と共に学ぶインクルーシブ教育システム※の推進に努めます。

主な施策・事業	内　容
① 障がい児保育・教育の充実	・保育所・幼稚園への障がい児の受け入れを行うとともに、保育士・幼稚園教諭等を対象にした研修の充実に努めます。 ・幼稚園に特別支援教育担当職員を配置し、発達障がい等の園児に対応します。 ・小学校と中学校に知的及び情緒等障がい児に対する特別支援学級を設置し、個に応じた教育支援を行います。 ・特別支援教育相談員の定期的な保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回や教育支援委員会、子ども発達相談を実施します。 ・町内の小中学校の通常学級に在籍し、発達障がいや比較的障がいの程度が軽い児童生徒に必要な指導を行う通級指導教室による専門性を高め、指導内容の充実に努めます。

※インクルーシブ教育システムとは、必要な合理的配慮の下、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ仕組みのこと。

主な施策・事業	内　容
② 適切な就学のための教育支援	・障がいの種類や程度・特性を正しく捉え、障がい児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるように、保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を強化し、教育支援委員会による適正な就学のための教育支援に努めます。 ・町が雇用する臨床心理士による発達障がい児発達検査を継続的に実施し、担当職員や保護者への具体的なアドバイス等につなげます。 ・保育所・幼稚園・小学校・中学校それぞれの連絡会において、引き継ぎシート（個別の移行支援計画）を活用し、進学前後における適正な引き継ぎを行い、個々の状況に応じた一貫した教育支援に取り組みます。 ・個別の教育支援計画や指導計画、ふくおか就学サポートノートなどの周知及び活用促進を図り、継続性のある指導及び支援の充実を図ります。
③ 専門的な指導内容の充実	・障がいのある児童生徒の良さや可能性を伸ばし、社会的な自立に向けた教育活動を推進するため、特別支援教育コーディネーター※を活用し、個に応じた適切な支援に努めます。 ・久山町教育委員会において、特別支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒観察、教育相談、発達検査実施及びフィードバック、各学校、幼稚園教諭への具体的な対応に関する指導・助言を行います。 ・臨床心理士の派遣や特別支援教員及び補助教員を配置し、障がいのある子どもやその保護者のニーズに応じた教育内容・方法と指導体制の充実を図ります。
④ インクルーシブ教育システムの推進	・障がい者（児）に対する理解と適切な関わりや援助について学び、「ノーマライゼーション」の理念の実現を目指し、教職員・保護者・児童生徒が一体となった交流学習を推進します。 ・車いす・手話・盲導犬体験などを促進します。 ・合理的配慮を含む必要な支援の下、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解し合うことができるよう、交流及び共同学習の機会をつくり、インクルーシブ教育システムの推進に努めます。

※特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育のため、主に校内支援委員会の開催、関係機関と学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口、幼保小中との引継ぎなどの役割を担う人のこと。

主な施策・事業	内　容
⑤ 教育環境の整備	・障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設・設備等の改修等に努め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。 ・障がいの特性や状態に応じ、ＩＣＴや音声教材等を活用した教育環境の充実を図ります。
⑥ 放課後対策の推進	・民間による放課後等デイサービス事業者は町内に３か所あり、今後、保護者等のニーズを把握しながら、同事業所の新規参入について協議し、進めていきます。 ・放課後児童クラブによる障がいのある児童の受け入れについて教育課と連携しながら体制整備を進めるとともに、支援員の障がいに対する理解や適切な援助を学ぶ研修会の実施に努めます。
⑦ 発達障がい等への支援の充実	・見た目では障がいがわかりづらいことで周囲の理解や支援が不足しがちな発達障がいや情緒障がい、知的及び精神障がい、難病等について周知を図り、理解促進や支援を呼びかけます。 ・発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等について情報提供を行い、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組みます。 ・町の福祉課や健康課、相談支援事業所と連携し、発達障がいのある人や子どもと保護者への相談支援に取り組みます。 ・地域の医療・保健・福祉・教育等の関係者間で、発達障がいのある人の課題について情報共有を図るとともに、関わり方や援助等を協議し、連携の強化を図ります。
⑧ 希望する進路実現に向けた支援	・障がいのある生徒と保護者が希望する進路実現に向け、学校やハローワーク等の関係機関と連携し、進路選択における相談支援の充実や確実な移行支援を図るための体制整備に努めます。 ・学校卒業後に就労を希望する生徒に対し、相談会の実施や個々の状況に応じた就労移行支援事業所・就労継続支援事業所、一般就労などの情報提供を行います。

主要施策４　雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立した社会生活を送るため、障がい者の雇用促進や就労定着に向けた障がいへの理解や配慮を求め、さらなる雇用対策の充実を目指します。また、一般就労を希望する人には、可能な限り一般就労できるよう支援し、一般就労が難しい人には、就労継続支援事業所等で対応できるように、支援を推進します。

さらに、障がいのある人の特性や能力に応じて、多様な働き方ができ、その能力が十分に発揮されるよう、農業分野との連携など就労の場の確保に努めます。併せて、経済的負担の軽減等のため、年金等の周知及び利用を促進し経済的自立を支援します。

施策の展開

１　総合的な就労支援

就労意欲のある障がい者がその適正と能力に応じて、希望する就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携、障がい者雇用に向けた啓発活動の推進、職場定着に向けた総合的な就労支援に取り組みます。

主な施策・事業	内　容
① 関係機関との連携強化	・障がい者の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、福岡障害者職業センター（福岡市中央区）、職業能力開発校（北九州市若松区）、福岡高齢・障害者雇用支援センター（福岡市中央区）、障害者就業・生活支援センター（古賀市）の事業者、就労移行支援サービス提供事業者等との連携を維持・強化します。
② 就労に関する相談支援等の充実	・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等が実施する相談支援や生活指導について周知します。 ・就職を希望する障がい者に対して、生活面・就労面の相談や情報提供、就労定着に至るまで関係事業所等と連携し、支援に取り組みます。 ・障がい者の就労定着に向けて、障がい者の就労後のサポートやケア、必要に応じて企業等との連絡調整を行うよう、相談支援事業所や就労移行支援施設に働きかけます。

主な施策・事業	内　容
③ 一般就労の促進	・障害者雇用支援月間（毎年９月）に障がい者の雇用拡大に向けた啓発を行います。 ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、ジョブコーチ（職場適応援助者）やトライアル雇用等を活用した障がい者の職場体験や職場定着の支援に努めます。 ・精神障がい者の就労支援の担い手として、ハローワークが実施している「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の周知を図ります。
④ 福祉的就労の充実	・「障害者優先調達推進法」に基づき、町での物品の調達等において、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 ・就労継続支援サービス提供事業所と連携し、事業の促進に取り組みます。

施策の展開

2　就労の場の拡充

一般企業だけではなく、障がい者の希望や特性に応じて、様々な働き方を選択できるよう、公的機関の雇用促進や農業分野との連携など、多様な就労の場の拡充に努めます。

主な施策・事業	内　容
① 公的機関の雇用の促進	・障がい者の町職員雇用について、障害者法定雇用率の達成に努めます。 ・様々な働き方を選択できるよう、雇用の場の確保に努めます。
② 農福連携の推進	・障がい者の雇用拡大と農業生産の拡大等に伴う作業従事者確保の双方の課題解決を目的とした農福連携の取り組みを活用し、障がい者の職場の確保に努めます。 ・福岡県が作成した「農業分野における障害者雇用マニュアル」などを活用し、障がい特性を踏まえた参画の推進に努めます。
③ 物品・サービスの優先購入（調達）	・「障害者優先調達推進法」に基づき、町や行政機関等の調達において、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

施策の展開

3　経済的自立の推進

障がい者の経済的自立を推進するため、年金、各種手当等の制度を周知し、利用促進に努めます。

主な施策・事業	内　容
① 各種年金・手当等の周知・利用促進	・障害基礎年金や特別障害者手当などの各種制度に基づく諸手当や生活福祉資金の貸付などの周知や利用促進に努め、障害者の経済的自立を支援します。 ・日常生活・社会生活にかかる経済的負担を軽減するための各種割引や減免等の制度の周知を図ります。

空白ページ

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

目指すまちの姿

障がいのある人もない人も互いに認め支え合う 安心とやさしさを感じるまち

第１章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

本計画では、国が示した基本指針を踏まえ、令和５年度を目標年度とした達成すべき成果目標を設定します。

成果目標１　福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○障がい者の地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。目標値は、令和５年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の６％以上が地域へ移行するとともに、令和５年度末施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【本町の方針】

本町では、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進する一方で、施設入居者や同居家族等の高齢化などにより、在宅生活が困難な障がい者の利用意向を踏まえ、

令和５年度末の施設入所者数を 15 人とし、全体では１人の削減を目指します。

【成果目標１　福祉施設入所者の地域生活への移行】

項　目		数　値	備　考
実　績（令和元年度末）		16 人（A）	令和元年度末時点の施設入所者数
見込み（令和５年度末）		**15 人**（B）	令和５年度末の施設入所者数
目標値	施設入所者数の削減見込	**1 人**（C）	（A）－（B）
		6.3%	（C）÷（A）（国：1.6%以上の削減）
	地域生活移行者数	**1 人**（D）	
		6.3%	（D）÷（A）（国：６%以上の地域移行）

成果目標２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】
○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取り組みを推進していくとともに、協議の場の活性化に向けた取り組みが必要。

【本町の方針】
精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などの関係者が重層的に連携し、支援体制を構築することが必要という観点から、

令和５年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

【成果目標２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

項　目	数　値	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数	実　績 （令和２年度末）	０か所
	目標値 （令和５年度末）	**１か所**

成果目標３　地域生活支援拠点等の充実

【国の基本指針】
○令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【本町の方針】
地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れや対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点、もしくは地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制のことです。
本町を含む粕屋中南部６町（久山町、篠栗町、粕屋町、須恵町、志免町、宇美町）において協議を進めた結果、緊急時の受け入れについて整備を行い、令和３年度から運用を開始します。

今後、緊急時の受け入れが可能な施設の周知を図るとともに、関係機関、事業所等とのネットワークの構築を進め、地域生活支援拠点の整備を進めていきます。

成果目標４　福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和５年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の１．２７倍以上とする事を基本とする。その際に、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の１．３０倍以上を目指すこととする。

○障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【本町の方針】

本町では、令和元年度中に、福祉施設から一般就労へ移行した人の実績は１名ですが、障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を送るための基盤として、就労支援は重要です。

今後もハローワークなど就労支援の関係機関等と連携し、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援を行います。また、障がい者の一般就労や雇用支援策に関し周知を行い、障がい者雇用の推進に努めます。

【成果目標４　福祉施設から一般就労への移行等】

項　目		数　値	備　考
年間一般就労移行者数	実　績	１人 （令和元年度）	令和５年度中、令和元年度と比べて、福祉施設から一般就労への移行実績の１．２７倍以上
	目標値	**２人 （令和５年度）**	
就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数	実　績	１人 （令和元年度）	令和５年度中、令和元年度と比べて、就労移行支援事業を利用した一般就労への移行実績の１．３０倍以上
	目標値	**２人 （令和５年度）**	
一般就労移行者が就労定着支援事業を利用している人数	実　績	３人 （令和元年度）	令和５年度中、一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用している人の数
	目標値	**４人 （令和５年度）**	

※国の指針に基づく

成果目標５　障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

○令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。

○各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

○重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和５年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に１か所以上確保することを基本とする。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本町の方針】

児童発達支援センターは、粕屋中南部圏域に２か所整備されています。

この児童発達支援センターにおいては、保育所等訪問支援の事業も行われているため、必要に応じて利用の推進を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスは、町内事業所で実施しています。

今後も重症心身障がい児の受け入れ体制が確保できるよう、地域における障がい児等のニーズ、児童発達支援や放課後等デイサービスでの障がい児の受け入れ状況などを関係機関と共有し、サービスの利用を図ります。

医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の適切な支援を受けられるよう、

今後、医療的ケア児の協議の場において相談支援事業所のコーディネーターと連携し、支援の調整を進めます。

【成果目標５　障がい児支援の提供体制の整備等】

項　目	現　状
児童発達支援センターの設置	圏域に２か所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	設置
医療的ケア児の支援に関し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置

成果目標６　発達障がい者等に対する支援

【国の基本指針】

○発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要。

【本町の方針】

本町では、発達面において援助が必要な子どもを早期発見するため、幼稚園・保育所の巡回や連絡会など他の機関との連携を図りながら適切な支援ができる体制をとっています。また、子ども発達相談等において療育が必要と判断される場合、町の療育事業を行い、子どもの特性に応じたきめ細やかな支援を実施しています。

今後も身近な地域において相談支援が受けられる環境を整え、保護者等が発達障がいの特性を理解し、知識や方法、適切な対応を身に付けられるよう、児童発達支援事業所や子ども発達相談（きらきらルーム）と連携を行います。また、発達障がい児及びその家族等に対して適切な情報を周知するとともに、支援体制の確保に努めます。

成果目標７　相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】
○令和５年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【本町の方針】
町内の相談支援事業所は、令和２年度末現在で２か所、相談支援専門員は６人となっています。

今後も障がいの種別やニーズに対応し、総合的・専門的な相談支援を継続できるよう、各事業所と連携を図ります。

成果目標８　障がい福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】
○市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取り組みを通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和５年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【本町の方針】
本町では、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用するとともに、事業所等との共有を図っています。

今後もサービス提供事業所からの請求データの点検等が適切に行えるよう、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に参加し、資質の向上に努めます。

【成果目標８　障がい福祉サービス等の質の向上】

項　目	数　値	
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への町職員の参加人数	実　績	２人 （令和２年度）
	目標値	**２人 （令和５年度）**

第２章 障がい福祉サービス等の見込み

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについて、第４期障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）、第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画（平成 30 年度～令和２年度（見込み））の実績をもとに、第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）の事業量を見込みました。

なお、令和２年１月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの人が集まる事業の中断やサービスの利用自粛に伴い、令和２年度の見込みは少ない又は低いものもあります。

第１節　障がい福祉サービスの事業量の見込み

障がい福祉サービスの「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」について事業量を見込みます。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人/月	１か月当たりの利用人数
時間/月	１か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）
人日/月	１か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

１　訪問系サービス

障がい者等の地域生活を支援していくため、以下の５つの訪問系サービスを実施しています。

【訪問系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 居宅介護（ホームヘルプ）	居宅介護の支援が必要と判断された障がい者（障害支援区分１以上）の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者（障害支援区分４以上）に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
③ 同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等（障害支援区分２以上）の外出時に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

サービス名	サービス内容
④ 行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者（障害支援区分３以上）に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
⑤ 重度障がい者等包括支援	意思疎通に著しい困難を伴う重度障がい者（障害支援区分６）に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【訪問系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① 居宅介護（ホームヘルプ）	人/月	6	7	7	**8**	**9**	**10**
	時間/月	276	372	391	**300**	**350**	**400**
② 重度訪問介護	人/月	0	1	1	**1**	**1**	**1**
	時間/月	0	119	148	**180**	**180**	**180**
③ 同行援護	人/月	3	2	3	**3**	**3**	**3**
	時間/月	40	25	31	**36**	**36**	**36**
④ 行動援護	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	時間/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
⑤ 重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	時間/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**

【訪問系サービスの見込み量の考え方及び方策】

訪問系サービスの利用者数に大幅な変動はありません。居宅介護の利用時間は増加傾向にあります。利用ニーズの増大に応じて適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービス事業所等と連携し、必要とされるサービスの提供・維持を図ります。

また、行動援護と重度障がい者等包括支援は、サービスの特性上、対象者が限られ、これまでの利用実績はなく、今後の見込みもありませんが、サービス提供を行える体制を確保するとともに、サービスの周知を図ります。

2　日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービスの利用を保障するため、以下の９つの日中活動系サービスを実施しています。

【日中活動系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 生活介護	地域や入所施設において、常時介護が必要である障がい者（障害支援区分３以上（施設入所者は障害支援区分４以上））に対して、昼間に入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
② 自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がい者または難病を患っている方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
③ 自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
④ 就労移行支援	65 歳未満の人で一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑤ 就労継続支援（A 型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑥ 就労継続支援（B 型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などに、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑦ 就労定着支援	一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスです。
⑧ 療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
⑨ 短期入所（ショートステイ）	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ、短期間の入所を必要とする障がい者（障害支援区分１以上）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

【日中活動系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① 生活介護	人/月	25	26	26	**26**	**27**	**28**
	人日/月	494	510	529	**572**	**594**	**616**
② 自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	**1**	**1**	**1**
	人日/月	23	23	23	**23**	**23**	**23**
③ 自立訓練（生活訓練）	人/月	0	1	1	**1**	**1**	**1**
	人日/月	0	14	16	**22**	**22**	**22**
④ 就労移行支援	人/月	5	3	3	**6**	**7**	**8**
	人日/月	70	41	63	**132**	**154**	**176**
⑤ 就労継続支援（A型）	人/月	0	1	1	**1**	**1**	**1**
	人日/月	0	17	23	**22**	**22**	**22**
⑥ 就労継続支援（B型）	人/月	8	9	11	**11**	**12**	**13**
	人日/月	165	187	225	**231**	**252**	**273**
⑦ 就労定着支援	人/月	2	3	3	**3**	**3**	**3**
⑧ 療養介護	人/月	5	4	4	**5**	**5**	**5**
⑨ 短期入所							
福祉型短期入所	人/月	5	7	4	**8**	**9**	**10**
	人日/月	16	23	17	**24**	**27**	**30**
医療型短期入所	人/月	0	1	1	**3**	**3**	**3**
	人日/月	0	1	1	**6**	**6**	**6**

【日中活動系サービスの見込み量の考え方及び方策】

生活介護の利用者数は毎年１人ずつの利用増を見込み、今後も利用ニーズを把握し、必要とされる人へのサービス提供体制の確保を図ります。

就労移行支援は、利用者数及び利用日数の増加を見込んでいます。特別支援学校の卒業生や一般就労を目指す障がい者への情報提供に努め、一般就労へ移行した障がい者が就労の定着ができるよう、安心して働ける環境づくりなどの支援の充実を図ります。

短期入所は、家族等介護者のレスパイト（一時的な休息）や緊急時の利用などのニーズを踏まえ、迅速かつ円滑な利用が促進できるよう、事業者と連携し、サービス提供体制の拡充に努めます。

3　居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する人に対し、地域における居住の場を保障するため、以下の３つの居住系サービスを実施しています。

【居住系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから、ひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、日常生活を営む上での問題を把握し、必要な情報提供及び助言、相談、関係機関との連絡調整等を行うサービスです。
② 共同生活援助（グループホーム）	就労または自立訓練、就労移行型支援等を受けている障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。
③ 施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている障がい者（障害支援区分４以上）に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービスです。

【居住系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① 自立生活援助	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**1**
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
② 共同生活援助（グループホーム）	人/月	4	4	4	**4**	**5**	**6**
精神障がい者の共同生活援助	人/月	4	4	4	**4**	**5**	**6**
③ 施設入所支援	人/月	16	16	16	**16**	**16**	**15**

【居住系サービスの見込み量の考え方及び方策】

自立生活援助は平成 30 年度から新たに始まった事業であり、利用実績はありませんが、地域生活への移行を推進するために重要なサービスであるため、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービス提供体制の確保に努めるとともに、事業の周知を図ります。

共同生活援助（グループホーム）の利用者は増加を見込んでいます。障がい者の高齢化が進む中、親亡き後の支援としても重要な支援となります。事業者への情報提供等を行い、誘致に努めます。

施設入所支援は、毎年度 16 人/月の利用があり、一定数の利用ニーズはあると考えられます。本人や家族の福祉施設への入所支援のニーズを踏まえながら、地域生活への移行や地域への定着を支援していきます。

4　相談支援

地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支えるため、以下の３つの相談支援を実施しています。

【相談支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。
② 地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対し、居住の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行うサービスです。
③ 地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他の便宜を供与するサービスです。

【相談支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① 計画相談支援	人/年	50	54	60	**60**	**63**	**66**
② 地域移行支援	人/年	0	0	0	**0**	**0**	**1**
精神障がい者の地域移行支援	人/年	0	0	0	**0**	**0**	**1**
③ 地域定着支援	人/年	0	0	0	**0**	**0**	**1**
精神障がい者の地域定着支援	人/年	0	0	0	**0**	**0**	**1**

【相談支援の見込み量の考え方及び方策】

計画相談支援は、平成27年度から、障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画の作成が必須となり、利用者は増加している状況で、今後もさらに増加が見込まれます。障がい者一人ひとりの特性に応じた丁寧なケアマネジメントが提供できるよう、町内２か所の相談支援事業所及び他の相談支援事業所との連携に努めます。

地域移行支援、地域定着支援はこれまで利用実績はありませんが、今後、精神科病院等から地域生活移行のための支援にあたり、多様なニーズが顕在化すると考えられるため、サービス提供体制の整備に努め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。

第２節　障がい児福祉サービスの事業量の見込み

障がい児福祉サービスは、「障がい児通所支援」「障がい児相談支援」「障がい児入所支援」について事業量を見込みます。

１　障がい児通所支援

障がい児及びその家族に対し、身近な地域で切れ目なく支援できるように、以下のサービスを実施しています。

【障がい児通所支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスです。障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応可能です。
② 放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みと長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供を行うことによって、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
③ 保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し、支援方法などの指導等を行うサービスです。
④ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行うサービスです。
⑤ 医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。

【障がい児通所支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① 児童発達支援	人/月	6	6	4	**7**	**8**	**9**
	人日/月	40	25	37	**70**	**80**	**90**
② 放課後等デイサービス	人/月	14	22	28	**30**	**34**	**38**
	人日/月	175	312	389	**400**	**450**	**500**
③ 保育所等訪問支援	人/月	1	1	2	**3**	**4**	**5**
	人日/月	1	2	2	**3**	**4**	**5**
④ 居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	人日/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
⑤ 医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**
	人日/月	0	0	0	**0**	**0**	**0**

【障がい児通所支援の見込み量の考え方及び方策】

児童発達支援は、今後、対象児童の増加が予測され、放課後等デイサービスの利用者も毎年増加傾向にあり、今後も支援が必要な児童による利用の増加が見込まれるため、障がい児及びその保護者が安心して、質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導・研修等の実施を検討していきます。

また、障がいのある児童と障がいのない児童ができる限り共に成長できる環境をつくるため、放課後児童クラブによる障がい児の受け入れ可能となるよう、関係課と協議を進めます。

医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援は、サービスの特性上、対象者が限られ、これまでの利用実績はありませんが、今後のニーズに応じて適切なサービス提供を行える体制を確保するとともに、サービスの周知を図ります。

2　障がい児相談支援

障がい児通所支援サービスを利用する全ての児童を対象に、障がい児支援利用計画を作成するため、障がい児相談支援を実施しています。

【障がい児相談支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 障がい児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行うため、障がい児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。 また、入所サービスについては、児童相談所（県）が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

【障がい児相談支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① 障がい児相談支援	人/年	21	32	34	**35**	**43**	**50**

【障がい児相談支援の見込み量の考え方及び方策】

障がい児相談支援は、今後の利用増加が見込まれます。町内２か所の相談支援事業所及び他相談支援事業所と連携し、障がい児の適切なサービス利用につなげていきます。

3　障がい児入所支援

障がい児の施設入所については、県が所管として実施しています。

【障がい児入所支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 福祉型児童入所支援	障がい児の保護、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、独立自活に必要な知識技能の付与などを行うサービスです。
② 医療型児童入所支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童の保護、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、独立自活に必要な知識技能の付与などを行うサービスです。

4　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターの配置が求められています。

【コーディネーターの配置の実績と見込み量】

項　目	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① コーディネーターの配置人数	人	0	0	1	**1**	**1**	**1**

【コーディネーターの配置の見込み量の考え方及び方策】

医療的ケア児の支援を総合的に調整するコーディネーターの養成について、相談支援事業所に働きかけていきます。

5　障がい児支援における子ども・子育て支援との連携

障がいのある子どもが希望に沿ったかたちで、保育所や幼稚園等を利用できるよう、保育・教育施設の受け入れ体制の整備が求められています。

【保育所・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の実績と見込み量】

項　目	単位	実　績	**見込み**		
		令和元年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
① 保育所	人	5	**7**	**7**	**7**
② 幼稚園	人	21	**17**	**17**	**17**

【保育所・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の見込み量の考え方及び方策】

子ども・子育て支援と連携しながら、障がいのある児童のニーズを把握し、また、保育士等の研修を充実することにより、保育所等における受け入れ体制の整備に努めます。

第３章 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がい福祉サービス等とは別に、地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の判断で柔軟に実施する事業として定められています。

これまでの実績をもとに、第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）の事業量を見込みました。

第１節　必須事業

（１）相談支援事業

【サービス内容】

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

【相談支援事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
相談支援事業実施	か所	1	2	2	**2**	**2**	**2**

【相談支援事業の見込み量の考え方及び方策】

本町では、町内に２か所の相談支援事業所が事業を行っており、各事業所と連携し、障がい者の生活支援の一助を担っています。

（２）成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

障がい福祉サービスの利用観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、必要経費を助成することで利用を支援し、障がい者の権利擁護を図るサービスです。

【成年後見制度利用支援事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
成年後見制度利用支援事業申立件数	件/年	0	0	0	**0**	**1**	**1**

【成年後見制度利用支援事業の見込み量の考え方及び方策】

これまでに障がいがある人の申立の実績はありませんが、今後も事業の周知を図り、必要な人が利用できるように努めます。

（３）意思疎通支援事業

【サービス内容】

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等を行う支援サービスです。

【意思疎通支援事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
手話通訳者、要約筆記者派遣回数	回/年	0	0	0	**5**	**5**	**5**

【意思疎通支援事業の考え方及び方策】

これまでに手話通訳派遣の実績はありませんでした。
令和３年度より、福岡県聴覚障害者協会に事業を委託し、サービスを行います。

（４）日常生活用具給付事業

【サービス内容】

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

① 介護・訓練支援用具

身体介護を支援する用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器機等）

② 自立生活支援用具

入浴や歩行、食事等を支援する用具（入浴補助用具、移動移乗支援用具等）

③ 在宅療養等支援用具

在宅療養を支援する用具（透析液加温器、電気式たん吸引器等）

④ 情報・意思疎通支援用具

情報収集、意思疎通等を支援する用具（情報・通信支援用具等）

⑤ 排泄管理支援用具

排泄管理を支援する用具（ストマ用具、紙おむつ、収尿器等）

⑥ 住宅改修費

居宅生活活動を円滑に行うための手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な住宅改修

【日常生活用具給付事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
日常生活用具給付件数　合計	件/年	215	240	258	**273**	**283**	**300**
① 介護・訓練支援用具	件/年	0	2	0	**1**	**1**	**1**
② 自立生活支援用具	件/年	4	1	1	**1**	**1**	**1**
③ 在宅療養等支援用具	件/年	0	3	0	**1**	**1**	**1**
④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	0	**0**	**0**	**1**
⑤ 排泄管理支援用具	件/年	210	234	257	**270**	**280**	**295**
⑥ 住宅改修費	件/年	0	0	0	**0**	**0**	**1**

【日常生活用具給付事業の見込み量の考え方及び方策】

日常生活用具給付件数は増加が見込まれます。今後も日常生活用具に関する製品の充実に努めるとともに、事業の周知及び情報提供を行い、利用促進を図ります。

（５）手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

聴覚及び音声、言語機能に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人の日常生活及び社会生活を支援するため、手話奉仕員養成研修を実施し、養成する事業です。１市７町（古賀市、久山町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町）での手話奉仕員の養成研修は平成30年度で終了し、令和３年度より糟屋中部３町（久山町、篠栗町、粕屋町）で取り組みます。

【手話奉仕員養成研修事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
手話奉仕員養成研修事業修了者数	人/年	2	0	0	**0**	**5**	**0**

【手話奉仕員養成研修事業の考え方及び方策】

今後は糟屋中部３町で連携し、手話奉仕員養成研修の実施に努め、人材の確保・育成を推進します。

（６）移動支援事業

【サービス内容】

屋外の移動が困難な障がい者などに対して、社会参加や余暇活動を促進するために、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

【移動支援事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
利用者数	人/年	11	11	12	**13**	**14**	**15**
延べ利用者数	人日/年	79	87	95	**100**	**105**	**110**

【移動支援事業の見込み量の考え方及び方策】

移動支援事業の利用は増加しており、今後も増加が見込まれます。今後も事業の周知を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（７）地域活動支援センター事業

【サービス内容】

障がいのある利用者に対して創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

○ **地域活動支援センターⅠ型**

・相談事業を実施することや専門職員を配置することで、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

○ **地域活動支援センターⅡ型**

・地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴のサービスを実施します。

○ **地域活動支援センターⅢ型**

・地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等の通所による援護事業（小規模作業所）を実施します。

【地域活動支援センター事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
契約事業所数	か所	1	2	2	**2**	**2**	**2**
利用者数	人/年	2	2	2	**2**	**2**	**3**

【地域活動支援センター事業の見込み量の考え方及び方策】

地域活動支援センターを利用する障がいのある人が多くの経験や人との出会いの場となるよう内容の充実に努めるとともに、事業の周知及び利用促進を図ります。

第２節　任意事業

（１）日中一時支援事業

【サービス内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

【日中一時支援事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
日中一時支援支給決定者数	人/年	6	6	6	**6**	**6**	**7**
実利用者数	人/年	5	4	4	**4**	**4**	**5**

【日中一時支援事業の見込み量の考え方及び方策】

日中一時支援事業の利用に大幅な変動はありませんが、今後も事業の周知を図り、障がい者本人及びその家族のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（２）社会参加促進事業

【サービス内容】

障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部助成などを行っています。

○ **自動車運転免許取得費助成事業**

・身体障がい者及び知的障がい者が自動車運転免許を取得するために必要な経費を助成します。

○ **自動車改造助成事業**

・身体障がい者が就労等のために購入し、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【社会参加促進事業の実績と見込み量】

区　分	単位	実績（※令和２年度は見込み）			**見込み**		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業利用者数	人/年	0	2	0	**1**	**1**	**1**

【社会参加促進事業の見込み量の考え方及び方策】

自動車運転免許の取得や改造費の助成について周知を図り、障がいのある人の積極的な社会参加を支援します。